

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年5月29日

【会社名】 株式会社MTG

【英訳名】 MTG Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松下 剛

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区本陣通二丁目32番
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」において行っております。)

【電話番号】 052-307-7890

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営推進本部長 渡邊 将人

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区本陣通四丁目13番

【電話番号】 052-307-7890

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営推進本部長 渡邊 将人

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	26,529,350,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	5,290,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	5,475,150,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	5,900,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．平成30年5月29日開催の取締役会決議によっております。

- 発行数については、平成30年5月29日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数5,045,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数855,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成30年6月21日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
- 平成30年5月29日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分（以下「本募集」という。）の発行株式の一部は、野村證券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。）される予定であります。上記発行数は、本募集における日本国内において販売（以下「国内募集」という。）される株数の上限です。なお、海外販売株数は、本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）の需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日（平成30年6月29日）に決定されますが、海外販売株数は本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
- 上記発行数5,900,000株には、国内募集における販売に供される株式（以下、国内募集において販売される株数を「国内販売株数」という。）と海外販売に供される株式が含まれており、上記発行数5,900,000株は、本募集に係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な本募集に係る国内販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数以上とします。
- 当社は、野村證券株式会社に対し、上記国内販売株数の一部を、当社が指定する下記販売先（親引け先）に販売することを要請する予定であります。当社が指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
MAXFIELD INTERNATIONAL INVESTMENTS LIMITED	取得株数324,000株及び取得金額1,700,000,000円を上限として要請を行う予定であります	親引け先の主要株主はアジアの女優、范冰冰（ファン・ピンピン）氏であり、親引け先とは共同開発契約を締結しており、今後の関係性の強化のため
M T G 持株会	上限 80,000株	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

- 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 上記とは別に、平成30年5月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,035,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成30年6月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で国内募集を行います。引受価額は平成30年6月21日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、国内募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分		発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集		-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集		-	-	-
ブックビルディング方式	新株式発行	5,045,000	22,684,842,500	12,476,663,375
	自己株式の処分	855,000	3,844,507,500	-
計（総発行株式）		5,900,000	26,529,350,000	12,476,663,375

（注）1．全株式を引受人の買取引受けにより募集致します。

2．上場前の公募を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成30年5月29日開催の取締役会決議に基づき、平成30年6月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5．発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

6．有価証券届出書提出時における想定発行価格（5,290円）で算出した場合、国内募集における発行価格の総額（見込額）は31,211,000,000円となります。

7．本募集及び引受人の買取引受けによる売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

8．本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 平成30年7月2日(月) 至 平成30年7月5日(木)	未定 (注)4	平成30年7月9日(月)

(注)1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定致します。

発行価格は、平成30年6月21日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年6月29日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年6月21日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成30年6月29日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成30年5月29日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成30年6月29日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当致します。

5. 株式受渡期日は、平成30年7月10日(火)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものと致します。

7. 申込み在先立ち、平成30年6月22日から平成30年6月28日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止致します。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いを致します。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 名古屋駅前支店	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号

（注） 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成30年7月9日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことと致します。 3. 引受手数料は支払われません。但し、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号		
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号		
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地		
計	-		

（注）1. 平成30年6月21日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成30年6月29日）に元引受契約を締結する予定であります。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
29,182,285,000	130,000,000	29,052,285,000

- (注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(5,290円)を基礎として算出した見込額であります。
3. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内販売株数の上限に係るものであります。海外販売株数に係るものにつきましては「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
5. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額29,052百万円については、海外販売の手取概算額(未定)及び「1新規発行株式」の(注)7.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限5,119百万円と合わせた手取概算額合計上限34,171百万円を、以下の使途に充当する予定であります。

研究開発資金として

「ブランド開発カンパニー」(「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)事業ビジョン」をご参照下さい。)として、新商品開発及び品質改善のための研究開発資金として5,257百万円(平成30年9月期642百万円、平成31年9月期2,106百万円、平成32年9月期2,508百万円)を充当する予定であります。特に、今後はAI・IoTを生かした新商品開発を積極的に行います。AIについては、MTG AI研究所にて当社が独自で取得したビッグデータ(デバイス使用履歴や生体データ)をAIに学習させ、商品開発やマーケティング等の様々な取り組みを加速してまいります。

当社及び当社ブランドの認知度及び価値向上のための資金として

当社及び当社ブランドの認知度及び価値向上のための広告宣伝活動や販売促進活動の資金として4,347百万円(平成30年9月期590百万円、平成31年9月期1,272百万円、平成32年9月期2,485百万円)を充当する予定であります。

国内外の事業加速のための運転資金として

国内事業の展開に加え、更なる海外への事業拡大を図るための運転資金として5,593百万円(平成30年9月期2,066百万円、平成31年9月期1,735百万円、平成32年9月期1,791百万円)を充当する予定であります。

人材投資資金として

人材投資のために、5,920百万円(平成30年9月期46百万円、平成31年9月期2,029百万円、平成32年9月期3,845百万円)を充当する予定であります。前述のブランド開発の加速のために、技術者を積極的に採用してまいります。また、更なる海外事業展開、品質向上、知的財産の保護体制の強化及び社内管理体制強化のために、グローバル人材や専門性の高い人材を採用してまいります。加えて、若手の活躍できる環境を整え、新卒採用も強化してまいります。また、「一人ひかる」を実現するために、グループ経営方式(「第二部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営システム」をご参照下さい。)や研修等を通じた人材育成、処遇の改善及び多様な働き方の実現可能な制度構築を進めてまいります。

借入金の返済資金として

中国をはじめとしたアジア、アメリカ、ヨーロッパへの海外事業展開資金及び新研究開発センター建設用の土地取得資金として調達した借入金の返済資金として、平成30年9月期に12,228百万円を充当する予定であります。

上記以外の残額は、事業規模拡大のための運転資金に充当する方針ではありますが、具体化している事項はありません。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成30年6月29日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金と致します。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	1,000,000	5,290,000,000	愛知県大府市 松下 剛 1,000,000株
計(総売出株式)	-	1,000,000	5,290,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2．「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止致します。

3．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（5,290円）で算出した見込額であります。

4．売出数等については今後変更される可能性があります。

5．振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6．に記載した振替機関と同一であります。

6．本募集及び引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。

7．引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照下さい。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1 (注)2	未定 (注)2	自 平成30年 7月2日(月) 至 平成30年 7月5日(木)	100	未定 (注)2	引受人の本店及 び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3

- (注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、国内募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。但し、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、国内募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成30年6月29日）に決定される予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。但し、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものと致します。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
-	入札方式のうち入札 による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札 によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング 方式	1,035,000	5,475,150,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社 1,035,000株
計(総売出株式)	-	1,035,000	5,475,150,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式1,035,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、野村證券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止致します。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（5,290円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）6.に記載した振替機関と同一であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 7月2日(月) 至 平成30年 7月5日(木)	100	未定 (注) 1	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（平成30年6月29日）に決定される予定であります。但し、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものと致します。
4. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7.に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2．第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である松下剛（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年5月29日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,035,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 1,035,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成30年8月7日（火）

（注）1．募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、平成30年6月21日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2．割当価格は、平成30年6月29日に決定される予定の「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、平成30年7月10日から平成30年7月31日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である松下剛並びに当社株主である株式会社Mコーポレーション、中島敬三、川嶋光貴、長友孝二、清川卓也、本島一、井上祐介、久世浩司、長谷川徳男、渡邊将人及び後藤博は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年10月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

当社株主であるジャフコSV4共有投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年10月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等(但し、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う売却等は除く。)は行わない旨合意しております。

また、当社新株予約権者である溝淵豊弘及び後藤吉隆は、主幹事会社に対して、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後90日目の平成30年10月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨を合意しております。

加えて、当社株主であるMTG持株会は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年1月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の平成31年1月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(但し、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成30年5月29日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社株式の割当を受けた者(富士フィルム株式会社、トランス・コスモス株式会社、豊田通商株式会社、株式会社見果てぬ夢、リネットジャパングループ株式会社、ファミリーイナダ株式会社、ダイコー化学工業株式会社、株式会社グラセル、佐川印刷株式会社、株式会社桃谷順天館、日本炭酸瓦斯株式会社、大日化工株式会社、MATSUGA (HK) INDUSTRIAL LTD、株式会社新東通信、東洋ビューティ株式会社、上六印刷株式会社、株式会社日本理工医学研究所、古林紙工株式会社、ダイナパック株式会社、ミツワ電機工業株式会社、SMK株式会社、株式会社Deto、株式会社京都プラテック、株式会社セルヴァン、テクノプラスジャパン株式会社、東洋エアゾール工業株式会社、株式会社シーエスラボ、アベイズム株式会社、大商硝子株式会社、株式会社クラウン・パッケージ、竹本容器株式会社、朝日印刷株式会社、エステートケミカル株式会社、株式会社中島弘文堂印刷所、株式会社大幸、和多田印刷株式会社、TAISEI株式会社、SHENZHEN EASTPORT ELECTRONIC CO.,LTD.、SISTERS CO.,LTD.、株式会社河合清光堂、MTG持株会)及び当社新株予約権の割当を受けた者(Epic Rights, Inc.、株式会社エスネットワークス(受託者)、当社及び当社子会社の役員)との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4．本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について



平成30年5月29日開催の当社取締役会において決議された本募集の発行株式のうち一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外販売が行われる予定であります。

海外販売の概要は以下のとおりです。

- | | |
|--|--|
| (1) 株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 発行数 | 未定
(上記発行数は、海外販売株数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格決定日に決定されます。最終的な海外販売株数は、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る株式の合計株数の半数未満とします。) |
| (3) 発行価格 | 未定
(海外販売の発行価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。)
(海外販売の発行価格は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における発行価格と同一と致します。) |
| (4) 発行価額
(会社法上の払込金額) | 未定
(「第1 募集要項 2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年6月29日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。)
(発行価額は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における払込金額と同一と致します。) |
| (5) 資本組入額 | 未定
(資本組入額は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」に記載の国内募集における資本組入額と同一と致します。) |
| (6) 発行価額の総額 | 未定 |
| (7) 資本組入額の総額 | 未定
(海外販売の資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出します。) |
| (8) 株式の内容 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。 |
| (9) 発行方法 | 下記(10)に記載の引受人が本募集における発行株式を買取引受けした上で、本募集の発行株式のうちの一部を当該引受人の関連会社等を通じて、海外販売致します。 |
| (10) 引受人の名称 | 野村證券株式会社 |
| (11) 募集を行う地域 | 欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。) |
| (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期 | 手取金の総額 払込金額の総額 未定
発行諸費用の概算額 未定
差引手取概算額 未定
手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
(「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載のとおり) |
| (13) 新規発行年月日
(払込期日) | 平成30年7月9日(月) |
| (14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 | 株式会社東京証券取引所 |
| (15) その他の事項 | 有価証券届出書提出日現在の当社の発行済株式総数及び資本金の額
発行済株式総数 普通株式 33,600,000株
資本金の額 100百万円 |

第3【その他の記載事項】

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社の社章  を記載致します。
- (2) 裏表紙に当社のコーポレートスローガン「We have many dreams  」を記載致します。
- (3) 表紙の次に「1 事業ビジョン」～「10 主要財務指標」をカラー印刷したものを記載致します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 事業ビジョン

We have many dreams MTG

私たちは、ブランド開発カンパニーMTGです。

MISSION

より美しく、より健康に生きるための、
新しいモノづくりを。
日本と世界の力を結集し、
最先端のテクノロジーと最高峰の知恵を融合させ、
革新的なブランドを開発して、
豊かな社会の実現に貢献します。

BRANDS

MTGのブランドは、それぞれにフィロソフィ、ストーリー、ミッションが宿っています。
それらを独自の「世界観」として構築し、
単なる商品を超えた“ブランド”として世の中に伝えていきます。
多種多様なブランドの共通項は、本物を追求した結晶であるということです。

主なブランド



BRAND DEVELOPMENT SYSTEM

4つのファクターを融合させる MTG独自のブランド開発システム。

多くの人の心に響くアイデアやデザイン。

自社だけでなく、他の企業や大学の技術力も融合させることで
磨かれてきた、MTG独自の開発力。

確かな世界観とストーリーを伝え、

世界規模のマーケットを開拓。

MTGはCreation、Technology、Branding、Marketingの

4つのファクターを融合させることで、

ブランドを生み出し、育てています。



GLOBAL STRATEGY

日本発のブランドを、世界へ。

MTGの海外拠点。積極的にグローバル展開を進めています。
(平成30年4月30日時点)



市場別戦略

MTGではEC(電子商取引)、百貨店、免税店、専門店やIN SHOP、BEAUTYサロンなどあらゆるチャネルにおいて販路を拡大し、市場ごとに最も適した戦略を採用しています。お客様と接する場面でブランド、商品の価値を最大限伝えていきます。

主要な直営店舗



ReFa BOUTIQUE OMOTESANDO



SIXPAD STORE AOYAMA



伊勢丹新宿店 MDNA SKINカウンター



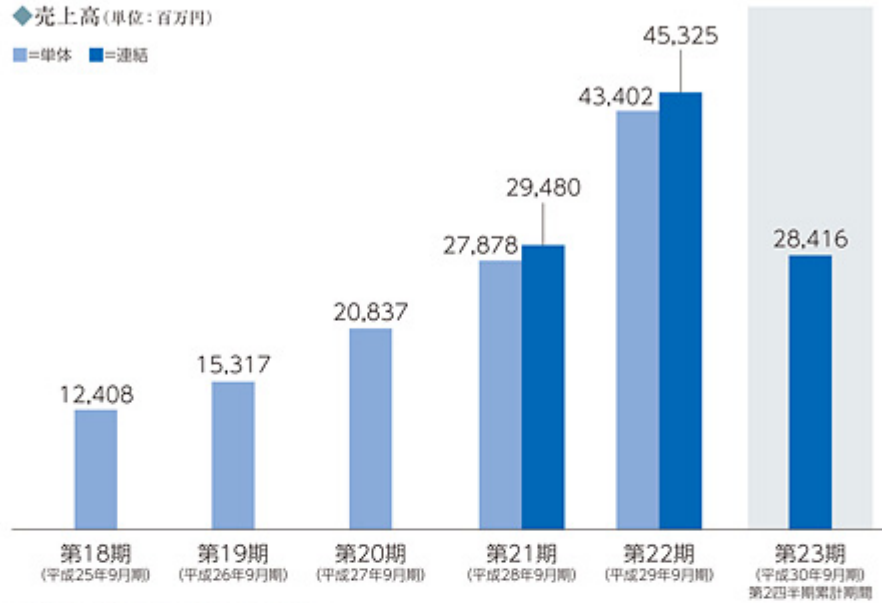
Styleグランフロント大阪店

2

業績の推移

◆売上高(単位:百万円)

■=単体 ■=連結



注:売上高には消費税等は含まれておりません。

本社新社屋建設予定地を取得

事業の急成長に伴う従業員増加と規模拡大のため、本社新社屋建設予定地として、愛知県名古屋市熱田区に位置する約21,714㎡の土地を取得しました。本社オフィスだけでなく、ブランドの研究・開発機能を充実させたR&Dセンターやクリエイティブラボ、自社ブランドの製品を取り入れたスパやジムの建設なども構想しております。



3

ブランド及び商品

「 ReFaは平成21年に美容ローラーからスタート致しました。現在は美容ローラーの種類を拡充していくとともに、コスメや洗顔機器及び頭皮をケアする機器など、オムニビューティーブランドとして展開しております。平成30年5月にグローバルアンバサダーとして中国の女優である范冰冰(ファン・ビンビン)氏が就任しました。」



グローバルアンバサダー ファン・ビンビン氏



「 MDNA SKINは平成26年に生まれたブランドです。マドンナ氏を共同開発パートナーとして迎え、美容機器とコスメを同時に使う美容習慣を提案するスキンケアアイテムの開発を行っています。」



共同開発パートナー マドンナ氏



主な商品ラインナップ

TRAINING GEAR
SIXPAD

SIXPADは平成27年に生まれたブランドです。京都大学名誉教授の森谷敏夫氏が導き出した筋肉トレーニングに効率的な周波数20Hz、MTGの独自波形技術、そしてプロフットボールのクリスティアーノ・ロナウド選手のトレーニング理論を融合し誕生しました。



共同開発パートナー
クリスティアーノ・ロナウド選手



主な商品ラインナップ

Style

Styleは「姿勢」をコンセプトに平成26年に生まれた姿勢サポートブランドです。椅子等に置いて座るだけであるため、簡単に使用することができ、さまざまなカラーやデザイン性を持った商品が多数あります。



Body Make Seat Style



Body Make
Seat Style

Style Athlete

Style PREMIUM
DX

Style ELEGANT

Style SHIATSU

Style Dr.CHAIR
Plus

Style BX

Style Athlete
Pole



平成26年に「顔の筋肉を鍛える文化を創る」という視点から大学、美容機関と研究を重ね、ブランド展開を開始しました。1日2回、1回30秒間、口にくわえてゆらゆらと揺らすことで、口まわりの筋肉に働きかけるのが商品の特徴です。



FACIAL FITNESS PAO



平成29年4月に、商品（水及びウォーターサーバー）を一新し、ブランド名を「Kirala」としてリブランディングを行い、ブランドパートナーに浅田真央氏をお迎えしました。



すすめ、天然水。
すすめ、わたし。

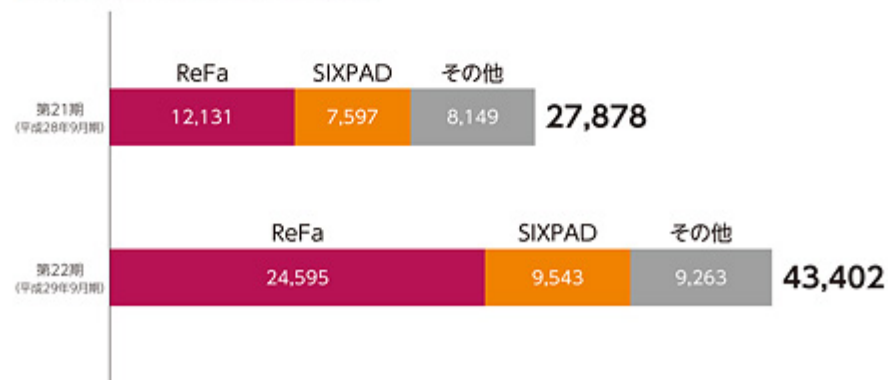


ブランドパートナー 浅田 真央 氏



Kirala Smart Server

◆ブランド別売上高(当社単体,単位:百万円)



4

企業理念

一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる

One shine, We shine, All shine

一人ひかる：社員・会社

社員一人ひとりが夢を持ち、光り輝く。

社員同士が夢や苦楽を共有し、切磋琢磨する。

そうすることで、MTGはさらに大きく成長していきます。

皆ひかる：パートナー・お客さま

MTGは革新的なブランドを共に生み出し届けるパートナーと

共に高め合い、榮えていきます。

そしてお客様の人生をも輝かせていきます。

何もかもひかる：業界・世の中

その結果、地域社会・業界・世の中に広く貢献し、

関わる全てを光り輝かせていきます。

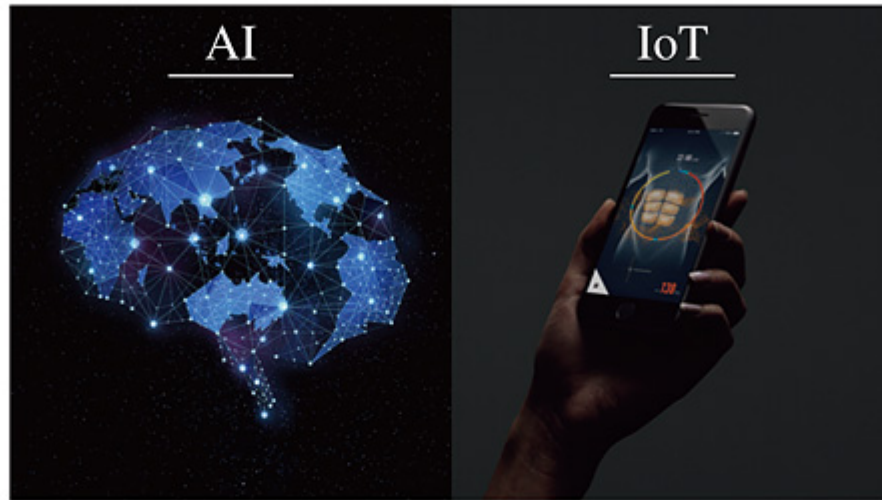
理念浸透の取組み事例

光 塾

若手社員の「さらに成長したい」という強い思いから誕生した「光塾」。成長意欲の高い社員がともに学び高め合うための理念研修会を自主的に開催しております。高い志と前向きな風土を醸成し、MTGの未来を担う素晴らしい人材を育成していきます。



5 成長戦略



当社AI・IoTイメージ

MTGは、BEAUTYとWELLNESSの領域で、AI・IoTという最先端のテクノロジーを自社製品の開発にとりいれてまいります。

MTG AI 研究所

MTGはAIを活用したブランド開発をさらに進化・発展させていくために「MTG AI研究所」を設立いたしました。MTGが独自で取得したビッグデータをAIに学習させ、商品開発やマーケティング等の様々な取り組みへの活用を研究しております。



デバイス使用履歴の活用



生体データの活用

MTG AI研究所
技術顧問
杉山 将氏

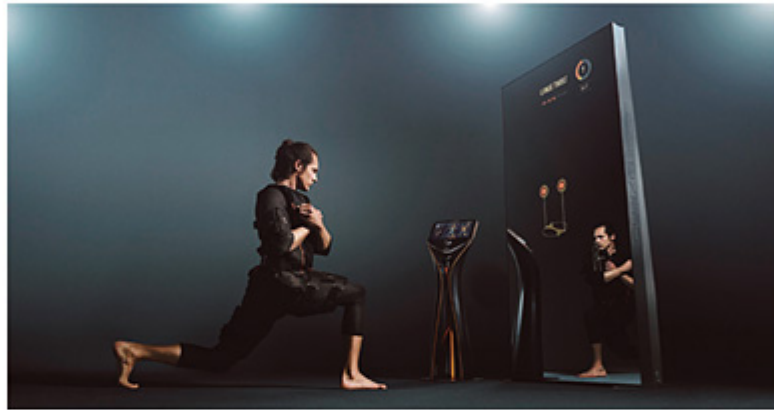
理化学研究所
革新知能統合研究センター センター長
東京大学 大学院 新領域創成科学研究科
複雑理工学専攻 教授



6 新規事業

SIXPAD STATION

MTGはEMS(筋電気刺激)技術を活用したトレーニング・ギアSIXPADブランド初の会員制サービス「近未来型EMSトレーニング・ジム」SIXPAD STATION事業をスタートさせます。IoTを活用した先進的なデバイスで、自身のトレーニングフォームと意識すべき筋肉を確認しながら、EMSと動作を融合させたトレーニングプログラムを実現。これにより、15分という短時間で、効率的な全身トレーニングが可能となりました。第一号店舗が平成30年夏、東京都内にオープンする予定です。



トレーニングイメージ

McLEAR

MTGは、平成29年8月に新たにMCLEAR LIMITED(本社:イギリス)をグループ会社とし、端末にかざすだけでキャッシュレス決済が可能なリング型デバイス「RING PAY」(リングペイ)をスタートさせました。

MCLEAR



使用シーンイメージ



防水機能イメージ

「RING PAY」は防水かつ充電不要のため、常に身につけることができ、コンタクトレスでの支払いを実現します。「RING PAY」は、キャッシュレス決済以外にも、多くの可能性を秘めており、今後も最先端のテクノロジーを開発し続け、多くの商品を展開していきます。販売においては今後、欧州での販売展開を予定しております。

7 事業の内容

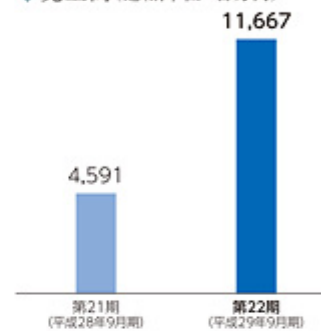
当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用関連会社1社の計19社で構成されており、販売チャネルを基礎としたセグメントとして、「グローバル事業」「リテールマーケティング事業」「ダイレクトマーケティング事業」「ブランドストア事業」「プロフェッショナル事業」「その他事業」の6つの事業に分類しております。

グローバル事業

主な事業内容は、海外のインターネット通信販売事業者、海外の販売代理事業者、海外の美容専門店及び海外の百貨店運営事業者への卸売販売。

主要な会社：当社、愛姆媧媧股份有限公司、
愛姆媧媧(上海)高貿有限公司、
MTG PACIFIC PTE.LTD.、MTG USA, INC.、MTG Korea Co., Ltd

◆売上高(連結,単位:百万円)

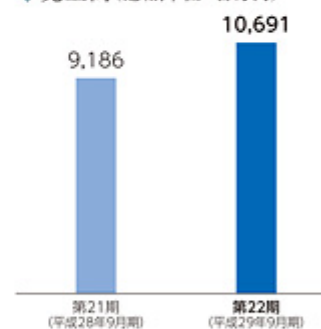


リテールマーケティング事業

主な事業内容は、量販店運営事業者への卸売販売及びカタログ並びにテレビ通信販売事業者への卸売販売。

主要な会社：当社

◆売上高(連結,単位:百万円)

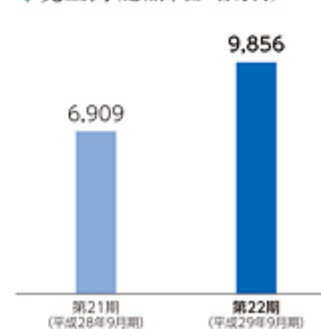


ダイレクトマーケティング事業

主な事業内容は、当社ECサイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売。

主要な会社：当社

◆売上高(連結,単位:百万円)

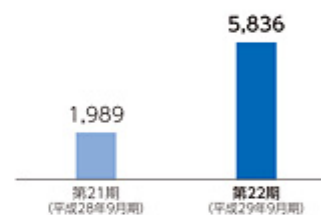


ブランドストア事業

主な事業内容は、百貨店運営事業者並びに免税店運営事業者への卸売販売及び当社運営の小売店舗での対面販売を通じた一般消費者への直接販売。

主要な会社：当社、株式会社MTG modeliste

◆売上高(連結,単位:百万円)

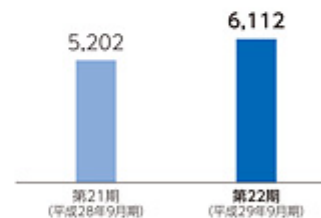


プロフェッショナル事業

主な事業内容は、美容サロン運営事業者への卸売販売、エステティックサロン運営事業者への卸売販売及びフィットネスクラブ運営事業者と提携している販売代理事業者への卸売販売、並びにフィットネスクラブでの一般消費者への直接販売。

主要な会社：当社、株式会社MTGプロフェッショナル、株式会社TWELVE

◆売上高(連結,単位:百万円)

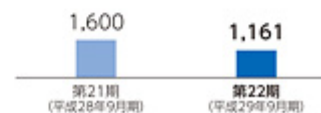


その他事業

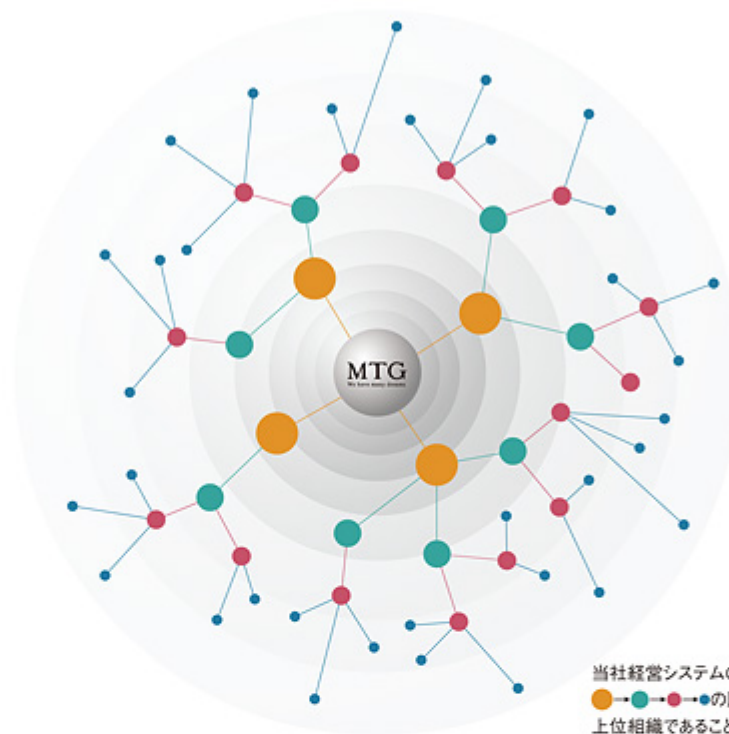
主な事業内容は、ウォーターサーバーの提供及び天然水の販売、中古自動車等の一般顧客への直接販売、美容機器及び化粧品メーカーに対するOEM(委託者ブランド名製造)商品の卸売販売、法人及び個人に対するポジティブ心理学を応用したコーチング事業、スマートリング(近距離無線通信を搭載した指に装着するリング)の製造販売を行うIoT事業、並びに医療機器及び医薬品の製造販売。

主要な会社：当社、株式会社ブレイズ、株式会社Bnext、MCLEAR LIMITED、株式会社MTGメディカル、株式会社ポジティブサイコロジースクール

◆売上高(連結,単位:百万円)



8 経営システム



独自のグループ経営方式を採用し、全員経営を実現。

市場に直結した
部門別採算制度

組織をプロフィットセンター（収益部門）に分けて部門別採算を実施し、市場の動きに即座に対応できる時流適応型経営で採算管理を行っています。

経営者意識を持つ
人材の育成

組織を必要に応じてプロフィットセンターに分割することで、会社を小さな企業の集合体として再構成します。各プロフィットセンターの経営をリーダーに任せることによって、経営者意識を持った人材を育成していきます。

全員経営の実現

全社員が、会社の発展のために力を合わせて経営に参画し、やりがいや達成感を持って働くことができる「全員経営」を実現します。

経営者育成の取組み事例



部門リーダーが採算目標などをプレゼンし、承認されればプロフィットセンターのリーダーとなり事業を任せられます。



経営指標

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期 第2四半期
決算年月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月	平成30年 3月
(1) 連結経営指標等						
売上高 (百万円)				29,480	45,325	28,416
経常利益 (百万円)				3,494	6,120	5,661
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益 (百万円)				2,421	4,306	3,748
包括利益又は四半期包括利益 (百万円)				2,354	4,372	3,757
純資産額 (百万円)				10,607	16,431	20,167
総資産額 (百万円)				16,474	34,026	42,790
1株当たり純資産額 (円)				331.24	501.66	-
1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				75.76	134.41	114.48
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額 (円)				-	-	-
自己資本比率 (%)				64.4	48.3	47.1
自己資本利益率 (%)				25.7	31.9	-
株価収益率 (倍)				-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)				3,785	3,486	△3,242
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)				△1,240	△10,241	△4,355
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)				△140	7,071	7,317
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (百万円)				4,833	5,215	4,924
従業員数 (人)				621	874	-
(外、平均臨時雇用者数)				(161)	(224)	(-)
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高 (百万円)	12,408	15,317	20,837	27,878	43,402	
経常利益 (百万円)	2,076	152	1,136	3,393	5,546	
当期純利益 (百万円)	1,392	120	751	2,395	4,121	
資本金 (百万円)	100	100	100	100	100	
発行済株式総数 (株)	14,000	14,000	14,000	2,800,000	2,800,000	
純資産額 (百万円)	7,378	7,495	8,245	10,678	16,282	
総資産額 (百万円)	9,181	10,300	11,846	15,905	32,264	
1株当たり純資産額 (円)	553,978.06	562,737.79	619,053.44	333.45	497.09	
1株当たり配当額 (円)	300.00	100.00	1,100.00	5.50	8.00	
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	104,561.89	9,059.74	56,415.65	74.93	128.63	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	
自己資本比率 (%)	80.4	72.8	69.6	67.1	50.4	
自己資本利益率 (%)	21.9	1.6	9.5	25.3	30.6	
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	
配当性向 (%)	0.3	1.1	1.9	0.6	0.5	
従業員数 (人)	324	407	466	500	649	
(外、平均臨時雇用者数)	(95)	(94)	(126)	(141)	(215)	

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

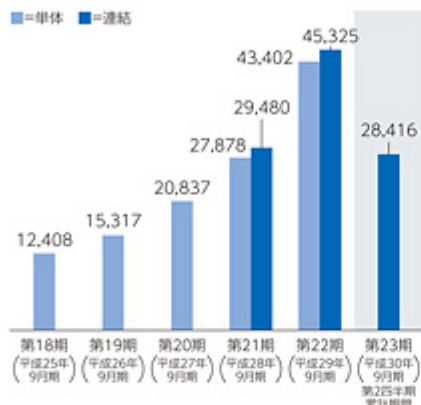
- 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っており、発行済株式総数は33,600,000株となっております。
- 第21期、第22期及び第23期第2四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当該株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載していません。
- 株価収益率については、当該株式は非上場であるため、記載していません。
- 第21期及び第22期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有価証券監査法人トーマツの監査を受けております。なお、第23期第2四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有価証券監査法人トーマツの監査を受けております。
- 第23期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第23期第2四半期連結会計期間末の数値を、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第23期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
- 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額」を算定しております。従業員数は就業人員(当社グループ外から当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第18期、第19期及び第20期は潜在株式が存在しないため記載していません。
- 第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。なお、第21期及び第22期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有価証券監査法人トーマツの監査を受けております。第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、当該監査を受けていません。なお、第16期、第19期及び第20期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した数値を記載しております。
- 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
- 第19期における当期純利益の減少は、MDNA SKINのローンチ(新商品及びサービスの開始)及びクリスティアーノ・ロナウド選手来日等によるプロモーション費の増加並びに人員の増加による人件費の増加によるものであります。
- 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券届出書(1の部)」の作成上の留意点について「平成24年6月21日付東証上審第133号」に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第18期、第19期及び第20期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有価証券監査法人トーマツの監査を受けていません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月
1株当たり純資産額 (円)	230.82	234.47	257.94	333.45	497.09
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.57	3.77	23.51	74.93	128.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	0.13	0.04	0.46	0.46	0.67
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

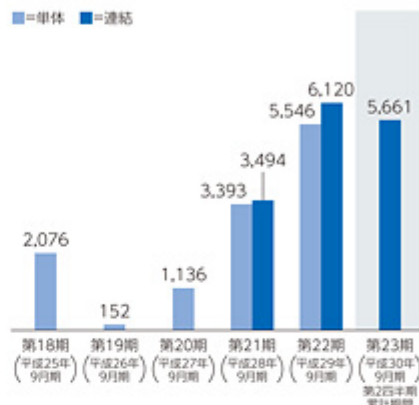
10

主要財務指標

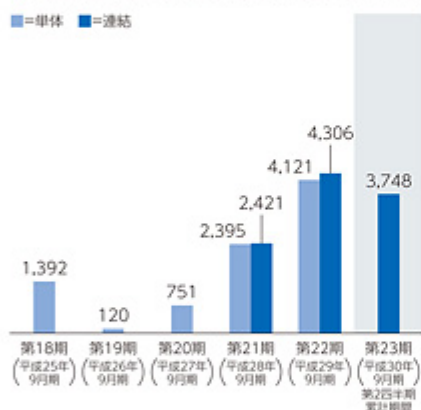
◆売上高(単位:百万円)



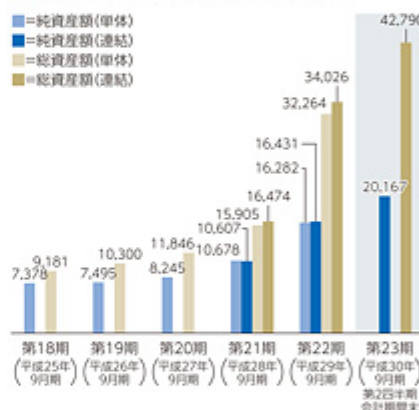
◆経常利益(単位:百万円)



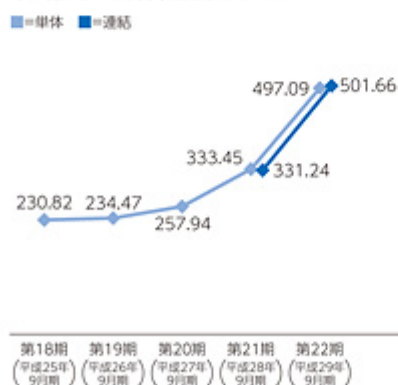
◆当期純利益又は親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益(単位:百万円)



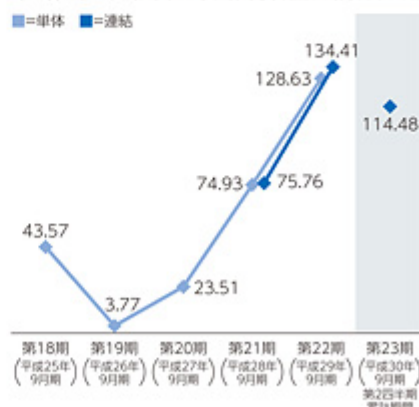
◆純資産額/総資産額(単位:百万円)



◆1株当たり純資産額(単位:円)



◆1株当たり当期(四半期)純利益金額(単位:円)



(注)当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。上記では、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

(注)当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。上記では、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第21期	第22期
決算年月		平成28年9月	平成29年9月
売上高	(百万円)	29,480	45,325
経常利益	(百万円)	3,494	6,120
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,421	4,306
包括利益	(百万円)	2,354	4,372
純資産額	(百万円)	10,607	16,431
総資産額	(百万円)	16,474	34,026
1株当たり純資産額	(円)	331.24	501.66
1株当たり当期純利益金額	(円)	75.76	134.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-
自己資本比率	(%)	64.4	48.3
自己資本利益率	(%)	25.7	31.9
株価収益率	(倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,785	3,486
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,240	10,241
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	140	7,071
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	4,833	5,215
従業員数	(人)	621	874
(外、平均臨時雇用者数)		(161)	(224)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第21期及び第22期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

5. 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

6. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月		平成25年 9 月	平成26年 9 月	平成27年 9 月	平成28年 9 月	平成29年 9 月
売上高	(百万円)	12,408	15,317	20,837	27,878	43,402
経常利益	(百万円)	2,076	152	1,136	3,393	5,546
当期純利益	(百万円)	1,392	120	751	2,395	4,121
資本金	(百万円)	100	100	100	100	100
発行済株式総数	(株)	14,000	14,000	14,000	2,800,000	2,800,000
純資産額	(百万円)	7,378	7,495	8,245	10,678	16,282
総資産額	(百万円)	9,181	10,300	11,846	15,905	32,264
1株当たり純資産額	(円)	553,978.06	562,737.79	619,053.44	333.45	497.09
1株当たり配当額	(円)	300.00	100.00	1,100.00	5.50	8.00
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	104,561.89	9,059.74	56,415.65	74.93	128.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	80.4	72.8	69.6	67.1	50.4
自己資本利益率	(%)	21.9	1.6	9.5	25.3	30.6
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	0.3	1.1	1.9	0.6	0.5
従業員数	(人)	324	407	466	500	649
(外、平均臨時雇用者数)		(95)	(94)	(126)	(141)	(215)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っており、発行済株式総数は33,600,000株となっております。

3. 第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第21期及び第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第21期及び第22期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

なお、第21期及び第22期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第18期、第19期及び第20期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

なお、第18期、第19期及び第20期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。

7. 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

8. 従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、臨時雇用者数(パートタイマー)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 第19期における当期純利益の減少は、MDNA SKINのローンチ(新商品及びサービスの開始)及びクリスティアーノ・ロナウド選手来日等によるプロモーション費の増加並びに人員の増加による人件費の増加によるものであります。

10. 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第18期、第19期及び第20期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月
1株当たり純資産額 (円)	230.82	234.47	257.94	333.45	497.09
1株当たり当期純利益金額 (円)	43.57	3.77	23.51	74.93	128.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	0.13 (-)	0.04 (-)	0.46 (-)	0.46 (-)	0.67 (-)

2【沿革】

年月	概要
平成8年1月	愛知県岡崎市にて株式会社エムティージーブレイズを設立。（資本金10,000千円）
平成10年12月	資本金を35,000千円に増資。
平成11年8月	社名を株式会社エムティージーブレイズから株式会社エムティージーに変更。
平成14年4月	株式会社ブレイズを連結子会社（100%）として設立。
平成15年11月	愛知県名古屋市中村区MTG HIKARIビルに本社を移転。
平成16年12月	愛知県名古屋市北区にて「宅水便のキララ」営業開始。
平成17年3月	「宅水便のキララ」2005年日本国際博覧会（愛知万博）に出展。
平成17年6月	増産体制を構築するためキララ事業部（兼工場）を愛知県海部郡大治町へ移転。
平成17年9月	社名を株式会社エムティージーから株式会社MTGに変更。
平成18年9月	増産体制を構築するためにキララ事業部（兼工場）を愛知県名古屋市中川区へ移転。
平成18年12月	抗菌製品技術協議会認定のSIAAマークを取得。
平成21年2月	化粧品製造販売業許可取得。
平成21年7月	HACCP取得。（キララ事業部中川工場）
平成22年3月	資本金を100,000千円に増資。
平成22年8月	愛知県名古屋市中村区に研究開発センターを開設。
平成23年12月	株式会社TWELVEを連結子会社（100%）として設立。
平成24年4月	株式会社Bnextを連結子会社（100%）として設立。
平成24年9月	東京都千代田区に東京支社を開設。
平成24年10月	愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司（略称：MTG深圳）を連結子会社（100%）として設立。
平成25年4月	本社を研究開発センターに移転。
平成25年5月	滋賀県彦根市に滋賀研究開発事務所を開設。
平成25年5月	東京都中央区に東京営業所を開設。
平成25年5月	愛姆緹姫股份有限公司（略称：MTG台湾）を連結子会社（100%）として設立。
平成25年6月	愛姆緹姫（上海）商貿有限公司（略称：MTG上海）を連結子会社（100%）として設立。
平成25年8月	株式会社M&Live（現株式会社MTGプロフェッショナル）の株式を100%取得し、連結子会社化。
平成26年4月	MTG PACIFIC PTE.LTD.（略称：MTGパシフィック）を連結子会社（100%）として設立。
平成26年12月	大阪府大阪市淀川区に大阪営業所を開設。
平成26年12月	福岡県福岡市博多区に福岡営業所を開設。
平成27年11月	株式会社サカモトクリエイトの株式を100%取得し、連結子会社化。
平成28年6月	愛知県名古屋市東区にMTGカスタマーサービスセンターを開設。
平成28年11月	山梨県南都留郡山中湖村にキララ富士山工場を開設。
平成29年1月	株式会社ポジティブサイコロジースクールの株式を100%取得し、連結子会社化。
平成29年3月	MTG USA, INC.（略称：MTG USA）を連結子会社（100%）として設立。
平成29年8月	MTG Korea Co., Ltd（略称：MTG韓国）を連結子会社（100%）として設立。
平成29年8月	MCLEAR LIMITED（略称：マクレアUK）の株式を75%取得し、連結子会社化。
平成29年9月	東京都中央区に東京R&Dセンターを開設。

年月	概要
平成29年9月	愛知県名古屋市西区にグローバルブランド事業統合本部を開設。
平成29年10月	福岡県福岡市博多区に福岡R&Dセンターを開設。
平成29年11月	ミチノ製薬株式会社(現株式会社MTGメディカル)の株式を100%取得し、連結子会社化。
平成30年1月	株式会社MTG modelisteを連結子会社(100%)として設立。
平成30年1月	POSH WELLNESS LABORATORY株式会社の株式を37.5%取得し、持分法適用関連会社化。
平成30年2月	MTG UK CO. LTD.(略称:MTG UK)を連結子会社(100%)として設立。
平成30年3月	MTG EUROPE B.V.(略称:MTG EUROPE)を連結子会社(100%)として設立。

3【事業の内容】

当社グループは「ブランド開発カンパニー」として、「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、世界中の人々の人生をより美しく、より健康的に輝かせるために、Beauty・Wellnessをテーマにしたブランド及び商品の開発を行っております。

当社グループは、当社、連結子会社17社及び持分法適用関連会社1社の計19社で構成されており、販売チャネルを基礎とした「グローバル事業」「リテールマーケティング事業」「ダイレクトマーケティング事業」「ブランドストア事業」「プロフェッショナル事業」「その他事業」の6つの事業に分類しております。

なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

- グローバル事業 : 主な事業内容は、海外のインターネット通信販売事業者、海外の販売代理事業者、海外の美容専門店及び海外の百貨店運営事業者への卸売販売。
(主要な会社)
当社、愛姆緹姬股份有限公司、愛姆緹姬(上海)商貿有限公司、MTG PACIFIC PTE.LTD.、MTG USA, INC.、MTG Korea Co., Ltd
- リテールマーケティング事業 : 主な事業内容は、量販店運営事業者への卸売販売及びカタログ並びにテレビ通信販売事業者への卸売販売。
(主要な会社)
当社
- ダイレクトマーケティング事業 : 主な事業内容は、当社EC(電子商取引)サイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売。
(主要な会社)
当社
- ブランドストア事業 : 主な事業内容は、百貨店運営事業者並びに免税店運営事業者への卸売販売及び当社運営の小売店舗での対面販売を通じた一般消費者への直接販売。
(主要な会社)
当社、株式会社MTG modeliste
- プロフェッショナル事業 : 主な事業内容は、美容サロン運営事業者への卸売販売、エステティックサロン運営事業者への卸売販売及びフィットネスクラブ運営事業者と提携している販売代理事業者への卸売販売、並びにフィットネスクラブでの一般消費者への直接販売。
(主要な会社)
当社、株式会社MTGプロフェッショナル、株式会社TWELVE
- その他事業 : 主な事業内容は、ウォーターサーバーの提供及び天然水の販売、中古自動車等の一般顧客への直接販売、美容機器及び化粧品メーカーに対するOEM(委託者ブランド名製造)商品の卸売販売、法人及び個人に対するポジティブ心理学を応用したコーチング事業、スマートリング(近距離無線通信を搭載した指に装着するリング)の製造販売を行うIoT事業、並びに医療機器及び医薬品の製造販売。
(主要な会社)
当社、株式会社ブレイズ、株式会社Bnext、MCLEAR LIMITED、株式会社MTGメディカル、株式会社ポジティブサイコロジースクール

これらの事業で取り扱っている主なブランド及び商品は、次のとおりです。

1. ReFa

ReFaは平成21年に美容ローラーからスタート致しました。現在は美容ローラーの種類を拡充していくとともに、コスメや洗顔機器及び頭皮をケアする機器など、オムニビューティー（ ）ブランドとして展開しております。商品は日本の技術が強みに、体感を重視した商品開発に力を入れております。現在は国内だけではなく、中国及び韓国を中心としてアジア各国にも販路を拡大しており、平成29年には累計販売700万本（平成21年2月～平成29年6月）を突破致しました。また、富士フィルム株式会社と共同開発したコラーゲンドリンクを発売し、ReFaブランドとして初の体感型ショップとなる「ReFa BOUTIQUE OMOTESANDO」を、平成29年9月に表参道ヒルズにオープンしました。平成30年5月にはグローバルアンバサダーとして、中国の女優である范冰冰（ファン・ビンビン）氏が就任しました。

（ ）オムニ（全方位型）ビューティーとは、身体のすべて・生活のすべてを「美容視点」で捉える多彩な商品ラインナップ開発と、今までにないような発想の美容習慣を提案することで、お客さまの「美容」の選択肢を広げ、美容の可能性を拡げていく、ReFaが目指すビューティブランドのコンセプトを表すものです。



グローバルアンバサダー ファン・ビンビン氏



<美容ローラー>
ReFa CARAT



<美容ローラー>
ReFa for BODY



<フェイスクア>
ReFa FACE CAXA



<洗顔>
ReFa CLEAR



<頭皮ケア>
ReFa GRACE HEAD SPA



<炭酸ミスト>
ReFa MIST



<コラーゲンドリンク>
ReFa
COLLAGEN ENRICH



<スキンケア>
ReFa EXPRESSION
ENRICH SOAP



<スキンケア>
ReFa
FACE-UP CREAM



<スキンケア>
ReFa EXPRESSION
RISING LOTION

2 . MDNA SKIN

MDNA SKINは平成26年に生まれたブランドです。アーティストのマドンナ氏を共同開発パートナーとして迎え、スキンケアアイテムの開発をしております。化粧品の特徴成分として、イタリアの療養地であるモンテカティーニの4つの源泉を掛け合わせた原料「エムティーパルカ」を配合しております。また、美容機器とコスメを同時に使う美容習慣を提案しています。国内では百貨店及び免税店を中心に展開しており、海外では台湾及び香港でも展開しております。平成29年にはアメリカ合衆国に進出し、平成30年には中国、韓国及びシンガポールにも進出致しました。



共同開発パートナー マドンナ氏



主な商品ラインナップ

3 . PLOSION

PLOSIONは平成20年に生まれたブランドで、炭酸美容をコンセプトとしております。炭酸による美容効果に着目した商品開発を行っていることが特徴です。国内のプロフェッショナル市場（美容サロン及びエステティックサロンなど）を中心に展開しており、お客さまがご家庭で使って頂けるホームユース商品とエステティックサロンの施術で使う業務用商品を展開しております。商品ラインナップとしては、フェイス用の商品だけではなく、ヘア用品やボディ用商品など幅広く展開しております。



フェイスシリーズ



ボディシリーズ



ヘアシリーズ

4 . ObIeu

ObIeuは平成25年に生まれたブランドで、乾燥しがちな入浴後の肌に着目し、マイクロバブルの技術と美容成分を含んだコスメカートリッジを組み合わせた「美容水シャワーヘッド」を中心に、髪から足元まで全身にうるおいを与えることを目的に商品展開をしております。また、エステティックサロン用の業務用商品も展開しています。



コスメトリートメントシャワー オーブル

5 . INBEAUTE

INBEAUTEは平成26年に生まれたブランドです。量販店市場を中心に商品展開をしており、機能性と心地良い体感を追求し、デザインやカラーにもこだわっております。代表商品の「Finger Head Spa」は1分間に約8,650回の微振動を起こし、場所を選ばず気軽に振動ヘッドスパを行うことができます。防水に対応した商品も発売するなど、商品展開の幅を広げております。



<代表商品>
INBEAUTE Finger Head Spa

6 . SIXPAD

SIXPADは平成27年に生まれた、EMS（筋電気刺激）をはじめとするトレーニングブランドです。主力商品であるEMSデバイスは、40年以上EMSを研究している京都大学名誉教授である森谷敏夫氏が導き出した筋肉トレーニングに効率的な周波数20Hz、MTGの独自波形技術、そしてプロフットボーラーであるクリスティアーノ・ロナウド選手のトレーニング理論を融合し誕生しました。公的機関である一般社団法人日本ホームヘルス機器協会の安全基準を満たしながらも、薄型、軽量、コードレスでシンプルな操作性にもこだわり、安全性と利便性を実現しました。

平成29年に、販売開始から2年間で累計販売100万台（平成27年7月～平成29年7月）を突破し、同年4月には、当社として初となるIoT機能を搭載したEMSシリーズを発売しました。また、日常動作をトレーニングに変えるスーツ、筋肉のためのサプリメントも販売し、ブランドの幅を広げております。国内の販売においては、旗艦店「SIXPAD STORE AOYAMA」を表参道にオープンし、量販店、専門店、百貨店などでは、IN SHOP（店舗の売場に、自社で独立した店舗形態の売場を設置し販売する形態）の店舗出店を加速しています。海外では、中国、香港、韓国、シンガポール、マレーシア及びインドネシア等、アジアにも展開しております。平成30年からはイギリスを中心としたヨーロッパへの展開も本格始動しています。また、世界で活躍するアスリートを応援するアスリートサポートプロジェクトにも力を入れており、平成30年にはプロボクシング元6階級制覇王者のマニー・パツキョオ選手と契約を締結致しました。SIXPADは、EMSの正しい理論・効果を世界中に広く正しく伝えることで、健やかに生活できる社会に貢献していきます。



共同開発パートナー
クリスティアーノ・ロナウド選手



主な商品ラインナップ

7 . Style

Styleは「姿勢」をコンセプトに平成26年に生まれた姿勢サポートブランドです。商品の特徴としては、使用が容易であることとデザイン性です。椅子等に置いて座るだけであるため、簡単に使用することができ、機能性だけでなく、さまざまなカラーやデザイン性を持っております。平成28年には累計販売台数は100万台（平成26年5月～平成28年9月）を突破し、グランフロント大阪には国内初となる直営店をオープンしました。国内だけではなく、韓国、中国、台湾、香港及びシンガポールなどアジアを中心に展開しております。



8 . PAO

平成26年に「顔の筋肉を鍛える文化を創る」という視点から大学、美容機関と研究を重ね、ブランド展開を開始しました。1日2回、1回30秒間、口にくわえてゆらゆらと揺らすことで、口まわりの筋肉に働きかけるのが商品の特徴です。平成29年には累計販売台数は50万台（平成26年7月～平成29年1月）を突破し、現在は日本を中心にアジアにも展開しております。



9 . TAIKAN STREAM

平成29年に水のチカラで体幹を効率的に鍛えるトレーニングギア「TAIKAN STREAM」を発売しました。構想段階からプロゴルファーの片山晋呉選手、サッカー日本代表の長友佑都選手を共同開発パートナーに迎えて、商品を開発致しました。トップアスリートの経験に基づいたノウハウやトレーニングメソッドを商品に凝縮し、美容や健康を目的としたフィットネスから、アスリートのトレーニングまで、幅広く対応しております。現在は国内を中心に販売しております。



10. Kirala

平成16年に「宅水便のキララ」としてウォーターサーバー事業を開始致しました。平成29年4月に、商品（水及びウォーターサーバー）を一新し、ブランド名を「Kirala」としてリブランディングしました。商品の特徴は、バナジウム及びシリカといった天然のミネラル成分を含有した「富士山の天然水」、衛生管理HACCPに基づいて設計された「キララ富士山工場」、7層構造の特殊フィルムの「ウォーターパック」、また、内部構造を見直しスリム化を実現するとともに、デザイン性にもこだわり、さらに炭酸製造機能を搭載した「Kirala Smart Server」が特徴です。また、浅田真央氏をブランドパートナーに迎え、プロモーションを展開しております。



すずめ、天然水。
すずめ、わたし。

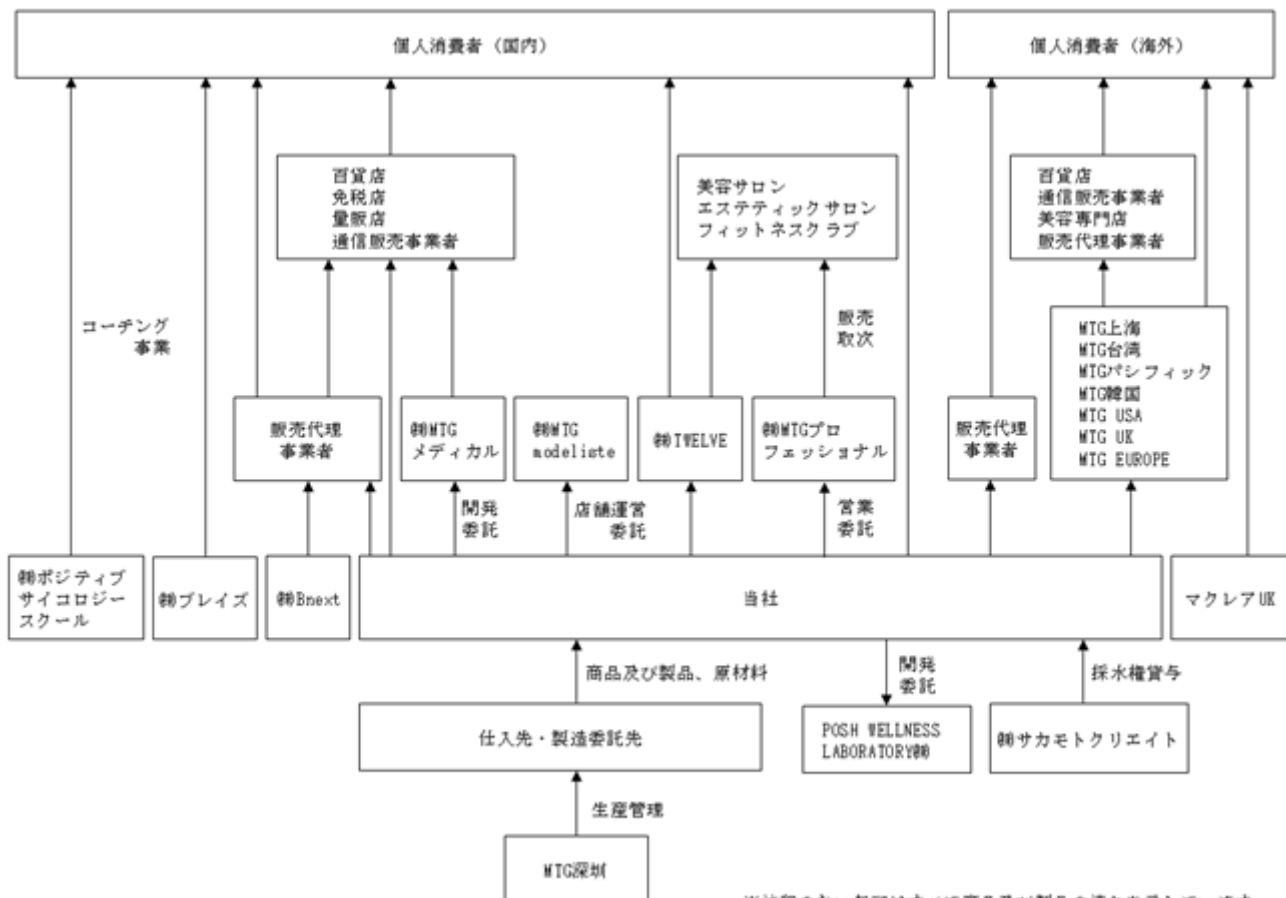
Kirala
.....

ブランドパートナー 浅田 真央 氏



Kirala Smart Server

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
(国内)					
株式会社ブレイズ(注)2	愛知県名古屋市中川区	百万円 10	その他事業	100	当社への車両販売 当社への車両関連サービスの提供
株式会社TWELVE(注)2	愛知県名古屋市中村区	百万円 36	プロフェッショナル事業	100	当社商品の販売 役員の兼任
株式会社Bnext(注)2	愛知県名古屋市中村区	百万円 25	その他事業	100	資金の貸付
株式会社MTGプロフェッショナル(注)2	愛知県名古屋市中村区	百万円 35	プロフェッショナル事業	100	営業委託 役員の兼任
株式会社サカモトクリエイト	山梨県南都留郡山中湖村	百万円 5	その他事業	100	当社へ採水権貸与
株式会社ポジティブサイコロジースクール	東京都港区	百万円 1	その他事業	100	なし
(国外)					
愛姆緹姫(深圳)商貿有限公司(略称:MTG深圳)(注)2	中国深圳市	千中国元 2,201	その他事業	100	当社生産業務の委託 役員の兼任
愛姆緹姫(上海)商貿有限公司(略称:MTG上海)(注)2	中国上海市	千中国元 16,432	グローバル事業	100	当社商品の販売 資金の貸付 役員の兼任
愛姆緹姫股份有限公司(略称:MTG台湾)(注)2	台湾台北市	千ニュー台湾ドル 15,000	グローバル事業	100	当社商品の販売 資金の貸付 役員の兼任
MTG PACIFIC PTE.LTD.(略称:MTGパシフィック)(注)2	シンガポール共和国シンガポール市	千シンガポールドル 550	グローバル事業	100	当社商品の販売 資金の貸付 役員の兼任
MTG USA, INC.(略称:MTG USA)(注)2	米国ニューヨーク州	千米ドル 3,155	グローバル事業	100	当社商品の販売 役員の兼任

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
MTG Korea Co., Ltd(略称: MTG韓国)(注)2	韓国ソウル市	百万ウォン 2,000	グローバル事業	100	当社商品の販売 役員の兼任
MCLEAR LIMITED(略称: マクレアUK)	英国ウェストヨークシャー州	ポンド 1	その他事業	75	資金の貸付

(注)1. 「主要な事業の内容」欄にはセグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 当社は、平成29年11月にミチノ製薬株式会社(現株式会社MTGメディカル)の全株式を取得し、完全子会社としております。

4. 当社は、平成30年1月に株式会社MTG modelisteを設立し、完全子会社としております。

5. 当社は、平成30年1月にPOSH WELLNESS LABORATORY株式会社の株式を37.5%を取得し、持分法適用関連会社としております。

6. 当社は、平成30年2月にMTG UK CO. LTD.(略称: MTG UK)を英国に設立し、完全子会社としております。

7. 当社は、平成30年3月にMTG EUROPE B.V.(略称: MTG EUROPE)を蘭国に設立し、完全子会社としております。

8. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
グローバル事業	166 (11)
リテールマーケティング事業	71 (8)
ダイレクトマーケティング事業	45 (13)
ブランドストア事業	118 (9)
プロフェッショナル事業	204 (18)
その他事業	58 (10)
報告セグメント計	662 (69)
全社（共通）	445 (189)
合計	1,107 (258)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門、生産管理部門及び開発部門等に所属しているものであります。
3. 従業員数が最近1年間において、390名増加したのは、グローバル展開及び管理体制強化を中心に人員強化を行うための中途採用の強化、IoT・AIをはじめとする新商品開発のための開発人員の強化、ブランドストア事業における店舗展開による販売員の強化によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成30年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
795(238)	35.5	2.5	5,458

セグメントの名称	従業員数（人）
グローバル事業	60 (2)
リテールマーケティング事業	71 (8)
ダイレクトマーケティング事業	45 (13)
ブランドストア事業	118 (9)
プロフェッショナル事業	14 (8)
その他事業	42 (9)
報告セグメント計	350 (49)
全社（共通）	445 (189)
合計	795 (238)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門、生産管理部門及び開発部門等に所属しているものであります。
4. 従業員が最近1年間において、248名増加したのは、グローバル展開及び管理体制強化を中心に人員強化を行うための中途採用の強化、IoT・AIをはじめとする新商品開発のための開発人員の強化、ブランドストア事業における店舗展開による販売員の強化によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第22期連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益の回復や雇用及び所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、不安定な国際情勢や為替及び株価の乱高下等の懸念材料もあり、依然として先行き不安定な状況が続いてまいりました。

このような状況の中で、当社グループは「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、世界中の人々の人生をより美しく、より健康的に輝かせるためにBeauty・Wellnessをテーマにしたブランド及び商品の開発を行っており、積極的な新商品開発、マーケティング、当社技術の研究発表、市場開拓、海外展開及び事業提携を進めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

グローバル事業

主な事業内容は、海外のインターネット通信販売事業者、海外の販売代理事業者、海外の美容専門店及び海外の百貨店運営事業者への卸売販売となります。

当連結会計年度は中国及び韓国を中心にReFaブランドの認知度が高まり、また、平成29年9月MDNA SKINの米国ローンチイベントを行ったことにより、売上高は11,667百万円(前期比154.1%増)、経常利益は1,670百万円(前期は214百万円の経常損失)となりました。

中国インターネット販売代理事業者のアリババグループでの販売好調に支えられ、主にReFaブランドの販売が大幅に増加致しました。その影響により中国人に対するReFaブランドの認知度が高まり、インバウンド需要が増加しました。韓国へのインバウンドの好影響を受け韓国販売代理店の売上も増加致しました。また、平成29年9月に米国ニューヨークにてマドンナ氏と共同でMDNA SKINのローンチイベントを行い、パーニーズニューヨーク(米国の高級百貨店チェーン)2店舗及び自社オンラインショップでの販売を開始致しました。その結果、MDNA SKINは好調なスタートを切ることができ、米国での当社の認知度向上にも繋がりました。

リテールマーケティング事業

主な事業内容は、量販店運営事業者への卸売販売及びカタログ販売並びにテレビ通信販売事業者への卸売販売となります。

当連結会計年度はSIXPADブランドのIN SHOP事業の展開、ReFaブランドの好調及びインバウンド需要の増加により、売上高は10,691百万円(前期比16.4%増)、経常利益は3,221百万円(前期比10.6%増)となりました。

株式会社ロフト、ゼビオホールディングス株式会社及び株式会社東急ハンズに続き、株式会社ヨドバシカメラにて、SIXPADによるIN SHOP事業を開始致しました。ReFaブランドの人気商品である「ReFa CARAT」「ReFa 4 CARAT」及び「ReFa ACTIVE DIGIT」が引き続き好調で、売上増加に繋がりました。インバウンド需要により当連結会計年度も都心型量販店にて訪日外国人の購入が増加致しました。また、航空機内におけるカタログ販売においても、インバウンド需要により売上が増加致しました。

ダイレクトマーケティング事業

主な事業内容は、当社ECサイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売となります。

当連結会計年度はSIXPADブランド、ReFaブランド及びPAOブランドの売上増加により、売上高は9,856百万円(前期比42.6%増)、経常利益は3,334百万円(前期比136.3%増)となりました。

SIXPADの「Abs Fit 2」「Body Fit 2」「Arm Belt」「Leg Belt」及び「Abs Belt」使用時に必要なジェルシート「SIXPAD Gel Sheet」は、月に1度の交換を推奨している消耗品で、当商品の定期購買者の獲得や当社運営のMTG ONLINE SHOPの会員数の増加に伴うリピート購入拡大により、売上高が増加致しました。また、平成29年8月及び9月に放送されたReFaブランド並びに平成29年8月に放送されたPAOブランドのテレビCMの影響で、ECサイトでの購入のお客が増え、売上高の増加に繋がりました。

ブランドストア事業

主な事業内容は、百貨店運営事業者並びに免税店運営事業者への卸売販売及び当社運営の小売店舗での対面販売を通じた一般消費者への直接販売となります。

当連結会計年度は訪日外国人の増加によるインバウンド需要の増加、リピート消費者の獲得及び接客ノウハウの蓄積による店舗当たりの販売増加と、直営店事業の展開により、売上高は5,836百万円(前期比193.3%増)、経常利益は577百万円(前期比123.3%増)となりました。

平成29年7月にSIXPADブランド初となる旗艦店「SIXPAD STORE AOYAMA」を表参道にてオープン致しました。また、平成29年9月に東京都渋谷区表参道ヒルズに、ReFaブランド初となる体験型ショップ「ReFa BOUTIQUE OMOTESANDO」をオープン致しました。この結果、SIXPADブランド及びReFaブランドの認知度の更なる向上に繋がり、売上高が増加致しました。

プロフェッショナル事業

主な事業内容は、美容サロン運営事業者への卸売販売、エステティックサロン運営事業者への卸売販売及びフィットネスクラブ運営事業者と提携している販売代理事業者への卸売販売、並びにフィットネスクラブでの一般消費者への直接販売となります。

当連結会計年度売上高は6,112百万円(前期比17.5%増)、経常利益は1,262百万円(前期比32.2%増)となりました。ReFaブランドを中心とした当社ブランドの認知度向上により取引先の引き合いが増え、新規取引先開拓の促進や取引額増加に繋がりました。また、営業研修及び商品研修により新規取引先の開拓のノウハウを強化することができました。その結果、新規社員の増員、即戦力化及び既存社員の営業力底上げが実現でき、拡販に繋げることができました。さらに、株式会社MTGプロフェッショナルにおいて3店舗の出店等により、地域密着のサービスを展開し顧客満足度も向上させることができ、受注増に繋げることができました。

その他事業

主な事業内容は、ウォーターサーバー事業、中古自動車販売事業、スマートリング(近距離無線通信を搭載した指に装備するリング)の製造販売を行うIoT事業及びOEM事業となります。

当連結会計年度は、ウォーターサーバー事業である「宅水便キララ」を「Kiralala」に名称を改めリブランディング(既存ブランドから商品、商流及びキャストの刷新)を行い、また、ビジネスモデルも2WAY(ウォーターボトルを採用し、空きボトルを回収する)モデルから、1WAY(ウォーターパックを採用し、空きパックは回収が不要な)モデルへ切り替えて販売を開始致しました。しかしながら、OEM事業の縮小等により売上高は1,161百万円(前期比27.4%減)、ウォーターサーバー事業のリブランディングに伴うプロモーション費等の増加により、経常損失は976百万円(前期は28百万円の経常利益)となりました。

これらのセグメントで取り扱っている主なブランド及び商品は、次のとおりです。

(ReFaブランド)

富士フィルム株式会社と共同開発した高濃度、高純度、低分子のコラーゲンドリンク「ReFa COLLAGEN ENRICH」を発売致しました。また、炭酸スキンケア商品「ReFa MIST」及び「ReFa JEWEL MASK」を発売しブランドとしての幅を広げました。平成29年9月、東京都渋谷区の表参道ヒルズに、ReFaブランド初となる体験型ショップ「ReFa BOUTIQUE OMOTESANDO」をオープン致しました。また、中国EC大手企業アリババグループとの戦略的協力の基本契約(「第二部 企業情報 第2 事業の状況 5. 経営上の重要な契約等」参照)の締結により、中国及びアジアでの認知度が向上し、海外売上が好調に伸びました。国内でもその好影響を受け、インバウンドによる売上増加に繋がりました。

(MDNA SKINブランド)

平成29年9月に米国ニューヨークにてマドンナ氏と共同でローンチイベントを行い、パーニーズニューヨーク(米国の高級百貨店チェーン)2店舗及び自社オンラインショップでの販売を開始致しました。その結果、米国の当社及び当ブランド商品の認知度の向上に繋がりました。

(SIXPADブランド)

平成29年4月にSIXPAD IoT対応モデルを発売し、デバイス5アイテムに加え、ウェアとサブリ全10アイテムを発売致しました。平成29年7月にSIXPADブランド初となる旗艦店「SIXPAD STORE AOYAMA」を表参道にオープン致しました。さらに、平成29年9月に開催された、バレーボール・ワールドグランドチャンピオンズカップ2017男子大会のオフィシャルスポンサーとして協賛し、当社及び当ブランドの更なる認知度向上に繋がりました。また、大手量販店において、IN SHOP事業が好調に展開しました。

(Styleブランド)

平成29年8月に新商品「Style Drive S」「Style AIR」及び「Style CoreWalk」の3商品を販売開始致しました。また、平成29年9月にStyleブランド初となる直営店をグランフロント大阪にてオープン致しました。

(PAOブランド)

テレビCMを継続的に行い、既存商品の認知度向上に取り組みました。その結果、ECサイトや量販店での販売が拡大し、累計販売台数50万本(平成26年7月~平成29年1月)を突破致しました。

（Kiralaブランド）

平成29年4月に浅田真央氏をブランドパートナーとして迎え、メディア向けローンチイベントとキララ富士山工場にて地元の方を招いたイベントを実施致しました。また、平成29年8月に愛知県体育館で開催された「LOTTE presents THE ICE 2017」のオフィシャルイベントパートナーとして協賛し、屋外テントスペースにキララスマートサーバーを設置し、キララ富士山の天然水やキララスマートサーバーの特徴の一つである炭酸水を試飲体験できるブースを出展し、認知度の向上を図りました。

（その他のブランド）

平成29年8月に片山晋呉選手及び長友佑都選手と共同開発した水のチカラで体幹を効率的に鍛えるトレーニングギア「TAIKAN STREAM（タイカンストリーム）」を発売致しました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は45,325百万円（前期比53.7%増）となりました。また、営業利益は5,787百万円（前期比63.2%増）、経常利益は6,120百万円（前期比75.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,306百万円（前期比77.8%増）となりました。

第23期第2四半期連結累計期間（自平成29年10月1日至平成30年3月31日）

当第2四半期連結累計期間における我が国経済は、政府の景気対策等の効果もあり緩やかな景気回復基調で推移したものの、海外では地政学的リスクが顕在化するなどの影響が見られました。

このような状況の中で、当社グループは「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、世界中の人々の人生をより美しく、より健康的に輝かせるためにBeauty・Wellnessをテーマにしたブランド及び商品の開発を行っており、積極的な新商品開発、マーケティング、当社技術の研究発表、市場開拓、海外展開及び事業提携を進めてまいりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

グローバル事業

主な事業内容は、海外のインターネット通信販売事業者、海外の販売代理事業者、海外の美容専門店及び海外の百貨店運営事業者への卸売販売となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は10,426百万円、経常利益は2,426百万円となりました。

中国においては上海伊勢丹、杭州銀泰及び南京金鷹、シンガポールにおいてはCK TANGS、香港においてはThe Faces、韓国においては仁川空港及びロッテ百貨店、グローバルトラベルリテール事業（海外空港の免税店への卸売販売事業）においては中国海南島の三亚鳳凰空港、グアム空港、チャンギ空港及び香港空港にそれぞれ新店舗を出店致しました。また、MDNA SKINブランドがアリババ社から強化ブランドに指定され、認知度の更なる向上に繋がりました。

リテールマーケティング事業

主な事業内容は、量販店運営事業者への卸売販売及びカタログ販売並びにテレビ通信販売事業者への卸売販売となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は5,645百万円、経常利益は1,896百万円となりました。

SIXPADブランドのIN SHOP事業は、当第2四半期連結累計期間に12店舗の出店を行いました。また、既存店舗の運営及び接客を改善し、顧客満足の向上並びに店舗売上高が増加致しました。さらにカタログ販売やテレビの通販事業においては、多くの紙面枠及び放送枠の獲得に注力致しました。

ダイレクトマーケティング事業

主な事業内容は、当社ECサイトを通じた一般消費者への直接販売及びインターネット通信販売事業者への卸売販売となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は5,038百万円、経常利益は2,145百万円となりました。

ReFaブランド、MDNA SKINブランド及びStyleブランドでは、新商品の発売により売上高が好調に推移致しました。また、当社ECサイトが「YAHOO ショッピング Best Store Awards 2017」においてダイエット・健康部門で第1位を受賞し、「Wowma! BEST SHOP AWARD 2017」においてダイエット・健康カテゴリ賞を2年連続で受賞致しました。

ブランドストア事業

主な事業内容は、百貨店運営事業者並びに免税店運営事業者への卸売販売及び当社運営の小売店舗での対面販売を通じた一般消費者への直接販売となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は3,595百万円、経常利益は714百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間では、MDNA SKIN、ReFa、SIXPAD及びStyleの4ブランドを含め、百貨店10店舗、免税店2店舗、直営専門店7店舗、計19店舗を新規オープン致しました。当社商品のブランド価値を直接お客様に伝え、認知度の向上を図りました。

プロフェッショナル事業

主な事業内容は、美容サロン運営事業者への卸売販売、エステティックサロン運営事業者への卸売販売及びフィットネスクラブ運営事業者と提携している販売代理事業者への卸売販売、提携企業での職域販売（社員への直接販売）、並びにフィットネスクラブでの一般消費者への直接販売となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は3,059百万円、経常利益は500百万円となりました。

平成29年10月に札幌支店、平成30年3月に金沢支店をオープンし、引き続き地域密着のサービスを展開し顧客満足度の向上を図りました。また、全国サロン商談会を平成30年1月から3月において45回開催し、新規顧客の開拓に注力致しました。さらに、平成29年10月の「ビューティーワールドジャパン 2017 ジャパンウエスト」及び平成30年2月の「ビューティーワールドジャパン福岡」に出展し、当社の認知度のさらなる向上を図りました。

その他事業

主な事業内容は、ウォーターサーバー事業、中古自動車販売事業、スマートリング（近距離無線通信を搭載した指に装着するリング）の製造販売を行うIoT事業及びOEM事業となります。

当第2四半期連結累計期間の売上高は652百万円、経常損失は729百万円となりました。

ウォーターサーバー事業においては、平成29年10月に「ロフト名古屋」、平成29年11月に「プライムツリー赤池」、平成29年12月に「グランツリー武蔵小杉」でKiralaブランドの直営専門点をオープン致しました。また、平成29年12月に関東圏で体験イベントを3回実施致しました。なお、平成30年3月をもって2WAY（ウォーターボトルを採用し、空きボトルを回収する）モデルを終了致しました。

これらのセグメントで取り扱っている主なブランド及び商品は、次のとおりです。

（ReFaブランド）

平成29年11月に新商品「ReFa HOT CLEANSE CL」、平成30年2月に新商品「ReFa MOISTURE SOAP CL」及び「ReFa MOISTURE SERUM CL」を全国の百貨店及び公式オンラインショップにて発売致しました。また、平成29年12月に「ルミネ横浜」、平成30年3月に「日比谷シャンテ」でReFaブランドの直営専門点をオープン致しました。

（MDNA SKINブランド）

平成29年10月に復活草のエキスを使用した新商品「THE REINVENTION CREAM」を発売致しました。平成29年11月に、炭素の遠赤外線に着目した美容ローラー「ONYX BLACK」を全国のMDNA SKINカウンター及びECサイトにて発売致しました。平成30年3月に、米国のBarneys New York Beverly Hills店にてマドンナ氏とのイベントを開催致しました。YouTube Studio主催のイベントにおいて、マドンナ氏とキム・カーダシアン氏とのコラボイベントも開催致しました。また、中国においては、百貨店カウンターを続々オープンし、平成30年3月には「上海伊勢丹」、「杭州銀泰」及び「南京金鷹」にそれぞれ出店を致しました。継続した認知度向上施策により、売上増加を図りました。

（SIXPADブランド）

平成29年11月に「プライムツリー赤池」、平成29年12月に「グランツリー武蔵小杉」でSIXPADブランドの直営専門点をオープン致しました。また、新たにアスリートサポートパートナーとして、プロボクシングの元6階級制覇王者で、フィリピンの上院議員でもあるマニー・パッキャオ選手と契約を締結致しました。さらに平成30年3月に国内2号店となる旗艦店「SIXPAD STORE TOKYO MIDTOWN HIBIYA」を大型複合施設「東京ミッドタウン日比谷」内に开店致しました。

海外においては、平成29年11月に中国上海の上海METRO CITYにて、SIXPADブランドの中国初の旗艦店「SIXPAD STORE 上海メトロシティ」をオープンし、水泳世界選手権で背泳ぎ金メダリストの「徐嘉余（シュジャーユ）選手」と新商品発売イベントを実施致しました。

（Styleブランド）

平成29年10月に新商品「Style BX」、平成30年3月に新商品「Style Dr. CHAIR Plus」を全国の専門店や量販店で販売致しました。また、平成29年11月に「プライムツリー赤池」、平成29年12月に「グランツリー武蔵小杉」で

Styleブランドの直営専門道をオープン致しました。海外においては、平成29年11月に中国上海の上海METRO CITYにて、Styleブランドの中国初の旗艦店「Style 上海メトロシティ」をオープン致しました。

(PAOブランド)

継続したTVCMの放映や国内のTV番組に取り上げられたことにより、ブランドの露出回数が増加致しました。また、韓国販売代理店のPAOブランドアンバサダーに、アーティストであるPSY(サイ)氏が就任致しました。当アーティスト出演の動画を公開したことにより、アジア地区における顧客への認知度向上に繋がりました。

(Kiralabrand)

平成29年10月に「ロフト名古屋」、平成29年11月に「プライムツリー赤池」、平成29年12月に「グランツリー武蔵小杉」でKiralabrandの直営専門道をオープン致しました。また、多数の展示会に出展し家族客を中心にKiralabrandの認知度向上に努めました。

(その他のブランド)

「TAIKAN STREAM」のブランドが、日本スポーツ用品実行委員会が主催する「日本スポーツ用品大賞2017」を受賞致しました。

(その他)

事業の急成長に伴う従業員増加と規模拡大のため、本社新社屋用建設予定地として、すでに愛知県名古屋市熱田区に位置する16,298.30㎡の土地を取得していましたが、平成29年10月に、その隣に位置する5,415.77㎡の土地を追加取得致しました。

平成29年11月にM&Aを実施し、ミチノ製薬株式会社(現株式会社MTGメディカル)を取得致しました。当子会社は第二種医療機器製造販売業及び第二種医薬品製造販売業の許可を有しており、当社グループの今後の事業展開に寄与する予定です。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は28,416百万円となりました。また、営業利益は5,289百万円、経常利益は5,661百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,748百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第22期連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

当連結会計年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)につきましては、5,215百万円(前年同期比7.9%増)となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は、3,486百万円(前年同期比7.9%減)となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益5,777百万円、たな卸資産の増加額4,129百万円及び仕入債務の増加額2,778百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は、10,241百万円(前年同期比725.8%増)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出9,608百万円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、獲得した資金は、7,071百万円(前年同期は140百万円の使用)となりました。これは主に短期借入金の純増減額5,300百万円、長期借入れによる収入3,360百万円、長期借入金の返済による支出3,039百万円及び自己株式の売却による収入1,461百万円によるものであります。

第23期第2四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)につきましては、4,924百万円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、使用した資金は、3,242百万円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益5,634百万円、たな卸資産の増加額4,368百万円、仕入債務の減少額1,473百万円、未払金の減少額1,541百万円及び法人税等の支払額1,005百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は、4,355百万円となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出3,872百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、獲得した資金は、7,317百万円となりました。これは主に短期借入金の純増減額4,196百万円及び長期借入れによる収入3,240百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績、受注状況

当社グループは生産及び受注活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当社グループは販売チャネルを基礎としたセグメントから構成されており、全セグメントで共通して仕入活動を行っているため、セグメントごとの金額は記載しておりません。

(3) 販売実績

第22期連結会計年度及び第23期第2四半期連結累計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第22期 連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)	前年同期比 (%)	第23期第2四半期 連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)
グローバル事業(百万円)	11,667	+154.1	10,426
リテールマーケティング事業(百万円)	10,691	+16.4	5,645
ダイレクトマーケティング事業(百万円)	9,856	+42.6	5,038
ブランドストア事業(百万円)	5,836	+193.3	3,595
プロフェッショナル事業(百万円)	6,112	+17.5	3,059
その他事業(百万円)	1,161	27.4	652
合計(百万円)	45,325	+53.7	28,416

(注) 1. 最近2連結会計年度及び第23期第2四半期連結累計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	第21期連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)		第22期連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)		第23期第2四半期 連結累計期間 (自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日)	
	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)	金額 (百万円)	割合 (%)
豊田通商株式会社()	-	-	6,372	14.0	5,765	20.3

() 第21期連結会計年度は販売実績が10%未満のため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、心を同じくする同志が信頼関係を築き、当社グループが描くビジョンの実現に向けて「人が強みで、人で勝つ」組織として会社経営を行っております。今後さらに大きく成長するために、大切にしてきた考え方や判断基準をこれまで以上に共有し、強い思いと意志を持ち、誰にも負けない努力を積み重ねると同時に、たとえ成功しても奢り高ぶり傲慢にならず、正しい考え方で会社経営における判断を行ってまいります。

当社グループは、会社経営における哲学であり判断のよりどころとして、かつ全従業員が素晴らしい人生を歩んでいくための指針を「M T Gフィロソフィ」と呼んでおります。また、「M T Gフィロソフィ」を土台にして、企業理念、経営システム及び事業ビジョンの3つを経営の柱としております。

(1) 企業理念

企業理念とは、当社グループの「企業としての存在意義」「目的」を表すものです。

企業理念 「一人ひかる 皆ひかる 何もかもひかる」
One shine , We shine , All shine

一人ひかる : 社員・会社

社員一人ひとりが夢を持ち、光り輝く。

社員同士が夢や苦楽を共有し、切磋琢磨する。

そうすることで、M T Gはさらに大きく成長していきます。

皆ひかる : パートナー・お客さま

M T Gは革新的なブランドを共に生み出し届けるパートナーと

共に高め合い、栄えていきます。

そしてお客様の人生をも輝かせていきます。

何もかもひかる：業界・世の中

その結果、地域社会・業界・世の中に広く貢献し、

関わる全てを光り輝かせていきます。

(2) 経営システム

経営システムとは、部門別採算制度をベースとした「経営管理の仕組み手法」であり、当社グループの経営を支える屋台骨となるものです。経営システムの具体的な仕組みであるグループ経営方式は、会社組織を細かなプロフィットセンター（収益部門）に分け、市場に直結した部門別採算制度で運営することで各プロフィットセンターの損益を明確にし、経営者意識を持ったリーダーを育成するとともに、全従業員が経営に参画できる「全員経営」を実現しております。

グループ経営方式を行う目的

1．市場に直結した部門別採算制度の確立

組織をプロフィットセンターに分けて部門別採算を実施し、市場の動きに即座に対応できる時流適応型経営で採算管理を行っております。

2．経営者意識を持つ人材の育成

組織を必要に応じてプロフィットセンターに分割することで、会社を小さな企業の集合体として再構成します。各プロフィットセンターの経営をリーダー（ ）に任せることによって、経営者意識を持った人材を育成しております。

3．当社グループのフィロソフィをベースとした、全員経営の実現

全社員が会社の発展のために力を合わせて経営に参画し、やりがいや達成感を持って働くことができる「全員経営」を実現しております。

()グループ経営方式の実現のため、プロフィットセンターの経営を任せるリーダーを選出することを目的としたプレゼンテーション大会を定期的開催しております。当該プレゼンテーション大会では、リーダーにチャレンジする人材が事業計画、事業戦略、組織及び大切にしている理念を語り、当社役員及び外部パートナーで行う審査に合格することでプロフィットセンターの経営を任せるリーダーとして認定される仕組みとしております。

（3）事業ビジョン

事業ビジョンとは、事業に対する「使命」「価値提供の手段」「事業領域」を表すものであり、当社グループは「ブランド開発カンパニー」として、次のとおり事業ビジョンを掲げております。

MISSION

より美しく、より健康に生きるための、
新しいモノづくりを。
日本と世界の力を結集し、
最先端のテクノロジーと最高峰の知恵を融合させ、
革新的なブランドを開発して、
豊かな社会の実現に貢献します。

BRANDS

M T Gのブランドは、それぞれにフィロソフィ、ストーリー、ミッションが宿っています。
それらを独自の「世界観」として構築し、
単なる商品を超えた“ブランド”として世の中に伝えていきます。
多種多様なブランドの共通項は、本物を追求した結晶であるということです。

BRAND DEVELOPMENT SYSTEM

4つのファクターを融合させるM T G独自のブランド開発システム。

多くの人の心に響くアイデアやデザイン。
自社だけでなく、他の企業や大学の技術力も融合させることで
磨かれてきた、M T G独自の開発力。
確かな世界観とストーリーを伝え、
世界規模のマーケットを開拓。
M T GはCreation、Technology、Branding、Marketingの
4つのファクターを融合させることで、
ブランドを生み出し、育てています。

[Creation（クリエイション）]

今、世の中にないものを創造しデザインし、つくり上げる

[Technology（テクノロジー）]

自社開発と産官学の技術を融合する

[Branding（ブランディング）]

プロダクトを誠実に圧倒的世界観で伝えていく

[Marketing（マーケティング）]

JAPANブランドの力を世界へ独自の市場を開拓する

上記の事業ビジョンを基に、美容機器、健康機器、化粧品及びその他新規商品の企画、開発及び製造を行っております。当社グループが開発するブランド及び商品は効能及び効果に関する学術的なエビデンスを取得することに徹底的にこだわり開発をしております。

また、近年、電子商取引のグローバル化が急速に進む中、模倣品被害はインターネットを媒体に世界規模で拡大し、その手口も巧妙化、悪質化してきています。模倣品は潜在的な市場の喪失や、ブランドイメージの低下につながるだけでなく、劣悪な品質により、お客様に健康被害を及ぼす可能性もあります。当社グループは、これらの悪質な模倣品による健康被害の危険からお客様を守り、安心して商品をご使用して頂くために、今後も「模倣品を絶対に許さない」という強い姿勢で、模倣品の撲滅に向けて世界各国で積極的に活動していきます。

また、当社グループは中長期的な成長を図るために、国内事業でのさらなる拡大に加えて海外展開の積極的な推進を行ってまいります。それらを実現するために、以下の15点を主な経営課題として認識し、迅速に対応してまいります。

なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

M T Gフィロソフィを根幹とした会社経営

当社グループは、「MTGフィロソフィ」を会社経営の根幹とし、役員及び従業員のみならず外部パートナーとの間の信頼関係が会社経営に係る全ての基本と捉えております。当社グループの今後の継続的な企業成長を実現するために、従業員数及び国内外の拠点数の増加を計画しており、当社グループのすみずみまで「MTGフィロソフィ」の浸透を確保し続けることが課題と認識しております。若手社員の「さらに成長したい」という強い思いから誕生した「光塾」などにおいて、成長意欲の高い社員がともに学び高め合うための理念研修会を自主的に開催しております。「MTGフィロソフィ」を浸透させる人材の育成を積極的に行い、今後の事業展開に備えてまいります。

経営システムの強化

当社グループは、今後の継続的な企業成長を実現するために、多数の経営者意識を持った人材の育成及びリアルタイムな経営数字に基づく迅速かつ高度な意思決定が必要となります。そのために、当社グループの経営システムであるグループ経営方式を進化させ、市場に直結した部門別採算制度、経営者意識を持つ人材の育成及びMTGフィロソフィをベースにした全員経営を実現させることが求められております。経営システムの進化に向けて、グループ経営方式の制度の確立及びITインフラに対して積極的な投資を行ってまいります。

ブランド及び商品の開発

当社グループは、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、ブランド及び商品の開発を行っております。また、「JAPANブランドを世界へ」を掲げ、日本列島は宝島であるとの認識のもと、日本の優れた伝統文化及び優れた技術をブランド及び商品の開発に取り入れております。テクノロジーについては、「自社開発と産官学の技術を融合する」という視点で、多数の開発者及び研究者を内部に抱え自社開発を行いながら、インキュベーション(国内外の優れた伝統文化及び優れた技術の発掘)に特化した専門部門を立ち上げ、世の中の知恵、技術及び経験を結集するために国内外の大学、企業、行政機関及び研究機関と連携するとともに、人間工学研究所を設立し、当該機関等で培われた技術等を当社グループのブランド及び商品の開発に取り入れております。また、当社グループは、アーティストのマドンナ氏、プロフットボールのクリスティアーノ・ロナウド選手及び女優の范冰冰(ファン・ビンビン)氏との間で、単なる商品プロモーションに留まらずブランド及び商品の共同開発を行っており、知見、経験及びトレーニングメソッドをブランド及び商品の開発に取り入れております。

当社は、BEAUTYとWELLNESSの領域において、AI・IoTという最先端のテクノロジーを自社製品の開発にとりいれてまいります。特にAIを活用したブランド開発をさらに進化・発展させていくためにAIの研究機関である「MTG AI研究所」を理化学研究所革新知能統合研究センターのセンター長であり、東京大学大学院(新領域創成科学研究科複雑理工学専攻)教授の杉山将氏を技術顧問に迎えて設立し、当社グループのブランド及び商品の開発を行ってまいります。当社が独自で取得したビッグデータ(デバイス使用履歴や生体データ)をAIに学習させ、商品開発やマーケティング等の様々な取り組みへの活用を研究しております。

消費者ニーズの変化への対応

当社グループは、昨今のソーシャルメディアの普及による消費者ニーズの変化に適時適切に対応していくことが課題と認識しております。そのために、ブランド及び商品の開発に従事する従業員自身が経営者意識及び消費者のニーズを創り出す感覚をもってブランド及び商品の開発を行うことが不可欠となります。さらには、消費者ニーズの変化に対応するのではなく、消費者ニーズを当社グループから創り出すことを目指しております。代表例として、ReFa及びMDNA SKINブランドにおいてはユナイテッド・ビューティー(美容機器、化粧品及びその他あらゆる美容アプローチを融合させ、美容効果を最大にする当社グループが提唱する独自の美容文化)というコンセプト及びPAOブランドにおいては「顔の筋肉を鍛える新しい文化を創る」というコンセプトを消費者に対して発信しております。また、当社グループは「新規ブランド及び商品を内部留保する」という考えのもと、ブランド及び商品の売れ行きが順調な時期に消費者ニーズの変化、他社の類似商品の発売及び模倣品の出現を見据えながら新規ブランド及び商品の開発を先行して行っております。

新たな販売市場の開拓及び既存の販売市場との融合

当社グループは、新たな販売市場の開拓及び既存の販売市場との融合に努めてまいります。具体的には、消費者の購買行動がインターネット通信販売に移行していることを念頭に置きながら、ブランドイメージを維持しブランド及び商品を体感できるスポットとして百貨店及びショッピングセンター内で当社グループが運営するブランドショップ並びに美容専門店への出店を行ってまいります。日本のみならず当社グループが進出する各国において同じ方針で市場の開拓を行ってまいります。また、既存の販売市場と新たな販売市場との融合として、各市場の既存顧客と当社グループが運営するオンラインショップとの間での販売促進の仕組みを構築してまいります。

既存の販売市場の地域展開

当社グループは、既存の販売市場において地域展開の拡大を計画しており、既存の販売市場のさらなる展開に努めてまいります。現在、Kiralabブランドにおいては、地域展開として東海3県(愛知県、岐阜県、三重県)に限定してプロモーション及び対面販売を行っておりますが、今後は全国展開に拡大してまいります。また、グローバル事業においては、イギリスで販売代理店を通じてSIXPADブランドが販売されておりますが、今後ヨーロッパ地域に当社グループの現地法人を設立し当社グループが保有するブランドを販売する計画を有しております。

リピート顧客の獲得

当社グループは、安定した収益基盤を構築するために、当社グループが展開するブランド及び商品についてリピート顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのために当社グループとして、ブランドのシリーズ展開、商品ラインナップにおける消耗品(ReFaブランドのコラーゲンドリンク及びコスメ商品、MDNA SKINブランドのコスメ商品、PLOSIONブランドの炭酸ガス、SIXPADブランドの付属ジェルシート及びサプリメント、Kiralabブランドの水及び炭酸ガス)の強化及び当該消耗品の定期購入施策の実施を行ってまいります。

新規ブランド及び商品並びに新規事業の成功

当社グループは、今後の継続的な企業成長を実現するために、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、新規ブランド及び商品並びに新規事業に積極的に取り組んでまいります。新規ブランド及び商品において、ReFaブランドではIoTを搭載した美容ローラーの開発を行っております。また、居住空間である住宅にビューティー空間としての価値を付加する住設機器に係る商品の開発を行っております。SIXPADブランドでは、POSH WELLNESS LABORATORY株式会社のテクノロジーを活用しながら筋肉トレーニングを支えるトレーニング・ギアとしての位置づけに留まらず、今後の高齢化社会を見据えて医療並びに介護の領域の商品の開発を行っております。また、ホームジム・ギアとしての商品の開発を行っております。

新規事業においては、当社ではAI及びIoTを搭載した睡眠用マットの開発を行っております。また、SIXPADブランド初の会員制サービス「近未来型EMSトレーニング・ジム」SIXPAD STATION事業をスタートさせます。IoTを活用した先進的なデバイスで、自身のトレーニングフォームと意識すべき筋肉を確認しながら、EMSと動作を融合させたトレーニングプログラムを実現致しました。これにより、15分という短時間で、効率的な全身トレーニングが可能となりました。第一店舗が平成30年夏、東京都内にオープンする予定です。連結子会社のMCLEAR LIMITEDでは、端末にかさずだけでキャッシュレス決済が可能なリング型デバイス「RING PAY」(リングペイ)を開始しております。「RING PAY」は防水かつ充電不要のため、常に身につけることができ、コンタクトレスでの支払いを実現します。キャッシュレス決済以外にも、多くの可能性を秘めており、今後も最先端のテクノロジーを開発し続け、多くの商品を展開していきます。販売においては今後、欧州での販売展開を予定しています。また、株式会社MTGメディカルでは医療機器の開発並びに医薬品販売の事業の準備を行っております。

これらの新規ブランド及び商品並びに新規事業を成功させるために当社グループの経営資源を最大限有効活用してまいります。

ブランドイメージの維持及び向上

当社グループが保有するブランドの中でも、MDNA SKINブランドにおいてはアーティストの Madonna氏及びSIXPADブランドにおいてはプロフットボールのクリスティアーノ・ロナウド選手は両ブランドのブランドイメージの創生に貢献しており、今後はブランドを構成する一つの要素として位置づけ、各国ごとにブランドイメージを発展させてまいります。ブランドイメージの維持及び向上は当社グループにとって重要な課題であり、引き続きブランドイメージの明確化及びブランドイメージに適合する普遍的な価値を有するキャラクターのキャスティングを図ってまいります。

マーケティングの強化

当社グループは、保有する複数のブランドを多岐に渡る市場に同時展開を行っているため、実行するマーケティング施策の有効性及び効率性を最大化させることが課題と認識しております。そのために、営業、開発及びマーケティングに従事する関係者が一同に会してブランド戦略を検討する定例会議を実施し、営業の意見を取り入れながらマーケティング施策の立案、選別及び実行をしております。また、当社グループはアーティストの Madonna氏、プロフットボールのクリスティアーノ・ロナウド選手及び女優の范冰冰(ファン・ビンビン)氏との間で、単なる商品プロモーションに留まらずブランド及び商品の共同開発を行っており、当該共同開発に係る実績をマーケティング施策に活用してまいります。

模倣品対策と知的財産権確保

当社グループは、「お客様を欺く模倣品の存在を許さない」を合言葉に、使命感を持ち徹底した模倣品への対策を行っております。グローバルで1,300件を超える件数の知的財産の権利化を実現しております。また、模倣品の販売や流通方法はインターネットの普及に伴い多様化が進み、対応には多くの困難が伴う状況ですが、当社グループは模倣品対策のための従業員を充実させており、韓国で模倣品販売業者に対し販売差止の仮処分申請の申し立て、中国で模倣品製造業者に対し中国の行政機関と連携して製造拠点の差し押さえ及び日本、韓国並びに中国で各国の警察機関と連携して模倣品の販売者並びに製造者を逮捕するという成果を上げております。

徹底した品質向上

当社グループは、大手家電メーカー及び化粧品メーカーにて多様な経験をしたOBを招き「顧問会（ ）」を設置しております。商品開発においては、顧問へ相談するだけでなく、顧問による審査を必須とする審査会制度を導入しています。これらの取組みにより高品質なものづくりを行っていますが、今後の海外展開を加速するために、より品質の高い商品を開発できる体制構築及び人材育成を行ってまいります。その取組みの一環として、量産を委託しているパートナー会社との連携強化のため、「パートナー協力会」を発足しております。

（ ）当社グループの「顧問会」における顧問とは、上場企業の役員経験者が役員引退後に会社から付与される顧問という一般的な肩書を指しているのではなく、当社グループにおいては「高度の専門知識と豊かな経験を踏まえ、技術、税務、財務、法務等の特定の分野について、会社に適切な助言を与える」ことを任務とし、「当社又は他社における取締役以上の経験者及び学識経験者等」であることを顧問の資格としております。また、任期は1年として、委嘱及び報酬について取締役会の決議事項としております。

カスタマーサービスの向上

当社グループは、カスタマーサービスの向上について、国内だけでなく海外においても企業ブランド、事業ブランド及び商品ブランドを高める上で課題と考えております。国内においては、カスタマーサービスセンターの新拠点を開設し、事業拡大に伴い増加する問い合わせや修理対応にスピーディーかつ正確に対応してまいります。また、海外においては、海外カスタマーサービスの専門部門を立ち上げ、現地法人や海外提携パートナーと連携し、グローバルで高品質なカスタマーサービスが提供できる体制を構築してまいります。

拠点の統合

当社グループは、これまでの逐次的な業績の拡大に対応するため従業員数及び国内外の拠点数を増加させてきており、また、今後の継続的な企業成長を実現するために、同様に従業員数及び国内外の拠点数の増加を計画しております。しかしながら、拠点数の増加に伴い、従業員の拠点間の移動時間及びコミュニケーション負荷が増加していることを課題と認識しております。当該課題に対処するために当社は、愛知県名古屋市中熱田区に研究開発及び本社用土地を購入致しました。平成34年9月期以降に複数拠点の機能を一ヶ所に統合するとともに本社機能を移転する計画を有しております。

ブランドポートフォリオの確立

当社グループは、今後の継続的な企業成長を実現するために、特定のブランドに依存しない売上高構成が重要と考えております。ReFaブランドにおいては、第21期事業年度は売上高12,131百万円（売上高構成比：43.5%）であったところ、第22期事業年度は売上高24,595百万円（売上高構成比：56.7%）となっており、売上高におけるブランド依存度が高まっております。また、SIXPADブランドにおいては、第21期事業年度の売上高7,597百万円（売上高構成比：27.3%）であったところ、第22期事業年度は売上高9,543百万円（売上高構成比：22.0%）となっており、ReFaブランドとあわせて、当社グループの売上高の大半の割合を占めております。今後、引き続きReFa及びSIXPAD以外のブランドに対しても継続的かつ積極的な投資を行ってまいります。

ブランド別国別売上高（当社単体）

第21期事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	日本	中国	韓国	香港	シンガポール	アメリカ	台湾	イギリス	合計	
									金額	比率
ReFa	9,453	811	1,491	198	34	47	95	-	12,131	43.5%
SIXPAD	6,331	362	493	-	51	-	-	359	7,597	27.3%
その他	7,792	165	62	81	23	-	23	-	8,149	29.2%
合計	23,576	1,339	2,047	279	110	47	118	359	27,878	100.0%

第22期事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	日本	中国	韓国	香港	シンガポール	アメリカ	台湾	イギリス	合計	
									金額	比率
ReFa	15,408	2,837	5,332	455	211	204	144	-	24,595	56.7%
SIXPAD	9,329	60	93	6	19	-	-	33	9,543	22.0%
その他	8,208	595	286	47	13	30	82	-	9,263	21.3%
合計	32,947	3,493	5,712	508	243	235	227	33	43,402	100.0%

4【事業等のリスク】

事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に係るリスク

消費者ニーズへの適合

当社グループは、新規ブランド及び商品の開発、育成並びにマーケティング活動の消費者ニーズへの適合状況は当社グループの売上及び利益に大きな影響をもたらします。当社グループでは、消費者ニーズに応えるため、魅力的な新規ブランド及び商品の開発、マーケティング活動による新規ブランド及び商品の育成並びに既存ブランド及び商品の強化を行っております。また、消費者ニーズに応えられなくなった既存ブランド及び商品の撤退を継続的に行っております。しかしながら、当該活動はその性質上、さまざまな要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

特定のブランド及び商品への依存

当社グループは、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づいて、継続的に新規ブランド及び商品を生み出し、特定のブランド及び商品に偏らない事業展開を目指しております。当該事業ビジョンに従い、ReFa及びSIXPADブランドを中心とする多岐に渡るブランド及び商品を積極的に展開していくことで、ブランド及び商品の柱を増やし、特定のブランド及び商品への依存の低減を図っております。しかしながら、第22期事業年度においてはReFa及びSIXPADブランドは売上高の大部分（売上高構成比：ReFaブランド 56.7%、SIXPADブランド 22.0%）を占めており、また、ブランド及び商品の柱を増やす事業活動はその性質上、さまざまな要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

インバウンドの動向

当社グループは、特に中国によるインバウンド需要の影響を多く受けております。このため、特定の国からのインバウンド需要に依存しない体制を構築するため、米国や欧州の展開を始めております。また、取締役会等の意思決定機関においてインバウンド動向を共有並びに議論することでリスクの低減を図っております。しかしながら、予測し得ない現地の経済情勢の変化、政策等の変化、日本との関係性悪化等の影響による需要の低迷が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

海外販売のリスク

当社グループは、中国、アジア、米国及び欧州等を中心に海外での販売を展開し、第22期連結会計年度においてはグローバル事業の売上高は当社グループの売上高の25.7%に達しております。海外子会社の内部管理体制及び本社側での情報収集体制を強化し、海外販売リスクの未然防止に努めております。しかしながら、予測し得ない現地の経済情勢の変化、日本との政治的な関係性の悪化、海外子会社の内部管理体制の不備等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝のリスク

当社グループは、ブランド戦略として、スポーツ選手や芸能人を活用した商品プロモーションを実施し、ブランドイメージの維持及び向上に努めております。現状は、アーティストのマドンナ氏及びプロフットボーラーのクリスティアーノ・ロナウド選手を起用するなど、第22期連結会計年度における販売費及び一般管理費に占める広告宣伝費の割合は24.7%と大きな割合を占めております。しかしながら、当初意図した広告効果が発現しなかった場合や、マドンナ氏ないしクリスティアーノ・ロナウド選手との契約更新に至らずキャストिंगが困難になった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

競合の激化

当社グループは、競合他社の動向によって業績に影響を受ける可能性があります。競争環境を勝ち抜くために、当社グループは新規ブランド及び商品の開発に対する投資を積極的に行っております。また新規ブランド及び商品の開発と同時に、知的財産権確保にも積極的に投資を行っております。競合他社に類似品を展開させないことで、確固たるブランド価値の確立を図っております。しかしながら、予測し得ない競合他社の動きが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権に係るリスク

当社グループは、特許等知的財産権の管理を行う知財部門を強化し、当社グループの開発による新技術を確実に当社グループで権利化するとともに、商品の開発及び販売に際し、第三者の特許権、意匠権及びその他知的財産権との抵触が発生しないように事前調査を行い、抵触可能性が予見される場合は回避策をとるなど、第三者の知的財産権の侵害を未然に防止できるよう、万全の注意を払っております。しかしながら、世界各国において特許が日々出願されており、意図せずに第三者の特許権及び意匠権等と抵触するような事態を招き、法廷の内外で相当の損害賠償金を請求された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスの遵守

当社グループは、国内外で様々な商品を取扱う関係上、関連する法令・規制は多岐にわたります。具体的には、会社法、税法、各種業界法、独占禁止法、知的財産法、下請法、景品表示法、消費者基本法、電子商取引関係法、特定商取引法等、さらには海外事業に係る当該国の各種法令・規制等があり、当社グループでは法令遵守は極めて重要な企業の責務と認識のうえ、法令遵守の徹底を図っております。しかしながら、こうした対策を行ったとしても、個人的な不正行為等を含めコンプライアンスに関するリスク並びに社会的な信用やブランド価値が毀損されるリスクを回避できず、当該リスクが顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

許認可に係るリスク

当社グループは、山中湖村における取水許可、清涼飲料水製造業（有効期限：名古屋市平成30年9月20日、山梨県平成35年5月31日）、第2種医薬品製造販売業（有効期限：平成32年7月3日）、第2種医療機器製造販売業（有効期限：平成31年6月20日）、医療機器製造業（有効期限：平成31年6月20日）、化粧品製造販売業（有効期限：東京都平成32年7月3日、愛知県平成31年2月18日）、医薬品卸売販売業（有効期限：平成34年11月30日）、医薬品店舗販売業（有効期限：平成34年12月7日）等の許認可が必要な事業を展開しております。このため、かかる規制が定める基準を遵守するために必要な取り組みを行っております。しかしながら、将来において有効期限の到来並びに更なる規制強化が生じた場合は対策のための費用が生じる可能性があり、また、対応が困難となる場合には事業における許可の取消等の事業制約要因となる可能性があり、これらの可能性が顕在化した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティに関するリスク

当社グループは、保有する顧客情報や機密情報等の情報資産の保護については、さまざまな対策を講じております。また、個人情報保護を適切に行っている企業の証である「プライバシーマーク(JIS規格)」の認証を取得しております。しかしながら、予期し得ない不正アクセスによる情報漏洩等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

製造物責任賠償のリスク

当社グループは、販売する商品について製造物責任賠償のリスクが内在しており、特に健康障害等を引き起こしてしまう場合には製造物責任を負う可能性があります。当社グループは、当該リスクに対応するために商品品質を確保するための品質体制の構築を行っております。しかしながら、製造物責任賠償につながるような商品の欠陥が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

リコール発生などの品質問題が及ぼす影響

当社グループは、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づいて、継続的に新規ブランド及び商品を生み出しており、常に従前になかった新しい機能や構造の商品開発をしております。当社グループは、顧問も参加する審査会制度を導入しており、新しい領域の商品開発においても常に品質を重視しております。しかしながら、意図しない商品不良等により大規模なリコールが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

消費者とのトラブル及び風評のリスク

当社グループは、消費者が期待する効果効能が体感できなかった場合や健康被害等のトラブルが発生する可能性があります。当社グループでは、効果効能に係るエビデンスの取得に特に拘っており、本物の商品を消費者に提供することに注力しております。しかしながら、このようなトラブルの影響がマスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生ないし流布し、当社グループの商品イメージが低下するなどの事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの商品に直接関係がない場合であっても、他社の模倣品等によるトラブルや風評などにより当社グループの商品のイメージが低下するなどの事態が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

返品発生リスク

当社グループは、国内量販店等の商慣習の影響を受けており、過去に販売した商品について返品が生じる可能性があります。返品条件を契約書に明記し、かつ実際の返品受入れについて取引先と個別協議を行っており、不必要な返品を防ぐとともに返品発生リスクの最小化を図っております。しかしながら、不良品等止むを得ない場合は返品を受け入れており、返品処理及び代替商品の配送等追加的な費用が発生することから、予測し得ない返品が多数発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

部材及び商品供給リスク

当社グループは、外部パートナーから部材及び商品の供給を受けております。部材及び商品の品質を確保するため、パートナー協会を定期的に開催することで部材及び商品の供給リスクの低減を図っております。また、外部パートナーから供給を受けているReFaに使用する一部の部材は代替困難な部材であり、同部材の供給は1社に依存しております。しかしながら、予測し得ない外部パートナーの品質問題や経営不況等が発生し、当初想定していた部材及び商品の供給が困難になった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

天災、火災、事故等の発生が将来の業績に与える影響

当社グループは、国内外に所在する外部パートナーより部材及び商品の供給を受けております。部材及び商品の供給については、単独の外部パートナーに依存しないようにするために複数社購買を進めております。しかしながら、当該外部パートナーが所在する地域に地震等の天災あるいは火災や爆発事故等が発生し、部材及び商品の供給に影響が生じる場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、同じく当社グループの拠点がある地域に地震等の天災あるいは火災が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

出店のリスク

当社グループは、百貨店、免税店、ショッピングセンター及び量販店内の当社グループ運営の出店を積極的に行っております。店舗別採算を確保した上で、成功事例を横展開しながら、店舗数を増加していくとともに、リスクの低減を図っております。しかしながら、当社グループが計画している出店時期に出店条件に合致した物件を確保できない場合、ないしは出店後の店舗の採算が計画どおりに推移しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

在庫リスク

当社グループは、在庫の保有状況をモニタリングしながら生産数量と発注数量の調整を毎月実施し、滞留が予測される商品について販売施策を追加で立案することで在庫リスクの最小化を図っております。しかしながら、需要動向を見誤ったことによる欠品機会損失、ないし滞留在庫が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) その他のリスク

特定人物への依存

当社グループは、特に新規ブランド及び商品の着想は代表取締役社長である松下剛が行っております。当社グループは、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンで事業を発展させており、当該方針を各部門に浸透させております。代表取締役社長である松下剛に依存せずに新規ブランド及び商品の開発並びに事業を遂行できる体制へ移行してまいります。しかしながら、代表取締役社長である松下剛が何らかの理由により当社の業務を継続することが困難となった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替リスク

当社グループは、売上高に占める海外比率が拡大しており、第22期連結会計年度においてはグローバル事業の売上高は当社グループの売上高の25.7%に達しており、為替リスクの影響は増加傾向にあります。そのため、グループ間取引における為替リスクは本社が負うという方針に基づき、外貨取引における為替変動の影響を本社に集約し、本社にて為替管理を行っております。また、今後の海外売上比率の増加状況によっては、為替予約等の導入も検討してまいります。しかしながら、急激な為替レートの変動がある場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

重要な訴訟等

本書提出日現在において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されていませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化

当社グループは、当社グループ役員、従業員及び外部パートナーに対するインセンティブを目的として、新株予約権を付与しております。本書提出日現在、これらの新株予約権による潜在株式数は1,590,180株であり、発行済株式総数の4.7%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合、発行済株式総数が増加し、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります、この株式価値の希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) マドンナ氏との契約

当社グループは、マドンナ氏と以下の内容の契約を締結しております。

1 契約会社名	BoyToy, Inc.
2 実質的な相手方名称	マドンナ・ルイズ・チッコーネ（アーティスト名：マドンナ）
3 契約品目	MDNA SKIN
4 契約内容	共同商品開発、商品プロモーション及び販売ライセンス
5 契約締結日	平成24年2月17日
6 契約期間	平成33年12月31日
7 契約更新の定め	定めなし、協議による

(2) クリステアーノ・ロナウド選手との契約

当社グループは、クリステアーノ・ロナウド選手と以下の内容の契約を締結しております。

1 契約会社名	株式会社CIRCUS
2 実質的な相手方名称	クリステアーノ・ロナウド
3 契約品目	SIXPAD、ReFa ACTIVE、ReFa ACTIVE BRAIN
4 契約内容	共同商品開発及び商品プロモーション
5 契約締結日	平成25年11月27日
6 契約期間	平成31年7月6日
7 契約更新の定め	定めなし、協議による

(3) アリババグループとの契約

当社グループは、アリババグループと以下の内容の契約を締結しております。

1 契約会社名	Zhejiang Tmall Supply Chain Management Company Limited (Alibaba China) Alibaba.com Singapore E-Commerce Private Limited (Alibaba Singapore)
2 契約名目	戦略的協力の基本契約
3 契約概要	当社グループ及びアリババグループが、アリババグループの提供する中国電子商取引プラットフォームを介して事業拡大を図ることを目的とした戦略的協力に係る基本契約 ReFaブランド及びMDNA SKINブランドの中国国内における電子商取引について、アリババグループに独占販売権を付与する契約 アリババグループは、対象ブランドにつき、目標購入金額を負っており、目標金額に達しない場合に当社グループはアリババグループとの独占販売権を解消する権利を保有
4 契約締結日	平成28年10月14日
5 契約期間	平成32年3月31日
6 契約更新の定め	定めなし、協議による

(4) ファン・ピンピン氏との契約

当社グループは、范冰冰（ファン・ピンピン）氏と以下2つの内容の契約を締結しております。

- | | |
|-------------|--|
| 1 契約会社名 | OBRUZA S.A. Limited |
| 2 実質的な相手方名称 | 范冰冰（ファン・ピンピン） |
| 3 契約品目 | ReFa |
| 4 契約内容 | 商品プロモーション |
| 5 契約締結日 | 平成30年3月23日 |
| 6 契約期間 | 平成31年4月30日 |
| 7 契約更新の定め | 定めなし、協議による |
| | |
| 1 契約会社名 | MAXFIELD INTERNATIONAL INVESTMENTS LIMITED |
| 2 実質的な相手方名称 | 范冰冰（ファン・ピンピン） |
| 3 契約品目 | 品目の定めなし |
| 4 契約内容 | 共同商品開発契約 |
| 5 契約締結日 | 平成30年5月8日 |
| 6 契約期間 | 平成31年5月7日 |
| 7 契約更新の定め | 自動更新 |

6【研究開発活動】

第22期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社グループは、「ブランド開発カンパニー」として「クリエイション」「テクノロジー」「ブランディング」「マーケティング」の4つの軸を融合した事業ビジョンに基づき、ブランド及び商品の開発を行っております。

また、「JAPANブランドを世界へ」を掲げ、日本列島は宝島であるとの認識のもと、日本の優れた伝統文化及び優れた技術をブランド及び商品の開発に取り入れております。テクノロジーについては、「自社開発と産官学の技術を融合する」という視点で、多数の開発者及び研究者を内部に抱え自社開発を行いながら、インキュベーションに特化した専門部門を立ち上げ、世の中の知恵、技術及び経験を結集するために国内外の大学、企業、行政機関及び研究機関と連携するとともに、人間工学研究所を設立し、当該機関等で培われた技術等を当社グループのブランド及び商品の開発に取り入れております。

また、当社グループは、アーティストのマドンナ氏及びプロフットボラーのクリスティアーノ・ロナウド選手との間で、単なる商品プロモーションに留まらずブランド及び商品の共同開発を行っており、両者の知見、経験及びトレーニングメソッドをブランド及び商品の開発に取り入れております。

当社は、BEAUTYとWELLNESSの領域において、AI・IoTという最先端のテクノロジーを自社製品の開発にとりいれてまいります。特にAIを活用したブランド開発をさらに進化・発展させていくためにAIの研究機関である「MTG AI研究所」を理化学研究所革新知能統合研究センターのセンター長であり、東京大学大学院（新領域創成科学研究科複雑理工学専攻）教授の杉山将氏を技術顧問に迎えて設立し、当社グループのブランド及び商品の開発を行ってまいります。当社が独自で取得したビッグデータ（デバイス使用履歴や生体データ）をAIに学習させ、商品開発やマーケティング等の様々な取り組みへの活用を研究しております。

当連結会計年度において、当社グループが支出した研究開発費の総額は、1,405百万円であります。

なお、当社グループは販売チャネルを基礎としたセグメントから構成されており、全セグメントで共通して研究開発活動を行っているため、セグメントごとの金額は記載しておりません。

第23期第2四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが支出した研究開発費の総額は735百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況について重要な変更はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」をご参照下さい。

（２）経営成績の分析

第22期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度に比べ15,844百万円増加し、45,325百万円となりました。また、売上原価は6,082百万円増加し、16,518百万円となりました。この結果、売上総利益は9,761百万円増加し、28,806百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ7,492百万円増加し、22,987百万円となりました。この結果、営業利益は2,241百万円増加し、5,787百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度に比べ204百万円増加し、372百万円となりました。また、営業外費用は180百万円減少し、40百万円となりました。この結果、経常利益は2,626百万円増加し、6,120百万円となりました。

（特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における特別損益は、固定資産除却損32百万円、訴訟損失引当金繰入額293百万円等を計上しております。また、法人税等合計は前連結会計年度に比べ439百万円増加し、1,471百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は1,884百万円増加し、4,306百万円となりました。

第23期第2四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

（売上高、売上原価、売上総利益）

当第2四半期連結累計期間における売上高は28,416百万円、売上原価は10,463百万円となりました。この結果、売上総利益は17,953百万円となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は12,572百万円となりました。この結果、営業利益は5,289百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

当第2四半期連結累計期間における営業外収益は402百万円、営業外費用は29百万円となりました。この結果、経常利益は5,661百万円となりました。

（特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する四半期純利益）

当第2四半期連結累計期間における特別損益は、固定資産除却損27百万円を計上しております。また、法人税等は1,886百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,748百万円となりました。

（３）財政状態の分析

第22期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（資産）

当連結会計年度末の資産につきましては、34,026百万円（前年同期比106.5%増）となりました。これは主に受取手形及び売掛金の増加2,676百万円、商品及び製品の増加3,773百万円及び土地の増加8,045百万円によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債につきましては、17,594百万円（前年同期比199.9%増）となりました。これは主に支払手形及び買掛金の増加2,976百万円、短期借入金の増加5,300百万円及び未払金の増加2,204百万円によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産につきましては、16,431百万円（前年同期比54.9%増）となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益4,306百万円による利益剰余金の増加4,291百万円及び自己株式の処分による資本剰余金の増加1,427百万円によるものであります。

第23期第2四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

（資産）

当第2四半期連結会計期間末の資産につきましては42,790百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,764百万円増加しました。これは主に商品及び製品の増加4,081百万円及び土地の増加3,728百万円によるものであります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債につきましては22,622百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,028百万円増加しました。これは主に短期借入金の増加4,496百万円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の増加2,860百万円及び未払金の減少1,545百万円によるものであります。

（純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産につきましては20,167百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,736百万円増加しました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純利益3,748百万円による利益剰余金の増加3,726百万円によるものであります。

（4）キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 （2）キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

（5）経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」をご参照下さい。

（6）経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照下さい。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第22期連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

第22期連結会計年度中において実施致しました当社グループの設備投資の総額は9,651百万円であり、その主な内訳は、事業の急成長に伴う従業員増加と規模拡大のための本社新社屋建設用土地の取得8,017百万円、ウォーターサーバー事業の製造拡大のための土地建物、サーバーの金型及びソフトウェアの取得232百万円によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第23期第2四半期連結累計期間（自 平成29年10月1日 至 平成30年3月31日）

第23期第2四半期連結累計期間において実施致しました当社グループの設備投資の総額は4,113百万円であり、その主な内訳は、事業の急成長に伴う従業員増加と規模拡大のための本社新社屋建設用土地の追加取得3,728百万円によるものであります。

なお、当第2四半期連結累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (愛知県名古屋市中村区及び 熱田区)	各事業	ブランド及び 商品の研究 開発拠点 及び本社	290	9	8,274 (18,459)	387	8,961	282 (49)
名古屋営業本部 (愛知県名古屋市中村区)	各事業	事務所設備	139	0	80 (542)	2	221	77 (28)
富士山工場 (山梨県南都留郡山中湖村)	その他事業	飲料水 生産設備	297	97	141 (8,453)	157	694	3 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は工具、器具及び備品及び建設仮勘定であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
- 提出会社の本社の中には、本社新社屋建設用土地として取得し、既存の賃貸借契約の賃貸期間満了時まで貸与中の土地8,017百万円(16,298㎡)を含んでおります。
- 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のとおりであります。

平成29年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	従業員数	建物賃貸面積 (延床面積㎡)	年間賃借料 (百万円)
東京支社 (東京都千代田区)	各事業	事務所設備	31 (3)	391.66	44
東京R&Dセンター (東京都中央区)	各事業	事務所設備	11 (-)	594.38	47
東京営業所 (東京都中央区)	各事業	事務所設備	95 (9)	780.21	45
大阪営業所 (大阪府大阪市淀川区)	各事業	事務所設備	42 (3)	249.79	5
グローバルブランド事業 統合本部 (愛知県名古屋市西区)	グローバル事業	事務所設備	64 (2)	549.73	21
福岡営業所・R&Dセンター (福岡県福岡市博多区)	各事業	事務所設備	32 (-)	170.24	6

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(4) セグメント別店舗数

平成29年9月30日現在

店舗形態	店舗数				
	グローバル事業	リテールマーケティング事業	ブランドストア事業	その他事業	合計
百貨店	6	-	35	2	43
免税店	2	-	15	-	17
量販店	-	17	-	-	17
ショッピングセンター（注）	3	-	3	-	6

（注）ブランドショップとしての出店及びファッションビル等の専門店エリアに出店する形態であります。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成30年4月30日現在）

(1) 重要な設備の新設

会社名	事業所名 （所在地）	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	移転予定 時期	増床予定 面積 （㎡）	完成後の 増加能力
				総額 （百万円）	既支払額 （百万円）				
提出会社	本社 （愛知県名古屋 市熱田区）	各事業	ブランド及び商 品の研究開発拠 点及び本社	未定 （注）3	11,746	未定	未定 （注）2	未定	（注）4

- （注）1．本社オフィスだけでなく、ブランド及び商品の研究開発機能を充実させたR&Dセンターやクリエイティブラボ、自社ブランドの製品を取り入れたスパやジムの建設なども構想しております。
- 2．移転予定時期については、本社新社屋建設用に取得した土地の既存の賃貸借契約の賃貸期間満了後（平成31年10月31日）から、さらに1年間程度かけて土壌汚染の調査、改良を行ったのちに本社新社屋の建設開始可能となり、平成34年9月期～平成36年9月期を想定しますが未確定であるため、未定であります。
- 3．投資予定金額の総額については、建築工事費等が未確定であるため、未定であります。
- 4．完成後の増加能力につきましては、合理的な算出が困難なため、記載しておりません。

（ご参考）今後のセグメント別店舗出店計画は、次のとおりであります。

期別	出店形態	店舗数				
		グローバル事業	リテールマーケティング事業	ブランドストア事業	その他事業	合計
平成30年 9月期	百貨店	16	-	18	-	34
	免税店	19	-	2	-	21
	量販店	-	24	-	-	24
	ショッピングセンター （注）	1	-	4	2	7

（注）ブランドショップとしての出店及びファッションビル等の専門店エリアに出店する形態であります。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

(注) 平成30年1月18日開催の取締役会決議により、平成30年2月17日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は110,000,000株増加し、120,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	33,600,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	33,600,000	-	-

(注) 1. 平成30年1月18日開催の取締役会決議により、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は30,800,000株増加し、33,600,000株となっております。

2. 平成30年2月17日開催の臨時株主総会決議により、平成30年2月17日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成28年9月8日臨時株主総会決議（第1回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	135	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)1	324,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,110(注)2	925(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成28年10月1日 至 平成37年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,110 資本組入額 5,555	発行価格 925 資本組入額 463(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は200株、提出日の前月末現在は2,400株となります。

なお、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式の時価（下記(B)に定義します。以下同様。）を下回る払込価額で新株を発行する又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を以下の調整式により調整致します。但し、当社及び当社のグループ事業会社の従業員・役員に対して付与されたストック・オプションの行使の結果として新株発行又は自己株式の処分がなされる場合を除きます。

当社のグループ事業会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）に定める定義により、当社の子会社、当社の親会社、当社の親会社の子会社及び当社の関連会社並びに当社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式において、

(A) 「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行の場合において新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(B) 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価額とし、当社の株式が国内国外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場（以下「金融商品取引所」といいます。）に上場されている場合には、行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（取引の成立しない日を除きます。）の平均値とします。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとします。なお、当社の株式が同時に複数の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定に当たっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものと致します。

(C) 「調整後行使価額」は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日の翌日から、効力を生じるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

3. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となりますが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない10日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i)当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii)第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii)当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限ります。）又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとします。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない本新株予約権の全部を以下の算式により算出される金額で取得し、消却することができるものとします。

（合理的に算定された当社普通株式の公正価値一行使価額）×付与株式数×残存する本新株予約権の数

6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月13日臨時株主総会決議（第2回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	22,930	22,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,930(注)1	273,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,110(注)2	926(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,110 資本組入額 5,555	発行価格 926 資本組入額 463(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとします。調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 発行日以後、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」とあるのを「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、発行日以後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3. 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいいます。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができます。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除きます。）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではありません。

従業員持株会に加入資格のある従業員は、権利行使時においても、加入していることを要するものとします。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失します。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができます。

新株予約権者が、(1)禁錮以上の刑に処せられたとき、(2)当社と締結した契約に違反したとき、(3)法令違反を犯したとき、(4)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(5)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められません。

4. 当社が合併等を行う場合において、合併等の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。但し、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとします。
6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月28日臨時株主総会決議（第3回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注)1	12,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,110(注)2	925(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,110 資本組入額 5,555	発行価格 925 資本組入額 463(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式の時価(下記(B)に定義します。以下同様。)を下回る払込価額で新株を発行する又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を以下の調整式により調整します。但し、当社及び当社のグループ事業会社の従業員・役員に対して付与されたストック・オプションの行使の結果として新株発行又は自己株式の処分がなされる場合を除きます。

当社のグループ事業会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に定める定義により、当社の子会社、当社の親会社、当社の親会社の子会社及び当社の関連会社並びに当社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式において、

(A)「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行の場合において新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(B)「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価額とし、当社の株式が国内国外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場(以下「金融商品取引所」といいます。)に上場されている場合には、行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(取引の成立しない日を除きます。)の平均値とします。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとします。なお、当社の株式が同時に複数

の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定に当たっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとします。

- (C)「調整後行使価額」は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分効力発生日の翌日から、効力を生じます。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

3. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となりますが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない10日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i) 当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii) 第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii) 当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限ります。）又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。但し、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとします。
6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月28日臨時株主総会決議（第4回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	135	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)1	324,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,110(注)2	925(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,110 資本組入額 5,555	発行価格 925 資本組入額 463(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は200株、提出日の前月末現在は2,400株となります。

当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権の付与株式数を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式の時価(下記(B)に定義します。以下同様。)を下回る払込価額で新株を発行する又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を以下の調整式により調整します。但し、当社及び当社のグループ事業会社の従業員・役員に対して付与されたストック・オプションの行使の結果として新株発行又は自己株式の処分がなされる場合を除きます。

当社のグループ事業会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に定める定義により、当社の子会社、当社の親会社、当社の親会社の子会社及び当社の関連会社並びに当社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社をいいます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式において、

(A)「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行の場合において新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

(B)「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価額とし、当社の株式が国内国外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場(以下「金融商品取引所」といいます。)に上場されている場合には、行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(取引の成立しない日を除きます。)の平均値とします。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとします。なお、当社の株式が同時に複数

の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定に当たっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとします。

(C)「調整後行使価額」は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分効力発生日の翌日から、効力を生じます。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

3. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となるが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない10日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i) 当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii) 第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii) 当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限ります。）又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定します。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

再編対象会社による新株予約権の取得

下記に準じて決定します。

- (1) 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとします。
- (2) 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない本新株予約権の全部を以下の算式により算出される金額で取得し、消却することができるものとします。

（合理的に算定された当社普通株式の公正価値 - 行使価額）× 付与株式数 × 残存する本新株予約権の数

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとします。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない本新株予約権の全部を以下の算式により算出される金額で取得し、消却することができるものとします。

（合理的に算定された当社普通株式の公正価値 - 行使価額）× 付与株式数 × 残存する本新株予約権の数

6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成28年9月28日臨時株主総会決議（第5回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,700	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,700(注)1	20,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,110(注)2	926(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,110 資本組入額 5,555	発行価格 926 資本組入額 463(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとします。調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 発行日以後、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、発行日以後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」とあるのを「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、発行日以後、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整します。

3. 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいいます。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができます。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除く）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではありません。

従業員持株会に加入資格のある従業員は、権利行使時においても、加入していることを要するものとします。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失します。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができます。

新株予約権者が、(1)禁錮以上の刑に処せられたとき、(2)当社と締結した契約に違反したとき、(3)法令違反を犯したとき、(4)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(5)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められません。

4. 当社が合併等を行う場合において、合併等の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書又は計画書等に定めた場合には、それぞれの合併等において定める契約書又は計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。
5. 当社が新株予約権を取得することができる事由
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。
 - (2) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者が、新株予約権の権利行使条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができます。但し、この取得処理については、権利行使期間が終了した後に一括して行うことができるものとします。
6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年 8 月 1 日臨時株主総会決議（第 6 回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年 9 月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年 4 月30日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1	2,400(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,333(注)2	2,027(注)2、6
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月1日 至 平成38年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,333 資本組入額 12,167	発行価格 2,027 資本組入額 1,014(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとします。調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 発行日以後、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額を以下に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式の時価(下記(B)に定義する。以下同様。)を下回る払込価額で新株を発行する又は自己株式の処分を行う場合には、行使価額を以下の調整式により調整します。但し、当社及び当社のグループ事業会社の従業員・役員に対して付与されたストック・オプションの行使の結果として新株発行又は自己株式の処分がなされる場合を除きます。

当社のグループ事業会社とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に定める定義により、当社の子会社、当社の親会社、当社の親会社の子会社及び当社の関連会社並びに当社が他の会社の関連会社である場合の当該他の会社をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{発行済普通株式総数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{発行済普通株式総数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、上記の算式において、

- (A) 「発行済普通株式総数」とは、(a)新株発行の場合において新株の割当日が定められている場合には、その日における発行済普通株式の総数、(b)その他の場合には、調整後行使価額が有効となる日の一ヶ月前の日における発行済普通株式の総数から、当社が保有する自己株式を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- (B) 「時価」とは、当社の株式の公開前においては調整前行使価額とし、当社の株式が国内国外を問わずいずれかの金融商品取引所その他の公開市場(以下「金融商品取引所」といいます。)に上場されている場合には、行使価額の調整の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値(取引の成立しない日を除きます。)の平均値とします。平均値に1円未満の端数が生じる場合にはこれを切り上げるものとします。なお、当社の株式が同時に複数

の金融商品取引所において取引されている場合には、上記の時価の算定に当たっては、当社が任意に選択する一の金融商品取引所における価格を使用するものとします。

- (C) 「調整後行使価額」は、募集又は割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日の翌日から、効力を生じるものとします。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

3. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となるが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない10日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i) 当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii) 第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii) 当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限ります。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限ります。）又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、本新株予約権は消滅するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

下記に準じて決定します。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とします。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前号記載の資本金等増加限度額から前号に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとします。

再編対象会社による新株予約権の取得

下記に準じて決定します。

- (1) 当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとします。
- (2) 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない本新株予約権の全部を以下の算式により算出される金額で取得し、消却することができるものとします。

（合理的に算定された当社普通株式の公正価値 - 行使価額）× 付与株式数 × 残存する本新株予約権の数

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社は、取締役会の決議により、行使し得なくなった本新株予約権を無償で取得し、消却することができるものとします。

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約、当社が新設合併消滅会社となる新設合併契約、当社が吸収分割会社となる吸収分割契約、当社が新設分割会社となる新設分割計画、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約又は当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議（株主総会決議に代えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われた場合には、当社は、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、行使されていない本新株予約権の全部を以下の算式により算出される金額で取得し、消却することができるものとします。

（合理的に算定された当社普通株式の公正価値 - 行使価額）× 付与株式数 × 残存する本新株予約権の数

6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年8月1日臨時株主総会決議（第7回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	42,000	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,000(注)1	504,000(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,333(注)2	2,028(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成32年10月1日 至平成41年9月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,333 資本組入額 12,167	発行価格 2,028 資本組入額 1,014(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含みます。以下同様。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

2. 発行日以後、当社が普通株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除きます。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」又は「本新株予約権者」といいます。)のみが本新株予約権を行使できることとします。

本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権者は、平成31年9月期から平成34年9月期のいずれかの期の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利益が100億円以上となった場合のみ本新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとします。

受益者が本新株予約権を取得した時点において当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員である場合は、当該受益者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではありません。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社による承認を要するものとします。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。

6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成29年8月1日臨時株主総会決議（第8回新株予約権）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成30年4月30日)
新株予約権の数(個)	11,760	11,465
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,760(注)1	137,580(注)1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,333(注)2	2,028(注)2、6
新株予約権の行使期間	自平成31年10月1日 至平成39年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,333 資本組入額 12,167	発行価格 2,028 資本組入額 1,014(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度末現在は1株、提出日の前月末現在は12株となります。

新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとします。但し、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない株式数についてのみ行われるものとします。調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

2. 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合（時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除きます。）は、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」と読み替えるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、その他1株当たりの行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は1株当たりの行使価額の調整を行うことができるものとします。

3. 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができます。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除く）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではありません。

従業員持株会に加入資格のある従業員は、権利行使時においても、加入していることを要するものとします。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができます。

新株予約権者が、(1)禁錮以上の刑に処せられたとき、(2)当社と締結した契約に違反したとき、(3)法令違反を犯したとき、(4)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(5)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができません。

新株予約権の買入れその他一切の処分は認められません。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる種類及び数に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

その他新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定致します。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、その新株予約権を無償で取得することができます。

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の行使の条件に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、その新株予約権を無償で取得することができます。

6. 当社は平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年7月16日 (注)1	2,786,000	2,800,000	-	100	-	-
平成30年2月17日 (注)2	30,800,000	33,600,000	-	100	-	-

(注)1. 普通株式1株につき200株の株式分割によるものであります。

2. 普通株式1株につき12株の株式分割によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成30年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状 況(株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	51	5	1	29	86	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	70,482	300	12	265,202	335,996	400
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	20.98	0.09	0.00	78.93	100.00	-

(注) 自己株式855,000株は「個人その他」の欄に含まれています。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 855,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 32,744,600	327,446	同上
単元未満株式	普通株式 400	-	-
発行済株式総数	33,600,000	-	-
総株主の議決権	-	327,446	-

【自己株式等】

平成30年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社M T G	名古屋市中村区本陣 通二丁目32番	855,000	-	855,000	2.54
計	-	855,000	-	855,000	2.54

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権（平成28年9月13日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成28年9月13日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年9月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 276 子会社の取締役及び従業員 25
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者のうち、本書提出日の前月末現在当社従業員22名及び当社子会社従業員2名は退職により失権しております。

第5回新株予約権（平成28年9月28日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成28年9月28日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年9月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権（平成29年8月1日臨時株主総会決議）

会社法に基づき、平成29年8月1日臨時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成29年8月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 175 子会社の取締役及び従業員 30
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）付与対象者のうち、本書提出日の前月末現在当社従業員10名は退職により失権しております。

また、当社はストック・オプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託^⑥を活用したインセンティブプランを導入しております。

第7回新株予約権(平成29年8月1日臨時株主総会決議)

当社の代表取締役社長である松下剛は、当社グループの現在及び将来の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成29年8月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、平成29年8月3日付で株式会社エスネットワークスを受託者として「MTG新株予約権信託」(以下「本信託(第7回新株予約権)」)といたします。)を設定しており、当社は本信託(第7回新株予約権)に対して、会社法に基づき平成29年8月4日に第7回新株予約権(平成29年8月1日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第7回新株予約権)は、当社グループの役員及び従業員に対して、将来の功績に応じて、株式会社エスネットワークスに付与した第7回新株予約権42,000個(本書提出日現在1個当たり12株相当)を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第7回新株予約権の分配を受けた者は、当該第7回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第7回新株予約権)は3つの契約(A01からA03まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	MTG新株予約権信託(時価発行新株予約権信託 ^⑥)
委託者	松下 剛
信託契約日 (信託期間開始日)	平成29年8月3日
信託の種類と 新株予約権数	(A01)10,000個 (A02)14,000個 (A03)18,000個
交付日	(A01)当社の普通株式がマザーズ市場に公開された日から2.5年が経過する日又は当社の普通株式がマザーズ市場に公開された上で到来する平成32年12月1日のいずれか早い日 (A02)当社の普通株式がマザーズ市場に公開された日から5.5年が経過する日又は当社の普通株式がマザーズ市場に公開された上で到来する平成35年12月1日のいずれか早い日 (A03)当社の普通株式がマザーズ市場に公開された日から8.5年が経過する日又は当社の普通株式がマザーズ市場に公開された上で到来する平成38年12月1日のいずれか早い日
信託の目的	(A01)に第7回新株予約権10,000個(本書提出日現在1個当たり12株相当) (A02)に第7回新株予約権14,000個(本書提出日現在1個当たり12株相当) (A03)に第7回新株予約権18,000個(本書提出日現在1個当たり12株相当) なお、第7回新株予約権の概要については「(2)新株予約権等の状況」をご参照下さい。
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第7回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。 なお、受益候補者に対する第7回新株予約権の配分は、信託ごとにグループ経営における貢献度合いに基づく付与と特別付与の2種類に分けられており、新株予約権交付ガイドラインで定められた配分ルール等に従い、評価委員会の決定を経て決定されます。 グループ経営における貢献度合いに基づく付与 当社の経営システムであるグループ経営方式に基づき、組織や個人の貢献度合いを測りポイントを付与し、ポイントに準じて分配されます。 特別付与 大家族主義という理念に基づく役職員のライフイベントに準じた付与とグループ経営方式では測ることができない貢献に対する付与を行います。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (第三者割当による自己株式の処分)	60,050	1,461	-	-
保有自己株式数	71,250	-	855,000	-

(注) 最近期間における保有自己株式数は、平成30年1月18日開催の取締役会決議により、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行ったことに伴い、調整されております。

3【配当政策】

当社は、更なる財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。そのため、現時点においては内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行って、企業価値の最大化を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。しかしながら、当社は株主への利益還元として、安定的な配当を継続して実施していくことも重要な経営課題であると認識しております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり8円の配当を実施致しました。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

また、剰余金の配当基準日は、期末配当は9月30日、中間配当は3月31日とする旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成29年12月7日 取締役会	21	8.00

(注) 平成30年1月18日開催の取締役会決議により、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合、1株当たり配当額は0.67円に相当します。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性10名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	松下 剛	昭和45年9月1日生	平成元年4月 日本電装株式会社 (現株式会社デン ソー)入社 平成4年5月 株式会社ヤマヒサ 入社 平成6年7月 ブレイズ創業 平成8年1月 株式会社エム ティージープレイ ズ(現当社)設立 代表取締役社長就 任(現任)	(注)4	22,576,440
常務取締役	グローバル ブランド事 業本部長	中島 敬三	昭和45年4月6日生	平成元年4月 愛知商工株式会社 入社 平成5年4月 株式会社ヤマヒサ 入社 平成10年6月 エコテックス東海 創業 平成16年12月 当社入社 平成19年12月 当社取締役就任 平成25年12月 当社常務取締役就 任(現任) 平成29年7月 MTG Korea Co., Ltd(略称:MTG 韓国)代表理事就 任(現任) 平成29年11月 愛姆緹姫股份有限 公司(略称:MTG 台湾)代表公司負 責人就任(現任)	(注)4	240,000
取締役	生産統括本 部長	川嶋 光貴	昭和46年4月18日生	平成8年4月 株式会社つるみ入 社 平成9年4月 当社入社 平成13年10月 当社取締役就任 平成15年12月 当社常務取締役就 任 平成26年12月 当社取締役就任 (現任) 平成29年11月 株式会社MTGメ ディカル代表取締 役就任(現任)	(注)4	240,000
取締役	企画開発本 部長	長友 孝二	昭和46年9月12日生	平成2年4月 日本電装株式会社 (現株式会社デン ソー)入社 平成6年6月 有限会社河口電気 入社 平成9年3月 当社入社 平成26年12月 当社取締役就任 (現任)	(注)4	240,000
取締役	ダイレクト マーケティング事業本 部長	本島 一	昭和51年1月20日生	平成8年4月 株式会社ロイヤル 入社 平成9年4月 株式会社光通信入 社 平成10年4月 株式会社ジェイ・ コミュニケーション 入社 平成13年4月 株式会社フォーサ イス設立 代表取締役就任 平成25年6月 当社取締役就任 (現任)	(注)4	24,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	プロフェッショナル事業本部長	井上 祐介	昭和41年1月16日生	昭和62年3月 グラウドウエア株式会社入社 平成元年6月 プレスト株式会社設立 同社取締役就任 平成6年5月 株式会社プレックス設立 代表取締役就任 平成10年8月 株式会社サージック設立 代表取締役就任 平成10年8月 プレスト株式会社代表取締役就任 平成23年4月 株式会社アンドライブ（現株式会社MTGプロフェッショナル）設立 代表取締役就任（現任） 平成25年10月 株式会社ベストオフィス 代表取締役就任 平成26年1月 当社入社 執行役員就任 平成27年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	24,000
取締役	法務知的財産本部長	長谷川 徳男	昭和37年11月16日生	昭和61年4月 株式会社INAX（現株式会社LIXIL）入社 平成25年1月 当社入社 平成29年4月 当社執行役員就任 平成29年12月 当社取締役就任（現任）	(注) 4	6,504
取締役（監査等委員）	-	後藤 博	昭和23年12月9日生	昭和47年4月 トヨタ自動車工業株式会社（現トヨタ自動車株式会社）入社 平成12年2月 愛知製鋼株式会社入社 平成13年6月 同社取締役就任 平成17年6月 同社常務取締役就任 平成20年6月 同社専務取締役就任 平成21年6月 同社常勤監査役就任 平成25年6月 同社非常勤顧問就任 平成27年7月 当社常勤監査役就任 平成29年3月 当社取締役（監査等委員）就任（現任）	(注) 5	3,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役（監査等委員）	-	中浜 明光	昭和23年11月5日生	昭和46年4月 監査法人丸の内会計事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和49年9月 公認会計士登録 昭和57年6月 同所社員就任 平成26年1月 中浜明光公認会計士事務所開設（現任） 平成26年4月 株式会社スーパーアプリ社外監査役就任 AZAPA株式会社社外監査役就任 平成26年5月 株式会社安江工務店社外監査役就任 平成26年8月 ミタチ産業株式会社社外監査役就任 平成27年8月 ミタチ産業株式会社社外取締役就任（現任） 平成27年9月 当社社外監査役就任 平成27年11月 バイザー株式会社社外監査役就任 平成28年1月 トピラスシステムズ株式会社社外監査役就任 平成28年3月 株式会社安江工務店社外取締役就任（現任） 平成28年9月 AZAPA株式会社社外取締役就任（現任） 平成29年3月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 平成29年5月 株式会社コメダホールディングス社外取締役就任（現任） 平成29年5月 株式会社コメダ監査役就任（現任） 平成30年1月 トピラスシステムズ株式会社社外取締役就任（現任）	(注) 5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役(監査等委員)	-	神谷 俊一	昭和47年8月2日生	平成8年4月 野村証券株式会社入社 平成14年10月 弁護士登録 濱田松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 平成24年7月 弁護士法人漆間総合法律事務所開設(現任) 平成27年6月 株式会社サガミチェーン社外監査役就任(現任) 平成27年8月 株式会社リプライス社外監査役就任 平成29年3月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 平成30年3月 株式会社中外社外監査役就任(現任)	(注)5	-
計						23,354,544

(注)1. 平成29年3月24日開催の臨時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役後藤博、中浜明光及び神谷俊一は、社外取締役(監査等委員)であります。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 後藤 博、委員 中浜 明光、委員 神谷 俊一

4. 任期は平成29年12月26日開催の定時株主総会終結のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

5. 任期は平成29年3月24日開催の臨時株主総会終結のときから2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までであります。

6. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

地位	氏名(就任順)	担当
執行役員	溝渕 豊弘	人事本部
執行役員	竹中 淳也	リテールマーケティング事業本部
執行役員	後藤 吉隆	JAPANブランドストア事業本部
執行役員	久世 浩司	グローバルブランド事業本部
執行役員	渡邊 将人	経営推進本部
執行役員	木下 健	キララ事業本部

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社におけるコーポレート・ガバナンスにおいては、当社の経営理念の「MTG理念」に基づき、経営の透明性を高め、監督機能の強化と意思決定の迅速化を図っております。コーポレート・ガバナンスの拡充は企業経営の重要課題の一つと位置づけ、下記施策を講じております。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、平成29年3月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行致しました。当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。

(a)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員である取締役3名の合計10名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会については、原則として毎月1回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。取締役会では経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、取締役から業務執行状況の報告を適時受け、取締役の業務執行を監督しております。

(b)監査等委員会及び監査等委員である取締役

当社の監査等委員会は、社外取締役である監査等委員3名（うち常勤監査等委員1名）で構成されており、常勤監査等委員である後藤博を議長と定めております。原則として毎月1回の定期開催と必要に応じて随時機動的に開催しております。

また、取締役の業務執行の監督機能の充実に努めており、内部監査室及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

(c)会計監査人

当社は有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

(d)内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄に内部監査室を設置し、内部監査担当者2名が、「内部監査規程」に基づき、各部門の業務遂行状況の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出されることとしております。なお、内部監査担当者は、内部監査の状況等について、随時、監査等委員会、会計監査人と連携しております。

(e)コンプライアンス委員会

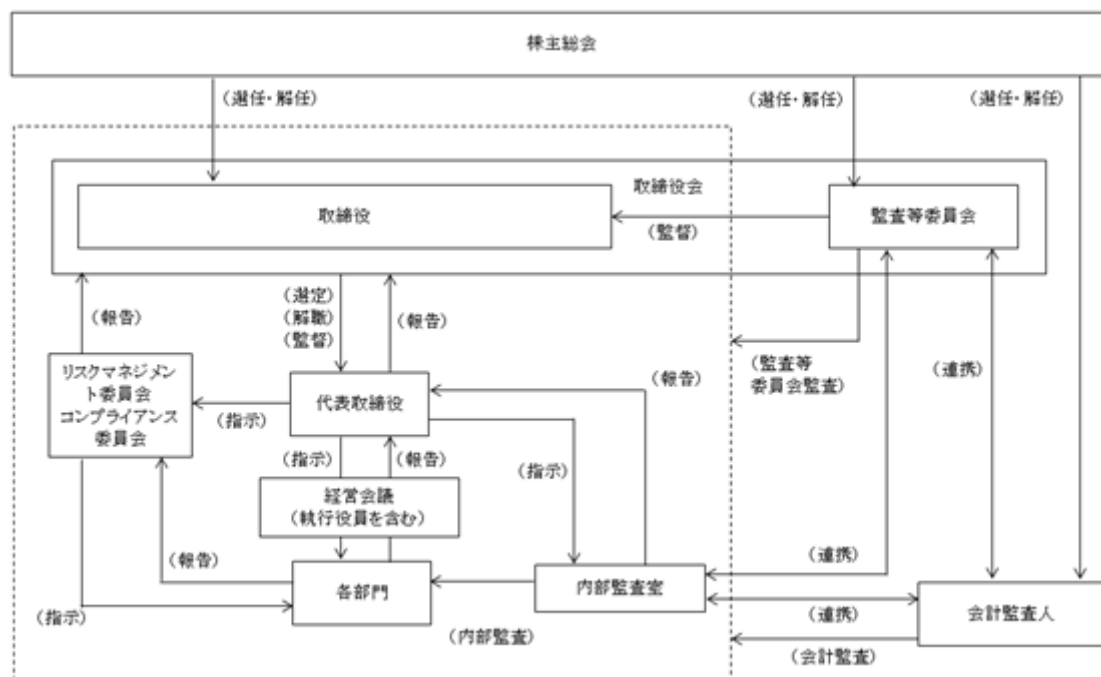
当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員、法務部長、事業管理部長及び外部委員である当社の法務顧問から成るコンプライアンス委員会を設置しております。（コンプライアンス委員会事務局は、法務部、内部監査室にて構成しております。）当委員会は、企業活動の公正性、健全性を確保するため、また、社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正するコンプライアンスに関する活動、並びに全社員に倫理意識を涵養し、正義を貫く企業風土を醸成する活動を推進するため、半期毎に1回開催しております。

(f)リスクマネジメント委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、執行役員、法務部長、事業管理部長及び外部委員である当社の法務顧問から成るリスクマネジメント委員会を設置しております。（リスクマネジメント委員会事務局は、法務部、内部監査室にて構成しております。）当委員会は、企業活動におけるリスクを事前に把握し、最適なリスク対応策の意思決定を図り、PDCAサイクルを毎年回すことにより効率的なリスク対応策を実施しており、四半期に1回開催をしております。また、取組み状況のモニタリング活動を通じて実施結果の効果測定を行うため、次年度以降のリスクマネジメント活動に反映しております。また、危機対応組織マニュアルを制定し、有事に際しては代表取締役社長を本部長とする緊急対策体制をとり、事実関係の確認、二次被害防止対策の実施、マスコミ対応、及び改善対策の実施をしております。

ロ．当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、平成29年3月24日開催の臨時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行しました。当社が同体制を採用した理由と致しましては、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会の監督機能の強化を図り、経営の透明性の確保と効率性の向上を図ることができると考えたためであります。



ハ．内部統制システムの基本方針

当社は、取締役会で次のとおり「内部統制システムに関する基本方針」について決議し、全社的な統制環境の一層の整備と統制活動の円滑な推進に努めております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「コンプライアンス規程」等に則り、法令、通達、定款及び社内規程等並びに社会一般の規範を遵守した事業活動をするために、コンプライアンス委員会を設置する。コンプライアンス委員会は、ガイドライン等の作成、社内全体のコンプライアンス教育、関連部門及び社員への指導及び助言等の取組みを行います。

当社は、内部通報制度の導入によって、当社及び関係会社等の違法行為、不正行為等に対する監視体制を構築します。

当社は、内部監査室を設置し、監査等委員会、会計監査人とも連携し、当社及び関係会社等に対する内部監査を独立の立場で実施します。また、随時、問題点や今後の課題などを当社の代表取締役社長に報告する体制を整備します。

当社は、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当な要求等を受けた場合には毅然たる態度で対応するための体制を構築します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」等に則り、各種議事録及び取締役の職務の遂行に係る情報を文書に記録して保存及び管理します。

取締役、監査等委員会及び内部監査室は、これらの文書を必要に応じて閲覧することができます。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスクマネジメント規程」等に則り、当社及び関係会社等のリスクマネジメント活動を統括する機関として、リスクマネジメント委員会を設置します。

リスクマネジメント委員会は、当社及び関係会社等のリスクマネジメントの状況を検証するとともに、新たなリスクの判明等の状況に応じてリスクマネジメントの見直しを行います。また、これらの活動は定期的に取り締り会等に報告します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。また、重要事項については、事前に経営会議等で方針の審議をします。

当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」等に則り、部門長がその責任範囲と権限において、取締役会の決定に基づく業務執行を行います。

(e) 当社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」等に則り、関係会社における経営上の重要な決定事項は当社の取締役会において報告及び決議します。

当社は、当社及び関係会社における内部統制の構築を行い、内部統制に関する協議、情報の共有等が効率的に行われる体制を構築します。

内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告します。

(f) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を、内部監査室に所属する使用人とします。監査等委員会は同室に所属する使用人に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令は受けないものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び人事本部は、当該使用人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を他の使用人に周知徹底するとともに、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために必要な時間を確保します。

(g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、取締役会その他重要な会議への取締役（監査等委員）の出席を通じて職務の執行状況を報告するほか、その他必要な重要事項を速やかに報告します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、公益通報者保護法に基づき、監査等委員会に報告を行ったことを理由として報告者に対する不利な取り扱いを禁止とします。

(h) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催します。また、各種会議への監査等委員の出席を確保するなど、監査等委員会の監査が実効的に行われるための体制を整備します。

監査等委員会の職務執行について生じる費用については当社が負担します。また、その費用はあらかじめ定められた手順に則り処理を行います。

二．責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

社外取締役

当社は、社外取締役3名を選任しております。社外取締役を選任するために独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、東京証券取引所の定める独立役員に関する基準等を参考に選任しております。取締役の後藤博は、自動車産業において長年にわたり経営に携わってきたことによる幅広い知見と経験に基づき経営全般の監視・監督を行っております。取締役の中浜明光は、公認会計士として、会計及び会社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しており、これまでの経験に基づき経営全般の監視・監督を行っております。取締役の神谷俊一は、弁護士としての専門的見地から、当社の経営を監視・監督を行っております。

なお、後藤博は当社株式を3,600株保有しておりますが、社外取締役と当社との間にこれ以外の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

役員の報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員を除く。)	128	107	-	20	-	6
取締役 (監査等委員) (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外取締役 (監査等委員)	7	7	-	-	-	3
社外監査役	4	4	-	0	-	2

(注) 当社は、平成29年3月24日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

ロ．提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の役員の報酬等の額については、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役会の決議によって決定しております。

株式の保有状況

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

7銘柄 295百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
リネットジャパングループ 株式会社	100,000	51	業務提携関係の維持
ソフトバンクグループ株式 会社	100	0	業界の情報収集のため
トヨタ自動車株式会社	100	0	業界の情報収集のため
エイベックス株式会社	100	0	業界の情報収集のため

ハ．保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、下記のとおりです。

有限責任監査法人トーマツ	今泉 誠
有限責任監査法人トーマツ	坂部 彰彦

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士24人、会計士試験合格者等8人、その他24人です。
なお、連続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。

これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主との取引において、一般の取引条件と同様の適切な条件とすることを基本方針としております。支配株主との取引が見込まれる際には、取締役会等において取引条件及びその決定方法の妥当性を十分に検討した上で意思決定をすることにより、少数株主の利益の保護に努めてまいります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	23	-	40	-
連結子会社	-	-	-	-
計	23	-	40	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査報酬の決定方針を定めておりませんが、当社の規模、業務の内容、監査日数等を勘案し、監査法人と協議の上、監査等委員会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）及び当連結会計年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）及び当事業年度（平成28年10月1日から平成29年9月30日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示ができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体の主催するセミナーへの参加、会計関連書籍の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,833	5,215
受取手形及び売掛金	3,552	6,228
電子記録債権	527	293
商品及び製品	2,493	6,267
原材料及び貯蔵品	775	1,240
前払費用	860	1,014
繰延税金資産	601	805
その他	304	684
貸倒引当金	12	7
流動資産合計	13,936	21,743
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,972	1,138
減価償却累計額	200	272
建物及び構築物(純額)	771	1,114
機械装置及び運搬具	154	203
減価償却累計額	37	69
機械装置及び運搬具(純額)	116	134
工具、器具及び備品	1,792	2,584
減価償却累計額	1,560	1,967
工具、器具及び備品(純額)	231	617
土地	1,450	1,496
建設仮勘定	204	421
有形固定資産合計	1,774	10,784
無形固定資産		
ソフトウェア	186	255
のれん	-	338
その他	83	145
無形固定資産合計	269	738
投資その他の資産		
投資有価証券	243	295
繰延税金資産	15	17
その他	233	449
貸倒引当金	0	2
投資その他の資産合計	493	759
固定資産合計	2,538	12,282
資産合計	16,474	34,026

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,697	4,673
短期借入金	-	1,253,300
1年内返済予定の長期借入金	139	1399
未払金	1,462	3,667
設備関係未払金	76	281
未払法人税等	887	1,052
賞与引当金	267	387
役員賞与引当金	8	9
ポイント引当金	133	20
返品調整引当金	96	126
製品保証引当金	54	167
訴訟損失引当金	-	307
その他	860	1,035
流動負債合計	5,584	17,430
固定負債		
長期借入金	1103	163
その他	179	101
固定負債合計	283	164
負債合計	5,867	17,594
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金	701	2,128
利益剰余金	9,922	14,213
自己株式	74	40
株主資本合計	10,649	16,402
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	-	31
為替換算調整勘定	41	6
その他の包括利益累計額合計	41	24
新株予約権	-	4
純資産合計	10,607	16,431
負債純資産合計	16,474	34,026

【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

当第2四半期連結会計期間
（平成30年3月31日）

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,924
受取手形及び売掛金	6,089
商品及び製品	10,348
原材料及び貯蔵品	1,522
前払費用	1,705
繰延税金資産	790
その他	1,070
貸倒引当金	8
流動資産合計	26,445
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	1,268
土地	12,224
その他	670
有形固定資産合計	14,164
無形固定資産	
のれん	323
その他	415
無形固定資産合計	738
投資その他の資産	
投資有価証券	613
長期前払費用	463
その他	368
貸倒引当金	2
投資その他の資産合計	1,442
固定資産合計	16,345
資産合計	42,790

（単位：百万円）

当第2四半期連結会計期間
（平成30年3月31日）

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	3,361
短期借入金	9,796
1年内返済予定の長期借入金	759
未払金	2,121
未払法人税等	1,924
賞与引当金	485
その他の引当金	362
その他	1,226
流動負債合計	20,039
固定負債	
長期借入金	2,563
その他	19
固定負債合計	2,583
負債合計	22,622
純資産の部	
株主資本	
資本金	100
資本剰余金	2,128
利益剰余金	17,940
自己株式	40
株主資本合計	20,129
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	36
為替換算調整勘定	2
その他の包括利益累計額合計	33
新株予約権	4
純資産合計	20,167
負債純資産合計	42,790

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	29,480	45,325
売上原価	1 10,436	1 16,518
売上総利益	19,044	28,806
返品調整引当金戻入額	108	96
返品調整引当金繰入額	111	126
差引売上総利益	19,041	28,775
販売費及び一般管理費	2, 3 15,495	2, 3 22,987
営業利益	3,546	5,787
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	4
為替差益	-	149
受取地代家賃	-	63
権利金収入	94	125
その他	73	28
営業外収益合計	168	372
営業外費用		
支払利息	8	11
為替差損	196	-
支払補償費	-	24
その他	16	3
営業外費用合計	220	40
経常利益	3,494	6,120
特別損失		
固定資産除却損	4 8	4 32
投資有価証券評価損	27	-
減損損失	5 5	5 16
訴訟損失引当金繰入額	-	6 293
特別損失合計	41	343
税金等調整前当期純利益	3,453	5,777
法人税、住民税及び事業税	1,189	1,690
法人税等調整額	158	219
法人税等合計	1,031	1,471
当期純利益	2,421	4,306
親会社株主に帰属する当期純利益	2,421	4,306

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
当期純利益	2,421	4,306
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	31
為替換算調整勘定	67	35
その他の包括利益合計	1, 2 67	1, 2 66
包括利益	2,354	4,372
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,354	4,372

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
売上高	28,416
売上原価	10,463
売上総利益	17,953
返品調整引当金戻入額	126
返品調整引当金繰入額	217
差引売上総利益	17,862
販売費及び一般管理費	12,572
営業利益	5,289
営業外収益	
受取利息及び配当金	1
為替差益	5
受取地代家賃	96
権利金収入	180
訴訟損失引当金戻入額	100
その他	17
営業外収益合計	402
営業外費用	
支払利息	11
持分法による投資損失	16
その他	2
営業外費用合計	29
経常利益	5,661
特別損失	
固定資産除却損	27
特別損失合計	27
税金等調整前四半期純利益	5,634
法人税等	1,886
四半期純利益	3,748
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,748

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
四半期純利益	3,748
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	4
為替換算調整勘定	4
その他の包括利益合計	9
四半期包括利益	3,757
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	3,757

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	652	7,515	77	8,190
当期変動額					
剰余金の配当			14		14
親会社株主に帰属する当期純利益			2,421		2,421
自己株式の処分		49		2	52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	49	2,407	2	2,459
当期末残高	100	701	9,922	74	10,649

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	-	25	25	8,215
当期変動額				
剰余金の配当				14
親会社株主に帰属する当期純利益				2,421
自己株式の処分				52
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		67	67	67
当期変動額合計	-	67	67	2,391
当期末残高	-	41	41	10,607

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100	701	9,922	74	10,649
当期変動額					
剰余金の配当			14		14
親会社株主に帰属する当期純利益			4,306		4,306
自己株式の処分		1,427		34	1,461
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	1,427	4,291	34	5,752
当期末残高	100	2,128	14,213	40	16,402

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	-	41	41	-	10,607
当期変動額					
剰余金の配当					14
親会社株主に帰属する当期純利益					4,306
自己株式の処分					1,461
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31	35	66	4	71
当期変動額合計	31	35	66	4	5,823
当期末残高	31	6	24	4	16,431

【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	3,453	5,777
減価償却費	388	782
減損損失	5	16
賞与引当金の増減額（ は減少）	109	120
訴訟損失引当金の増減額（ は減少）	-	307
受取利息及び受取配当金	0	4
支払利息	8	11
為替差損益（ は益）	58	49
固定資産除却損	8	32
投資有価証券評価損益（ は益）	27	-
売上債権の増減額（ は増加）	754	2,405
たな卸資産の増減額（ は増加）	219	4,129
仕入債務の増減額（ は減少）	573	2,778
未払金の増減額（ は減少）	466	2,199
その他の流動資産の増減額（ は増加）	212	431
その他の流動負債の増減額（ は減少）	219	164
その他	59	150
小計	4,614	5,020
利息及び配当金の受取額	0	4
利息の支払額	9	11
法人税等の支払額	820	1,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,785	3,486
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	996	9,608
無形固定資産の取得による支出	129	124
投資有価証券の取得による支出	112	7
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 0	2 321
その他	2	178
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,240	10,241
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	-	5,300
短期借入れによる収入	1,510	-
短期借入金の返済による支出	1,648	-
長期借入れによる収入	-	3,360
長期借入金の返済による支出	39	3,039
自己株式の売却による収入	52	1,461
新株予約権の発行による収入	-	4
配当金の支払額	14	14
財務活動によるキャッシュ・フロー	140	7,071
現金及び現金同等物に係る換算差額	102	65
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	2,302	381
現金及び現金同等物の期首残高	2,531	4,833
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,833	1 5,215

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第2 四半期連結累計期間
(自 平成29年10月1日
至 平成30年3月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,634
減価償却費	428
賞与引当金の増減額（は減少）	98
訴訟損失引当金の増減額（は減少）	306
支払利息	11
為替差損益（は益）	3
売上債権の増減額（は増加）	6
たな卸資産の増減額（は増加）	4,368
仕入債務の増減額（は減少）	1,473
前払費用の増減額（は増加）	722
未払金の増減額（は減少）	1,541
その他	2
小計	2,227
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	11
法人税等の支払額	1,005
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,242
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	3,872
無形固定資産の取得による支出	89
投資有価証券の取得による支出	30
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	0
関係会社株式の取得による支出	300
その他	64
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,355
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（は減少）	4,196
短期借入れによる収入	299
長期借入れによる収入	3,240
長期借入金の返済による支出	396
配当金の支払額	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,317
現金及び現金同等物に係る換算差額	10
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	290
現金及び現金同等物の期首残高	5,215
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,924

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 9社

連結子会社の名称

株式会社ブレイズ

株式会社TWELVE

株式会社Bnext

株式会社MTGプロフェッショナル

株式会社サカモトクリエイト

愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司（略称：MTG深圳）

愛姆緹姫（上海）商貿有限公司（略称：MTG上海）

愛姆緹姫股份有限公司（略称：MTG台湾）

MTG PACIFIC PTE.LTD.（略称：MTGパシフィック）

上記のうち、株式会社サカモトクリエイトについては、当連結会計年度において全株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
愛姆緹姫（深圳）商貿有限公司	12月31日（注）
愛姆緹姫（上海）商貿有限公司	12月31日（注）
愛姆緹姫股份有限公司	12月31日（注）
MTG PACIFIC PTE.LTD.	12月31日（注）

（注）連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。但し、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～10年
工具、器具及び備品 2～20年

□ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

八 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ ポイント引当金

ポイント利用による費用に備えるため、当連結会計年度末のポイント発行残高に対する将来利用見込額を計上しております。

ホ 返品調整引当金

売上返品損失に備えるため、当連結会計年度末までの売上に起因した翌連結会計年度以降の返品に対して発生する損失見込額を計上しております。

ヘ 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自平成28年10月1日至平成29年9月30日)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 13社

連結子会社の名称

株式会社ブレイズ

株式会社TWELVE

株式会社Bnext

株式会社MTGプロフェッショナル

株式会社サカモトクリエイト

株式会社ポジティブサイコロジースクール

愛姆緹姫(深圳)商貿有限公司(略称:MTG深圳)

愛姆緹姫(上海)商貿有限公司(略称:MTG上海)

愛姆緹姫股份有限公司(略称:MTG台湾)

MTG PACIFIC PTE.LTD.(略称:MTGパシフィック)

MTG USA, INC.(略称:MTG USA)

MTG Korea Co., Ltd(略称:MTG韓国)

MCLEAR LIMITED(略称:マクレアUK)

上記のうち、当連結会計年度に発行済株式の100%を取得した株式会社ポジティブサイコロジースクール及び75%を取得したMCLEAR LIMITEDを連結の範囲に含めております。また、当連結会計年度に新たに設立したMTG USA, INC.及びMTG Korea Co., Ltdを連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
愛姆緹姫(深圳)商貿有限公司	12月31日(注1)
愛姆緹姫(上海)商貿有限公司	12月31日(注1)
愛姆緹姫股份有限公司	12月31日(注1)
MTG PACIFIC PTE.LTD.	12月31日(注1)
MCLEAR LIMITED	4月30日(注2)

(注1) 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

(注2) 平成29年7月31日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ たな卸資産

主として移動平均法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また在外連結子会社は定額法を採用しております。但し、当社及び国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～50年
機械装置及び運搬具	2～10年
工具、器具及び備品	2～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

ニ ポイント引当金

ポイント利用による費用に備えるため、当連結会計年度末のポイント発行残高に対する将来利用見込額を計上しております。

ホ 返品調整引当金

売上返品の見込額に備えるため、当連結会計年度末までの売上起因した翌連結会計年度以降の返品に対して発生する損失見込額を計上しております。

ヘ 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌連結会計年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

ト 訴訟損失引当金

訴訟損失に備えるため、将来発生する損失負担見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。
但し、少額なものは、発生時に一括償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なり
スクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務
対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属
設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当
連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
建物及び構築物	336百万円	437百万円
土地	336	336
計	673	774

(2) 担保に係る債務

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
短期借入金	- 百万円	3,400百万円
1年内返済予定の長期借入金	39	399
長期借入金	103	63
計	143	3,863

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度における、上記借入金に係る根抵当権による極度額は620百万円です。

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年9月30日)	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
当座貸越極度額	3,500百万円	8,000百万円
借入実行残高	-	5,300
差引額	3,500	2,700

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
72百万円	88百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
給与	2,208百万円	2,738百万円
役員賞与引当金繰入額	7	9
賞与引当金繰入額	267	377
販売促進費	1,983	2,892
ポイント引当金繰入額	40	30
広告宣伝費	3,819	5,687
製品保証引当金繰入額	14	113
貸倒引当金繰入額	2	98

- 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
研究開発費	645百万円	1,405百万円

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
建物及び構築物	2百万円	3百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	5	7
ソフトウェア	-	20
計	8	32

5 減損損失

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

会社名	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
株式会社MTG	愛知県名古屋市	キララ2WAY 事業用資産	建物及び構築物、工 具、器具及び備品、ソ フトウェア、その他	12
MTG PACIFIC PTE.LTD.	シンガポール	事業用資産	工具、器具及び備品、 その他	4

当社グループは原則として、事業用資産については事業区分を基に概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとにグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、ウォーターサーバー事業で展開している2WAY事業が、平成30年3月で終了するに伴い、投資回収が見込まれないため、備忘価額まで減額しております。

その内訳は、建物及び構築物3百万円、ソフトウェア7百万円、その他2百万円であります。

また、MTG PACIFIC PTE.LTD.において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、該当する資産の帳簿価額を減額しております。

その内訳は、工具、器具及び備品2百万円、その他2百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして測定しております。

6 訴訟損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

連結子会社であるMTG上海で現在係争中の訴訟案件について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、損失負担見込額を訴訟損失引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	- 百万円	46百万円
組替調整額	-	-
計	-	46
為替換算調整勘定：		
当期発生額	67	35
組替調整額	-	-
計	67	35
その他の包括利益合計	67	81

2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	- 百万円	46百万円
税効果額	-	15
税効果調整後	-	31
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	67	35
税効果額	-	-
税効果調整後	67	35
その他の包括利益合計		
税効果調整前	67	81
税効果額	-	15
税効果調整後	67	66

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成27年10月1日至平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1, 2	14,000	2,786,000	-	2,800,000
合計	14,000	2,786,000	-	2,800,000
自己株式				
普通株式 (注)1, 3, 4	680	135,320	4,700	131,300
合計	680	135,320	4,700	131,300

(注)1. 当社は、平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加2,786,000株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式数の増加135,320株は株式分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式数の減少4,700株は自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会 計年度末	
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第1回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	ストック・オ プションとし ての第2回新 株予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第3回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第4回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	ストック・オ プションとし ての第5回新 株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月24日 定時株主総会	普通株式	14	1,100	平成27年 9月30日	平成27年 12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14	5.5	平成28年 9月30日	平成28年 12月22日

(注) 平成28年7月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たりの配当額については株式分割後の金額であります。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,800,000	-	-	2,800,000
合計	2,800,000	-	-	2,800,000
自己株式				
普通株式（注）	131,300	-	60,050	71,250
合計	131,300	-	60,050	71,250

（注）普通株式の自己株式数の減少60,050株は自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結会 計年度末	
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第1回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	ストック・オ プションとし ての第2回新 株予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第3回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第4回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	ストック・オ プションとし ての第5回新 株予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	自社株式オプ ションとして の第6回新株 予約権	-	-	-	-	-	-
提出 会社	第7回新株予 約権 （注）2、3	普通株式	-	42,000	-	42,000	4
提出 会社	ストック・オ プションとし ての第8回新 株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	42,000	-	42,000	4

- (注) 1. 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。
2. 新株予約権の目的となる株式の当連結会計年度における増加は、新株予約権の発行によるものであります。
3. 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年12月21日 定時株主総会	普通株式	14	5.5	平成28年 9月30日	平成28年 12月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年12月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	21	8.0	平成29年 9月30日	平成29年 12月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
現金及び預金勘定	4,833百万円	5,215百万円
現金及び現金同等物	4,833	5,215

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)

株式の取得により新たにMCLEAR LIMITEDを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにMCLEAR LIMITED株式の取得価額とMCLEAR LIMITED取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	60 百万円
固定資産	109
のれん	338
流動負債	160
固定負債	17
為替換算調整勘定	1
非支配株主持分	-
MCLEAR LIMITED株式の取得価額	332
MCLEAR LIMITED現金及び現金同等物	19
差引：MCLEAR取得のための支出	313

なお、その他当連結会計年度において株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の金額は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（リース取引関係）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（借主側）

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （平成28年9月30日）
1年内	81
1年超	-
合計	81

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（借主側）

1．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （平成29年9月30日）
1年内	74
1年超	142
合計	216

（金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。また、資金調達については事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、主要な取引先の与信限度額を設定し、その状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,833	4,833	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,552	3,552	-
(3) 電子記録債権	527	527	-
資産計	8,913	8,913	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,697	1,697	-
(2) 未払金	1,462	1,462	-
(3) 設備関係未払金	76	76	-
(4) 未払法人税等	887	887	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を 含む)	143	146	2
負債計	4,266	4,269	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
非上場株式	243

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,832	-	-	-
受取手形及び売掛金	3,552	-	-	-
電子記録債権	527	-	-	-
合計	8,911	-	-	-

4. 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	39	39	39	23	-	-
合計	39	39	39	23	-	-

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資産運用については短期的な預金に限定し、投機的な運用は行わないこととしております。また、資金調達については事業計画や設備投資計画に照らして、銀行借入を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。すなわち、主要な取引先の与信限度額を設定し、その状況を定期的にモニタリングし、取引先毎に回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、運転資金（主として短期）及び設備投資（長期）に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,215	5,215	-
(2) 受取手形及び売掛金	6,228	6,228	-
(3) 電子記録債権	293	293	-
(4) 投資有価証券	52	52	-
資産計	11,790	11,790	-
(1) 支払手形及び買掛金	4,673	4,673	-
(2) 短期借入金	5,300	5,300	-
(3) 未払金	3,667	3,667	-
(4) 設備関係未払金	281	281	-
(5) 未払法人税等	1,052	1,052	-
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を 含む)	463	466	2
負債計	15,438	15,441	2

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)設備関係未払金、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
非上場株式	242

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」には含まれておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	5,210	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,228	-	-	-
電子記録債権	293	-	-	-
合計	11,732	-	-	-

4. 短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,300	-	-	-	-	-
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	399	39	23	-	-	-
合計	5,699	39	23	-	-	-

（有価証券関係）

前連結会計年度（平成28年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成29年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

前連結会計年度（自平成27年10月1日至平成28年9月30日）

1. スtock・オプション等に係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 1社	当社取締役 2名 当社従業員 276名 子会社の取締役及び従業員 25名	当社取引先 1社
株式の種類別のストック・オプション等の数(注)1	普通株式 324,000株	普通株式 282,840株	普通株式 12,000株
付与日	平成28年9月12日	平成28年9月21日	平成28年9月29日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取引先 1社	当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプション等の数(注)1	普通株式 324,000株	普通株式 20,400株
付与日	平成28年9月30日	平成28年9月30日
権利確定条件	(注)2	(注)3
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年2月17日付株式分割（普通株式1株につき12株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となりますが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない10日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i) 当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii) 第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii) 当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

3. 当社の普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいいます。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができます。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除きます）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではありません。

従業員持株会に加入資格のある従業員は、権利行使時においても、加入していることを要するものとします。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失します。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができます。

新株予約権者が、(1)禁錮以上の刑に処せられたとき、(2)当社と締結した契約に違反したとき、(3)法令違反を犯したとき、(4)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(5)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められません。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
付与	324,000	282,840	12,000	324,000	20,400
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	324,000	282,840	12,000	324,000	20,400
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

(注) 平成30年2月17日付株式分割（普通株式1株につき12株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	925	926	925	925	926
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 平成30年2月17日付株式分割（普通株式1株につき12株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプション等の公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

6. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度中に権利行使されたストック・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. ストック・オプション等に係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプション等の内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプション等の内容

	第1回新株予約権 (自社株式オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社取引先 1社	当社取締役 2名 当社従業員 262名 子会社の取締役 及び従業員 23名	当社取引先 1社
株式の種類別のス tock・オプション 等 の数(注)1	普通株式 324,000株	普通株式 275,160株	普通株式 12,000株
付与日	平成28年9月12日	平成28年9月21日	平成28年9月29日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成28年10月1日 至 平成37年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成38年8月31日	自 平成28年10月1日 至 平成37年12月31日

	第4回新株予約権 (自社株式オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)	第6回新株予約権 (自社株式オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社取引先 1社	当社従業員 1名	当社取引先 1社
株式の種類別のス tock・オプション 等 の数(注)1	普通株式 324,000株	普通株式 20,400株	普通株式 2,400株
付与日	平成28年9月30日	平成28年9月30日	平成29年8月2日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)2
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成28年10月1日 至 平成37年12月31日	自 平成30年10月1日 至 平成38年8月31日	自 平成29年10月1日 至 平成38年12月31日

	第7回新株予約権 (MTG新株予約権信託)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)
付与対象者の 区分及び人数	当社取引先 1社	当社従業員 175名 子会社の取締役 及び従業員 30名
株式の種類別のス tock・オプション 等 の数(注)1	普通株式 504,000株	普通株式 141,120株
付与日	平成29年8月4日	平成29年9月29日
権利確定条件	(注)4	(注)3
対象勤務期間	定めておりません	定めておりません
権利行使期間	自 平成32年10月1日 至 平成41年9月30日	自 平成31年10月1日 至 平成39年7月31日

(注)1. 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年2月17日付株式分割(普通株式1株につき12株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 1個の本新株予約権の一部を行使することはできません。

当社の株式が金融商品取引所に上場された場合のみ、本新株予約権は行使できます。

上記にかかわらず、当社の支配権の異動が生じた場合は、当該支配権の異動の直前において本新株予約権の全てが行使可能となりますが、支配権の異動が生じるまでに行使されなかった本新株予約権は行使不能となります。当社が支配権の異動に関わる契約を締結するに当たっては、その旨を迅速に、本新株予約権者が本新株予約権を行使せねばならない110日以上前に本新株予約権者に通知しなければなりません。

「支配権の異動」とは、(i) 当社の全部又は実質的に全部の資産が当社支配株主及びその支配する会社以外の第三者（以下「第三者」といいます。）に譲渡された場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該第三者の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、(ii) 第三者が当社の議決権の過半数を取得することとなる株式の譲渡その他の処分がなされた場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）、又は(iii) 当社が第三者と合併又は統合を行った場合（但し、当社支配株主及びその支配する会社が当該合併における存続会社の取締役の過半数を選任できる場合を除きます。）をいいます。

その他の行使の条件については、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株発行請求書」に必要事項を記入のうえ、これを当社宛に提出するものとします。

前号の請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により取得する株式の払込金額の全額を、現金にて当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

本新株予約権の権利行使により受ける経済的利益に対して源泉所得税が課せられる場合には、当社の請求に基づき、源泉徴収税額を当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。

3. 当社の普通株式の株式上場（当該普通株式がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいいます。）の日以降においてのみ、本新株予約権を行使することができます。

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとします。但し、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任又は定年退職した場合（契約更新を行わないスタッフなどは除きます）、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。

従業員持株会に加入資格のある従業員は、権利行使時においても、加入していることを要するものとします。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失します。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができます。

新株予約権者が、(1)禁錮以上の刑に処せられたとき、(2)当社と締結した契約に違反したとき、(3)法令違反を犯したとき、(4)降格以上の懲戒処分を相当とする懲戒事由に該当したとき、(5)その他不正行為により当社の信用を毀損したときは、本新株予約権を行使することができません。

新株予約権の質入れその他一切の処分は認められません。

4. 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」又は「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとします。

本新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合又は当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができます。

本新株予約権者は、平成31年9月期から平成34年9月期のいずれかの期の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における税金等調整前当期純利益が100億円以上となった場合のみ本新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとします。

受益者が本新株予約権を取得した時点において当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員である場合は、当該受益者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の関係会社の取締役又は従業員のいずれかの地位にあることを要します。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではありません。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(2) ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプション等の数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	324,000	282,840	12,000	324,000	20,400
付与	-	-	-	-	-
失効	-	7,680	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	324,000	275,160	12,000	324,000	20,400
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	2,400	504,000	141,120
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	2,400	504,000	141,120
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成30年2月17日付株式分割（普通株式1株につき12株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格 (円)	925	926	925	925	926
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格 (円)	2,027	2,028	2,028
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注)平成30年2月17日付株式分割(普通株式1株につき12株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプション等の公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の株式価値は、ディスカウント・キャッシュフロー方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプション等の公正な評価単価もゼロとして算定しております。

なお、当連結会計年度に付与された第7回新株予約権は時価で発行しており、その公正な評価単価の算出方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法

モンテカルロ・シミュレーション

(2) 主な基礎数値及び見積り方法

	第7回新株予約権
株価変動性 (注) 1	36.63%
満期までの期間 (注) 2	12年間
配当利回り (注) 3	0.023%
無リスク利率 (注) 4	0.181%

(注) 1. 以下の条件に基づき算出しております。

株価情報収集期間：満期までの期間に応じた直近の期間

価格観察の頻度：週次

その他考慮事項：当社は非上場であるため、類似上場会社の株価変動性の単純平均を採用しております。

2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間を採用しております。

3. 直近の配当実績に基づき算定しております。

4. 満期までの期間に対応する国債の利回りを採用しております。

4. ストック・オプション等の権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

6. スtock・オプション等の単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度中に権利行使されたStock・オプション等の権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成28年9月30日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産(流動)	
未払事業税	93百万円
賞与引当金	92
ポイント引当金	46
返品調整引当金	33
製品保証引当金	18
たな卸資産評価損	212
繰越欠損金	25
連結会社間内部利益消去	60
その他	51
小計	633
評価性引当額	31
計	601
繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	14
その他	18
計	33
繰延税金負債(固定)	
特別償却準備金	14
その他	3
計	17
繰延税金資産の純額	617

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.1%
(調整)	
税額控除	6.4
その他	1.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前連結会計年度の計算において使用した35.1%から平成28年10月1日に開始する連結会計年度及び平成29年10月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については34.5%に、平成30年10月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については34.3%となります。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度（平成29年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	129百万円
賞与引当金	133
ポイント引当金	7
返品調整引当金	43
製品保証引当金	57
訴訟損失引当金	78
たな卸資産評価損	198
繰越欠損金	110
連結会社間内部利益消去	129
その他	30
小計	920
評価性引当額	114
計	805
繰延税金資産（固定）	
減価償却超過額	32
その他	23
計	56
繰延税金負債（固定）	
特別償却準備金	16
その他有価証券評価差額金	15
その他	25
計	56
繰延税金資産の純額	805

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.5%
（調整）	
税額控除	9.5
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.5

（企業結合等関係）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業内容

結合当事企業の名称：MCLEAR LIMITED

事業の内容：スマートリング（近距離無線通信を搭載した指に装着するリング）の製造販売

(2) 企業結合を行った理由

被取得企業は、兼ねてより注目していたIoT事業展開及び最先端技術の開発を行っており、当社は将来のIoT事業拡大に当り必要な技術及び人材を確保するため、MCLEAR LIMITEDを子会社化致しました。

(3) 企業結合日

平成29年8月5日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得した議決権比率

75%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

企業結合のみなし取得日を平成29年7月31日としており、当連結会計年度において貸借対照表のみを連結していることから、被取得企業の業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	332	百万円
取得原価		332	

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

専門家に対する報酬・手数料等 2百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

338百万円

(2) 発生原因

主としてスマートリングビジネス事業の展開及び両社IoT技術ノウハウを持ち寄ることによるシナジー効果により期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	60 百万円
固定資産	109
資産合計	170
流動負債	160
固定負債	17
負債合計	177

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該金額の概算額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

当社は、主に営業拠点等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、主に営業拠点等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

（賃貸等不動産関係）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

当社は、当連結会計年度に愛知県名古屋市熱田区の土地を本社新社屋用土地として取得し、土地の既存の賃貸借契約の賃貸期間満了時まで賃貸しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する受取地代家賃は63百万円（営業外収益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

		当連結会計年度 自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日
連結貸借対照表計上額 (百万円)	期首残高	-
	期中増減額	8,017
	期末残高	8,017
期末時価(百万円)(注)		5,150

(注)当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士が実施した鑑定評価額であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、販売チャネルを基礎としたセグメントから構成されており、「グローバル事業」、「リテールマーケティング事業」、「ダイレクトマーケティング事業」、「ブランドストア事業」、「プロフェッショナル事業」、「その他事業」の6つに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	グロー バル 事業	リテ ール マー ケティ ング 事 業	ダイ レク トマー ケティ ング 事 業	ブラン ド ストア 事 業	プロ フェ ッショ ナル 事 業	その 他事 業 (注) 1	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	4,591	9,186	6,909	1,989	5,202	1,600	29,480	-	29,480
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	4,591	9,186	6,909	1,989	5,202	1,600	29,480	-	29,480
セグメント利益 又は損失()	214	2,911	1,410	258	954	28	5,349	1,855	3,494
その他の項目									
減価償却費	66	81	35	22	56	47	308	79	388

(注) 1. 「その他事業」は、ウォーターサーバー事業及びOEM事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失は()の調整額 1,855百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,855百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 当社グループは、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

但し、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、販売チャネルを基礎としたセグメントから構成されており、「グローバル事業」、「リテールマーケティング事業」、「ダイレクトマーケティング事業」、「ブランドストア事業」、「プロフェッショナル事業」、「その他事業」の6つに分類しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

（単位：百万円）

	報告セグメント							調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	グロー バル事 業	リテ ールマ ーケ ティ ング事 業	ダイレ クトマ ーケ ティ ング 事業	ブラン ドス トア事 業	プロ フェ ッ シ ョ ナ ル事 業	その 他事 業 (注) 1	計		
売上高									
外部顧客への 売上高	11,667	10,691	9,856	5,836	6,112	1,161	45,325	-	45,325
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	11,667	10,691	9,856	5,836	6,112	1,161	45,325	-	45,325
セグメント利益 又は損失()	1,670	3,221	3,334	577	1,262	976	9,089	2,968	6,120
その他の項目									
減価償却費	173	134	79	90	64	186	728	54	782

(注) 1. 「その他事業」は、ウォーターサーバー事業、OEM事業及びIoT事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失は()の調整額 2,968百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,968百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

4. 当社グループは、報告セグメントに資産を配分していないため、「セグメント資産」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」の記載を省略しております。

但し、関連する費用については合理的な基準に基づき、各報告セグメントに配分しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	欧米	合計
24,915	4,158	407	29,480

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア	欧米	合計
33,900	11,251	173	45,325

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント情報
豊田通商株式会社	6,372	グローバル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	グローバル 事業	リテール マーケ ティング 事業	ダイレクト マーケティ ング事業	ブランドス トア事業	プロフェッ ショナル事 業	その他事業	全社・消去	合計
減損損失	4	-	-	-	-	12	-	16

（注）「その他事業」の金額は、ウォーターサーバー事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	グローバル 事業	リテール マーケ ティング 事業	ダイレクト マーケティ ング事業	ブランドス トア事業	プロフェッ ショナル事 業	その他事業	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	-	-	-	-	-	338	-	338

（注）「その他事業」の金額は、当連結会計年度においてMCLEAR LIMITEDの株式を取得し、連結子会社化したことに伴い発生したものであります。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社役員	坂本健壽	-	-	株式会社サカモトクリエイティブ代表取締役	-	株式会社サカモトクリエイティブ代表取締役	土地の購入	105	-	-
子会社役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	トータルインテリア巧和株式会社	愛知県あま市	5	内装業	-	当社事務所の改修工事の発注	当社事務所の改修工事の発注	115	未払金	49

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 土地の購入については、独立した第三者による価格評価を勘案の上、決定しております。
- (2) 事務所の改修工事の発注については、数社からの見積り提示により発注価格を決定しております。支払条件についても、一般的取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

関連当事者との取引

1. 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	久世浩司	-	-	当社執行役員	-	当社執行役員	株式の取得（注・2）	13	-	-
子会社役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	トータルインテリア巧和株式会社	愛知県あま市	5	内装業	-	当社事務所の改修工事及び工場の建設工事の発注	当社事務所の改修工事及び工場の建設工事の発注	109	-	-

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 執行役員久世浩司が所有していた株式会社ポジティブサイコロジースクールを新規ビジネス領域として、経営者教育事業や法人研修の新事業展開を視野に入れ、全株数（100株）を取得しております。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 株式の取得については、専門家の評価に基づいて、交渉のうえ価格を決定しております。
- (2) 事務所の改修工事及び工場の建設工事の発注については、数社からの見積り提示により発注価格を決定しております。支払条件についても、一般的取引条件と同様に決定しております。

（ 1 株当たり情報）

前連結会計年度（自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 9 月30日）

	当連結会計年度 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	331.24円
1 株当たり当期純利益金額	75.76円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年 7 月16日付で普通株式 1 株につき200株の株式分割を行っております。また、平成30年 2 月17日付で普通株式 1 株につき12株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年10月 1 日 至 平成28年 9 月30日)
親会社株主に帰属する 当期純利益金額（百万円）	2,421
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額（百万円）	2,421
普通株式の期中平均株式数（株）	31,968,156
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 1 回新株予約権 新株予約権の個数 135個 普通株式 324,000株 第 2 回新株予約権 新株予約権の個数 23,570個 普通株式 282,840株 第 3 回新株予約権 新株予約権の個数 1,000個 普通株式 12,000株 第 4 回新株予約権 新株予約権の個数 135個 普通株式 324,000株 第 5 回新株予約権 新株予約権の個数 1,700個 普通株式 20,400株

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
1株当たり純資産額	501.66円
1株当たり当期純利益金額	134.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)																																																
親会社株主に帰属する 当期純利益金額（百万円）	4,306																																																
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-																																																
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額（百万円）	4,306																																																
普通株式の期中平均株式数（株）	32,038,404																																																
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<table border="0"> <tbody> <tr> <td>第1回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>135個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>324,000株</td> </tr> <tr> <td>第2回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>22,930個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>275,160株</td> </tr> <tr> <td>第3回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>1,000個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>12,000株</td> </tr> <tr> <td>第4回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>135個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>324,000株</td> </tr> <tr> <td>第5回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>1,700個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>20,400株</td> </tr> <tr> <td>第6回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>200個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>2,400株</td> </tr> <tr> <td>第7回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>42,000個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>504,000株</td> </tr> <tr> <td>第8回新株予約権</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新株予約権の個数</td> <td>11,760個</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>141,120株</td> </tr> </tbody> </table>	第1回新株予約権		新株予約権の個数	135個	普通株式	324,000株	第2回新株予約権		新株予約権の個数	22,930個	普通株式	275,160株	第3回新株予約権		新株予約権の個数	1,000個	普通株式	12,000株	第4回新株予約権		新株予約権の個数	135個	普通株式	324,000株	第5回新株予約権		新株予約権の個数	1,700個	普通株式	20,400株	第6回新株予約権		新株予約権の個数	200個	普通株式	2,400株	第7回新株予約権		新株予約権の個数	42,000個	普通株式	504,000株	第8回新株予約権		新株予約権の個数	11,760個	普通株式	141,120株
第1回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	135個																																																
普通株式	324,000株																																																
第2回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	22,930個																																																
普通株式	275,160株																																																
第3回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	1,000個																																																
普通株式	12,000株																																																
第4回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	135個																																																
普通株式	324,000株																																																
第5回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	1,700個																																																
普通株式	20,400株																																																
第6回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	200個																																																
普通株式	2,400株																																																
第7回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	42,000個																																																
普通株式	504,000株																																																
第8回新株予約権																																																	
新株予約権の個数	11,760個																																																
普通株式	141,120株																																																

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（重要な設備投資）

当社は、将来、新本社を建設し当社グループの本社機能の強化並びに事業拡大を図るため、平成29年10月17日付で愛知県名古屋市熱田区に土地を取得致しました。土地購入の契約金36億円のうち、平成29年9月25日付で手付金3億6千万円（建設仮勘定）を支払っております。また、契約金の残額につきましては、平成29年10月17日付で32億4千万円を支払っております。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成30年1月18日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月17日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年2月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

（1）株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

（2）株式分割の概要**分割方法**

平成30年2月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき12株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 2,800,000株

今回の株式分割により増加する株式数 30,800,000株

株式分割後の発行済株式総数 33,600,000株

株式分割後の発行可能株式総数 120,000,000株

株式分割の効力発生日

平成30年2月17日

1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

（3）単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間より、ミチノ製薬株式会社(現株式会社MTGメディカル)の株式を100%取得したため、同社を連結の範囲に含めております。また、当第2四半期連結会計期間において、株式会社MTG modeliste、MTG UK CO. LTD.(略称:MTG UK)及びMTG EUROPE B.V.(略称:MTG EUROPE)を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第2四半期連結会計期間において、POSH WELLNESS LABORATORY株式会社の株式を37.5%取得したため、持分法適用の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

当社の税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当社及び連結子会社(愛姆緹姫(上海)商貿有限公司)は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。

当第2四半期連結会計期間における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間
(平成30年3月31日)

当座貸越極度額	12,200百万円
借入実行残高	9,500
差引額	2,700

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年10月1日
至平成30年3月31日)

給与	1,959百万円
役員賞与引当金繰入額	15
賞与引当金繰入額	486
販売促進費	1,348
広告宣伝費	2,152
製品保証引当金繰入額	61
貸倒引当金繰入額	1

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間
(自平成29年10月1日
至平成30年3月31日)

現金及び預金勘定	4,924百万円
現金及び現金同等物	4,924

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年12月7日 取締役会	普通株式	21	8.0	平成29年9月30日	平成29年12月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成29年10月1日至平成30年3月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント							調整額 (注)2	四半期連 結財務諸 表計上額 (注)3
	グローバ ル事業	リテー ルマー ケティ ング事 業	ダイレク トマーケ ティン グ事 業	ブラン ド ストア 事業	プロ フェッ シヨナ ル事業	その他事 業 (注)1	計		
売上高									
外部顧客への売上高	10,426	5,645	5,038	3,595	3,059	652	28,416	-	28,416
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	10,426	5,645	5,038	3,595	3,059	652	28,416	-	28,416
セグメント利益 又は損失()	2,426	1,896	2,145	714	500	729	6,954	1,292	5,661

(注)1. 「その他事業」は、ウォーターサーバー事業、OEM事業及びIoT事業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 1,292百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用 1,292百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年10月1日 至平成30年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	114円48銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,748
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	3,748
普通株式の期中平均株式数(株)	32,745,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	5,300	0.13	-
1年以内に返済予定の長期借入金	39	399	0.27	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	103	63	1.50	平成29年 ~平成32年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
其他有利子負債	-	-	-	-
合計	143	5,763	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	39	23	-	-

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,844	3,448
受取手形	12	4
電子記録債権	527	293
売掛金	2 3,505	2 5,762
商品及び製品	2,173	5,582
原材料及び貯蔵品	772	1,202
前渡金	127	221
前払費用	850	982
関係会社短期貸付金	274	305
繰延税金資産	528	567
その他	2 165	2 460
貸倒引当金	12	5
流動資産合計	12,769	18,827
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 924	1 1,325
減価償却累計額	194	260
建物（純額）	730	1,065
構築物	1 42	1 49
減価償却累計額	4	9
構築物（純額）	37	40
機械及び装置	124	156
減価償却累計額	7	33
機械及び装置（純額）	116	122
車両運搬具	33	46
減価償却累計額	32	39
車両運搬具（純額）	0	7
工具、器具及び備品	1,786	2,548
減価償却累計額	1,556	1,958
工具、器具及び備品（純額）	229	589
土地	1 450	1 8,496
建設仮勘定	204	421
有形固定資産合計	1,768	10,744
無形固定資産		
商標権	2	1
ソフトウェア	186	237
ソフトウェア仮勘定	81	45
無形固定資産合計	269	284
投資その他の資産		
投資有価証券	243	295
関係会社株式	500	1,402
関係会社長期貸付金	104	342
長期前払費用	132	156
繰延税金資産	32	39
その他	87	196
貸倒引当金	2	24
投資その他の資産合計	1,097	2,408
固定資産合計	3,136	13,437
資産合計	15,905	32,264

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,233	3,810
短期借入金	-	15,300
1年内返済予定の長期借入金	139	1399
未払金	2,141	2,636
設備関係未払金	76	281
未払費用	107	193
未払法人税等	838	915
前受金	288	350
預り金	100	144
前受収益	108	103
賞与引当金	254	340
役員賞与引当金	8	9
ポイント引当金	133	20
返品調整引当金	96	126
製品保証引当金	54	167
その他	192	33
流動負債合計	4,944	15,835
固定負債		
長期借入金	1103	163
長期前受収益	176	79
その他	2	4
固定負債合計	282	146
負債合計	5,227	15,982
純資産の部		
株主資本		
資本金	100	100
資本剰余金		
その他資本剰余金	701	2,128
資本剰余金合計	701	2,128
利益剰余金		
利益準備金	4	5
その他利益剰余金		
別途積立金	920	920
特別償却準備金	26	31
繰越利益剰余金	9,000	13,100
利益剰余金合計	9,951	14,057
自己株式	74	40
株主資本合計	10,678	16,246
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	31
評価・換算差額等合計	-	31
新株予約権	-	4
純資産合計	10,678	16,282
負債純資産合計	15,905	32,264

【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
売上高	1 27,878	1 43,402
売上原価	1 10,123	1 16,238
売上総利益	17,754	27,163
返品調整引当金戻入額	108	96
返品調整引当金繰入額	111	126
差引売上総利益	17,751	27,133
販売費及び一般管理費	1, 2 14,335	1, 2 21,892
営業利益	3,416	5,240
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	5	6
為替差益	-	116
受取地代家賃	-	63
権利金収入	94	125
その他	31	30
営業外収益合計	132	342
営業外費用		
支払利息	4	8
為替差損	135	-
支払補償費	-	24
その他	15	3
営業外費用合計	154	36
経常利益	3,393	5,546
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	38	-
特別利益合計	38	-
特別損失		
固定資産除却損	7	32
減損損失	1	12
投資有価証券評価損	27	-
関係会社株式評価損	44	-
特別損失合計	81	45
税引前当期純利益	3,350	5,501
法人税、住民税及び事業税	1,144	1,442
法人税等調整額	189	62
法人税等合計	955	1,380
当期純利益	2,395	4,121

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				別途積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	100	652	652	2	920	26	6,621	7,570
当期変動額								
剰余金の配当				1			16	14
当期純利益							2,395	2,395
自己株式の処分		49	49					
特別償却準備金の積立						8	8	-
特別償却準備金の取崩						8	8	-
税率変更による調整						0	0	-
当期変動額合計	-	49	49	1	-	0	2,378	2,380
当期末残高	100	701	701	4	920	26	9,000	9,951

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	
当期首残高	77	8,245	8,245
当期変動額			
剰余金の配当		14	14
当期純利益		2,395	2,395
自己株式の処分	2	52	52
特別償却準備金の積立		-	-
特別償却準備金の取崩		-	-
税率変更による調整		-	-
当期変動額合計	2	2,432	2,432
当期末残高	74	10,678	10,678

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	100	701	701	4	920	26	9,000	9,951
当期変動額								
剰余金の配当				1			16	14
当期純利益							4,121	4,121
自己株式の処分		1,427	1,427					
特別償却準備金の積立						15	15	-
特別償却準備金の取崩						10	10	-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）								
当期変動額合計	-	1,427	1,427	1	-	4	4,100	4,106
当期末残高	100	2,128	2,128	5	920	31	13,100	14,057

	株主資本		評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金		
当期首残高	74	10,678	-	-	10,678
当期変動額					
剰余金の配当		14			14
当期純利益		4,121			4,121
自己株式の処分	34	1,461			1,461
特別償却準備金の積立		-			-
特別償却準備金の取崩		-			-
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）			31	4	35
当期変動額合計	34	5,567	31	4	5,602
当期末残高	40	16,246	31	4	16,282

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	7～38年
機械及び装置	8～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能間（5年）に基づく定額法によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額に基づき計上しております。

(4) ポイント引当金

ポイント利用による費用に備えるため、当事業年度末のポイント発行残高に対する将来利用見込額を計上しております。

(5) 返品調整引当金

売上返品 of 損失に備えるため、当事業年度末までの売上に起因した翌事業年度以降の返品に対して発生する損失見込額を計上しております。

(6) 製品保証引当金

製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～50年
構築物	7～38年
機械及び装置	8～10年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込み額に基づき計上しております。
- (4) ポイント引当金
ポイント利用による費用に備えるため、当事業年度末のポイント発行残高に対する将来利用見込額を計上しております。
- (5) 返品調整引当金
売上返品 of 損失に備えるため、当事業年度末までの売上に起因した翌事業年度以降の返品に対して発生する損失見込額を計上しております。
- (6) 製品保証引当金
製品保証の費用に備えるため、製品販売の際の無償保証契約や瑕疵担保責任等によって、翌事業年度以降に発生する保証費用見込額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更が財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務は次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
建物	335百万円	437百万円
構築物	0	0
土地	336	336
計	673	774

(2) 担保に係る債務

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
短期借入金	- 百万円	3,400百万円
1年内返済予定の長期借入金	39	399
長期借入金	103	63
計	143	3,863

なお、前事業年度及び当事業年度における、上記借入金に係る根抵当権による極度額は620百万円でありませ

2 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
短期金銭債権	184百万円	197百万円
短期金銭債務	34	269

3 保証債務

次の関係会社について、取引先からの仕入債務に対し債務保証を行っております。

債務保証

保証先	前事業年度 (平成28年9月30日)	当事業年度 (平成29年9月30日)
愛姆緹姫(上海)商貿有限公司	407百万円	608百万円
愛姆緹姫股份有限公司	37	83
MTG PACIFIC PTE.LTD.	13	53
MTG USA, INC.	-	72
計	458	817

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
営業取引による取引高		
売上高	2,086百万円	2,867百万円
仕入高	1	0
販売費及び一般管理費	44	1,180
営業取引以外の取引高	379	562

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.3%、当事業年度56.8%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.7%、当事業年43.2%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日)	当事業年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
減価償却費	196百万円	266百万円
給与及び手当	2,211	2,688
役員賞与引当金繰入額	7	9
賞与引当金繰入額	254	339
販売手数料	530	2,524
販売促進費	1,946	2,868
ポイント引当金繰入額	40	30
広告宣伝費	3,748	5,361
製品保証引当金繰入額	14	113
貸倒引当金繰入額	4	15

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式500百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成29年9月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式1,402百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（税効果会計関係）

前事業年度（平成28年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	90百万円
賞与引当金	87
ポイント引当金	46
返品調整引当金	33
製品保証引当金	18
たな卸資産評価損	202
減価償却超過額	14
その他	81
繰延税金資産合計	574
繰延税金負債	
特別償却準備金	14
繰延税金負債合計	14
繰延税金資産の純額	560

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成28年9月30日)
法定実効税率	35.1%
（調整）	
税額控除	6.6
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.5

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した35.1%から平成28年10月1日に開始する事業年度及び平成29年10月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、34.5%に、平成30年10月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.3%となります。

なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

当事業年度（平成29年9月30日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
繰延税金資産	
未払事業税	120百万円
賞与引当金	117
ポイント引当金	7
返品調整引当金	43
製品保証引当金	57
たな卸資産評価損	190
減価償却超過額	32
その他	67
繰延税金資産合計	638
繰延税金負債	
特別償却準備金	16
その他有価証券評価差額金	15
繰延税金負債合計	31
繰延税金資産の純額	606

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成29年9月30日)
法定実効税率	34.5%
(調整)	
税額控除	9.9
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.1

（企業結合等関係）

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日）

（重要な設備投資）

当社は、将来、新本社を建設し当社グループの本社機能の強化並びに事業拡大を図るため、平成29年10月17日付で愛知県名古屋市熱田区に土地を取得致しました。土地購入の契約金36億円のうち、平成29年9月25日付で手付金3億6千万円（建設仮勘定）を支払っております。また、契約金の残額につきましては、平成29年10月17日付で32億4千万円を支払っております。

（株式分割及び単元株制度の採用）

当社は、平成30年1月18日開催の取締役会決議に基づき、平成30年2月17日付をもって株式分割を行っております。また、平成30年2月17日開催の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

（1）株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

（2）株式分割の概要

分割方法

平成30年2月16日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき12株の割合をもって分割しております。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 2,800,000株

今回の株式分割により増加する株式数 30,800,000株

株式分割後の発行済株式総数 33,600,000株

株式分割後の発行可能株式総数 120,000,000株

株式分割の効力発生日

平成30年2月17日

1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

（3）単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の金額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産	建物	924	411	10 (2)	1,325	260	69	1,065
	構築物	42	8	0 (0)	49	9	4	40
	機械及び装置	124	32	0 (0)	156	33	26	122
	車両運搬具	33	15	2 (0)	46	39	8	7
	工具、器具 及び備品	1,786	950	188 (1)	2,548	1,958	581	589
	土地	450	8,045	-	8,496	-	-	8,496
	建設仮勘定	204	421	204	421	-	-	421
	計	3,564	9,887	407 (5)	13,044	2,300	690	10,744
無形固定資産	商標権	5	-	-	5	3	0	1
	ソフトウェア	351	163	60 (7)	454	216	84	237
	その他	81	101	137	45	-	-	45
	計	438	265	198 (7)	505	220	84	284

- (注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 2. 「当期首残高」及び「当期末残高」は、取得価額により記載しております。
 3. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
 土地 愛知県名古屋市熱田区 8,017百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	15	30	15	30
賞与引当金	254	340	254	340
役員賞与引当金	8	9	8	9
ポイント引当金	133	20	133	20
返品調整引当金	96	126	96	126
製品保証引当金	54	167	54	167

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年9月30日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日、毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店(注)1
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。 https://www.mtg.gr.jp/ 但し事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年8月31日	川嶋 光貴	愛知県名古屋市 中村区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	中島 敬三	愛知県豊橋市	特別利害関係者等(当社の取締役)	20,000	222,200,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年8月31日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	長友 孝二	愛知県名古屋市 中村区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	15,600	173,316,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	MTG持株会 理事長 波多野 幸之	愛知県名古屋市 中村区本陣 通2丁目 32番	当社グループの従業員持株会	14,400	159,984,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	米澤 和芳	奈良県奈良市	当社の顧問	200	2,222,000 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社M コーポレーション 代表取締役 松下 剛	愛知県大府市 松山町4丁目 83番地	特別利害関係者等(役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社)	530,000	1,256,100,000 (2,370) (注)7	資産管理会社への株式譲渡
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	本島 一	大阪府池田市	特別利害関係者等(当社の取締役)	2,000	22,220,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	井上 祐介	愛知県名古屋市 中村区	特別利害関係者等(当社の取締役)	2,000	22,220,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	市川 秀幸	愛知県名古屋市 中村区	特別利害関係者等(子会社の取締役)	1,000	11,110,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	楠 敏夫	滋賀県彦根市	当社の顧問	350	3,888,500 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	久世 浩司	Upper Serangoon Road, Singapore	当社の従業員	300	3,333,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	米澤 和芳	奈良県奈良市	当社の顧問	300	3,333,000 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	森谷 敏夫	京都府京都市左京区	当社のアドバイザー	200	2,222,000 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	福嶋 春雄	愛知県大府市	当社の顧問	180	1,999,800 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	小林 行司	愛知県知多郡東浦町	当社の顧問	180	1,999,800 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	川本 洋司	滋賀県彦根市	当社の顧問	150	1,666,500 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	松下 英敏	滋賀県彦根市	当社の顧問	150	1,666,500 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	辻 英二	滋賀県彦根市	当社の顧問	110	1,222,100 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	太田 昭男	愛知県岡崎市	当社の顧問	110	1,222,100 (11,110) (注)4	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	枝 尚	静岡県浜松市東区	当社の顧問	110	1,222,100 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	JIN QUOQING	Yuen Long N.T. Hongkong	特別利害関係者等(子会社の取締役)	100	1,111,000 (11,110) (注)4	経営参画への意識向上のため
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	杉江 康弘	愛知県名古屋市長区	当社のアドバイザー	100	1,111,000 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成28年9月30日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	一宮 勉	滋賀県彦根市	当社の顧問	90	999,900 (11,110) (注)4	所有者の事情による
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	SHUN HING LIFE AND BEAUTY CO., LTD. 代表 NG WAI HUNG	15/F NEW EAST OCEAN CENTRE, 9 SCIENCE MUSEUM ROAD, TSIM SHATSUI EAST, KOWLOON, HONG KONG	当社の取引先	1,000	24,333,000 (24,333) (注)5	取引先関係強化のため
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	KOREA TECH 代表 季 同烈	韓国ソウル市江南区三星路133-4-301号	当社の取引先	1,000	24,333,000 (24,333) (注)5	取引先関係強化のため
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	株式会社エスネットワークス 代表取締役 須原 伸太郎	東京都千代田区丸の内1-8-1丸の内トラストタワーN館15F	当社の取引先	1,000	24,333,000 (24,333) (注)5	取引先関係強化のため
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	渡邊 将人	愛知県名古屋市中区	当社の従業員	1,000	24,333,000 (24,333) (注)5	経営参画への意識向上のため
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	長谷川 徳男	愛知県知多郡美浜町	当社の従業員	400	9,733,200 (24,333) (注)5	経営参画への意識向上のため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	後藤 博	愛知県名古屋市熱田区	特別利害関係者等（当社の取締役）	300	7,299,900 （24,333） （注）5	経営参画への意識向上のため
平成29年9月29日	松下 剛	愛知県大府市	特別利害関係者等（大株主上位10名、当社の代表取締役社長）	田中 弘司	大阪府池田市	当社の顧問	300	7,299,900 （24,333） （注）5	所有者の事情による

- （注）1．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成27年10月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（の部）」に記載することとされております。
- 2．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 3．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- （1）当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに係会社及びその役員
 - （2）当社の大株主上位10名
 - （3）当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - （4）金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社
- 4．移動価格は、類似会社比準方式により算出された価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
- 5．移動価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式により算出された価格を参考に決定した価格であります。
- 6．平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該分割前のものを記載しております。
- 7．移動価格は再調達時価純資産価額方式及び類似業種比準価額方式（小会社方式）の折衷価額であります。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行（処分）年月日	平成28年9月12日	平成28年9月21日
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 27,000株	普通株式 23,570株
発行（処分）価格	11,110円（注）5	11,110円（注）5
資本組入額	5,555円	5,555円
発行（処分）価額の総額	299,970,000円	261,862,700円
資本組入額の総額	149,985,000円	130,931,350円
発行（処分）方法	平成28年9月8日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年9月13日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-

項目	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行（処分）年月日	平成28年9月29日	平成28年9月30日
種類	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行（処分）数	普通株式 1,000株	普通株式 27,000株
発行（処分）価格	11,110円（注）5	11,110円（注）5
資本組入額	5,555円	5,555円
発行（処分）価額の総額	11,110,000円	299,970,000円
資本組入額の総額	5,555,000円	149,985,000円
発行（処分）方法	平成28年9月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年9月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	-

項目	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発行（処分）年月日	平成28年 9 月30日	平成29年 8 月 2 日
種類	第 5 回新株予約権 （ストック・オプション）	第 6 回新株予約権
発行（処分）数	普通株式 1,700株	普通株式 200株
発行（処分）価格	11,110円 （注）5	24,333円 （注）6
資本組入額	5,555円	12,167円
発行（処分）価額の総額	18,887,000円	4,866,600円
資本組入額の総額	9,443,500円	2,433,400円
発行（処分）方法	平成28年 9 月28日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。	平成29年 8 月 1 日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	-	（注）3

項目	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権
発行（処分）年月日	平成29年 8 月 4 日	平成29年 9 月29日
種類	第 7 回新株予約権	第 8 回新株予約権 （ストック・オプション）
発行（処分）数	普通株式 42,000株	普通株式 11,760株
発行（処分）価格	24,333円 （注）6	24,333円 （注）6
資本組入額	12,167円	12,167円
発行（処分）価額の総額	1,021,986,000円	286,156,080円
資本組入額の総額	511,014,000円	143,083,920円
発行（処分）方法	平成29年 8 月 1 日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成29年 8 月 1 日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストック・オプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	（注）3	（注）4

項目	株式	株式
発行（処分）年月日	平成28年9月29日	平成29年9月29日
種類	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）
発行（処分）数	4,700株	60,050株
発行（処分）価格	11,110円（注）5	24,333円（注）6
資本組入額	-（注）10	-（注）10
発行（処分）価額の総額	52,217,000円	1,461,196,650円
資本組入額の総額	-（注）10	-（注）10
発行（処分）方法	第三者割当の方法による自己株式の 処分	第三者割当の方法による自己株式の 処分
保有期間等に関する確約	-	（注）2

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされておりす。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第257条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集新株予約権（会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権をいい、同施行規則第259条に規定する新株予約権を除く。）の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により割当てを受けた募集新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされておりす。
 - (3) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされておりす。
 - (4) 新規上場申請者が、前3項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしておりす。
 - (5) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成29年9月30日であります。
- 2．同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 3．同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた新株予約権（以下「割当新株予約権」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日（当該日において割当新株予約権の割当日以後1年間を経過していない場合には、割当新株予約権の割当日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 4．同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 - 5．発行価格は、類似会社比準方式により算出された価格を参考に決定した価格であります。
 - 6．発行価格は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）及び類似会社比準方式により算出された価格を参考に決定した価格であります。

7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
行使時の払込金額	11,110円	11,110円
行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第3回新株予約権	第4回新株予約権
行使時の払込金額	11,110円	11,110円
行使期間	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日	自平成28年10月1日 至平成37年12月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
行使時の払込金額	11,110円	24,333円
行使期間	自平成30年10月1日 至平成38年8月31日	自平成29年10月1日 至平成38年12月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
行使時の払込金額	24,333円	24,333円
行使期間	自平成32年10月1日 至平成41年9月30日	自平成31年10月1日 至平成39年7月31日
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

8. 第2回新株予約権は、退職等により従業員25名1,420株分（分割前）の権利が喪失しております。

9. 第8回新株予約権は、退職等により従業員10名295株分（分割前）の権利が喪失しております。

10. 自己株式の処分のため、資本組入額はありません。

11. 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行（処分）数」、「発行（処分）価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2【取得者の概況】

第1回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
BoyToy, Inc. 代表 マドンナ・ルイズ・チッ コーネ 資本金 0.02百万米ドル	c/o NKSFB, LLC, 810 Seventh Avenue-Suite 1701, New York, New York 10019, USA	マネジメン ト	27,000	299,970,000 (11,110)	取引先

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
神谷 宜典	愛知県尾張旭市	会社役員	2,700	29,997,000 (11,110)	特別利害関係者 等(子会社の取締 役)
本島 一	大阪府池田市	会社役員	1,000	11,110,000 (11,110)	特別利害関係者 等(当社の取締 役)
井上 祐介	愛知県名古屋市中村区	会社役員	1,000	11,110,000 (11,110)	特別利害関係者 等(当社の取締 役)
溝淵 豊弘	愛知県名古屋市昭和区	会社員	1,000	11,110,000 (11,110)	当社の執行役員
長谷川 徳男	愛知県知多郡美浜町	会社員	600	6,666,000 (11,110)	当社の従業員
後藤 吉隆	神奈川県川崎市高津区	会社員	600	6,666,000 (11,110)	当社の従業員
加藤 寿恵	愛知県名古屋市天白区	会社員	600	6,666,000 (11,110)	当社の従業員
渡部 昌毅	福岡県福岡市中央区	会社役員	600	6,666,000 (11,110)	特別利害関係者 等(子会社の取締 役)
飯田 義之	愛知県名古屋市中村区	会社員	500	5,555,000 (11,110)	当社の従業員
矢野 雅史	愛知県名古屋市中村区	会社役員	400	4,444,000 (11,110)	特別利害関係者 等(子会社の取締 役)
宍田 光紀	兵庫県神戸市須磨区	会社員	400	4,444,000 (11,110)	当社の従業員
石川 崇	愛知県知多郡武豊町	会社員	300	3,333,000 (11,110)	当社の従業員
大橋 勲一	愛知県清須市	会社員	250	2,777,500 (11,110)	当社の従業員
佐々木 謙英	愛知県名古屋市中村区	会社員	250	2,777,500 (11,110)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
伊藤 宏紀	愛知県名古屋市中川区	会社役員	200	2,222,000 (11,110)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）
藤本 和也	愛知県名古屋市港区	会社員	190	2,110,900 (11,110)	当社の従業員
熊崎 嘉月	愛知県名古屋市西区	会社員	170	1,888,700 (11,110)	当社の従業員
澤野 正成	愛知県名古屋市中村区	会社員	170	1,888,700 (11,110)	当社の従業員
竹内 淳二	愛知県名古屋市中村区	会社員	150	1,666,500 (11,110)	当社の従業員
服部 克之	中国上海市静安区	会社役員	150	1,666,500 (11,110)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）
伊藤 史尋	愛知県名古屋市北区	会社員	150	1,666,500 (11,110)	当社の従業員
中村 光志	愛知県刈谷市	会社員	150	1,666,500 (11,110)	当社の従業員
杉本 英子	愛知県名古屋市中村区	会社員	150	1,666,500 (11,110)	当社の従業員
大石 正吾	大阪府大阪市淀川区	会社員	150	1,666,500 (11,110)	当社の従業員
松本 知己	台湾台北市松山区	会社役員	150	1,666,500 (11,110)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）
金 鍾貴	愛知県名古屋市天白区	会社員	140	1,555,400 (11,110)	当社の従業員
不破 聖和	岐阜県瑞穂市	会社員	140	1,555,400 (11,110)	当社の従業員
四方 学	大阪府大阪市天王寺区	会社員	140	1,555,400 (11,110)	当社の従業員
川出 周平	愛知県名古屋市中村区	会社員	140	1,555,400 (11,110)	当社の従業員
佐々木 夏彦	愛知県名古屋市中川区	会社員	130	1,444,300 (11,110)	当社の従業員
井澤 信悟	愛知県尾張旭市	会社員	130	1,444,300 (11,110)	当社の従業員
杉山 大地	愛知県西尾市	会社員	120	1,333,200 (11,110)	当社の従業員
渡邊 恵	愛知県江南市	会社員	120	1,333,200 (11,110)	当社の従業員
山元 憲司	愛知県一宮市	会社員	120	1,333,200 (11,110)	当社の従業員
林 洋平	愛知県名古屋市中村区	会社員	120	1,333,200 (11,110)	当社の従業員
森下 憲明	愛知県名古屋市中川区	会社員	120	1,333,200 (11,110)	当社の従業員
矢野 孝宏	東京都千代田区	会社役員	110	1,222,100 (11,110)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
三上 沙智	福岡県福岡市博多区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
小林 誠	埼玉県熊谷市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
犬塚 豊	三重県鈴鹿市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
原 大輔	東京都杉並区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
大森 輝雄	愛知県名古屋市名東区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
舘林 直哉	岐阜県恵那市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
吉中 正樹	奈良県香芝市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
長谷川 恭子	京都府京都市右京区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
金田 直之	三重県松阪市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
須賀 英生	愛知県江南市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
澤田 圭吾	愛知県清須市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
實川 一誠	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
中村 功	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
日高 泰仁	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
太田 順文	愛知県名古屋市中村区	会社役員	100	1,111,000 (11,110)	特別利害関係者等（子会社の取締役）
松本 茂	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
黄 永春	愛知県名古屋市中区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
瀬戸川 嵩	Kim Seng Road, Singapore	会社役員	100	1,111,000 (11,110)	特別利害関係者等（子会社の取締役）
篠崎 和彦	東京都品川区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社の従業員
山田 浩史	愛知県稲沢市	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
佐久間 暁穂	福岡県糟屋郡宇美町	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
藤原 典子	東京都渋谷区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
矢川 紀子	福岡県福岡市東区	会社員	100	1,111,000 (11,110)	当社子会社の従業員
甲山 衣美	愛知県名古屋市中村区	会社員	90	999,900 (11,110)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
小栗 一輝	愛知県名古屋市南区	会社員	90	999,900 (11,110)	当社の従業員
西沢 崇	大阪府大阪市淀川区	会社員	85	944,350 (11,110)	当社子会社の従業員
花田 怜子	東京都中央区	会社員	85	944,350 (11,110)	当社子会社の従業員
浜本 達也	愛知県名古屋市緑区	会社役員	50	555,600 (11,110)	特別利害関係者 等（子会社の取締役）

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株（株式分割後）以下である当社グループの従業員（特別利害関係者等を除く）213名、割当株式の総数71,280株（株式分割後）に関する記載は省略しております。

3. 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第3回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
Epic Rights, Inc. 代表 デル・フラノ 資本金 0.6百万米ドル	8730 Sunset Boulevard, Suite 200 Los Angeles, CA 90069, USA	コンサル ティング	1,000	11,110,000 (11,110)	取引先

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第4回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
CRS HOLDING SARL 代表 クリスティアーノ・ロナウド 資本金 16百万ユーロ	92, rue de Bonnevoie, L- 1260 Luxembourg	マネジメン ト	27,000	299,970,000 (11,110)	取引先

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第5回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
久世 浩司	Upper Serangoon Road, Singapore	会社員	1,700	18,887,000 (11,110)	当社の従業員

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第6回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
Epic Rights, Inc. 代表 デル・フラノ 資本金 2百万米ドル	8730 Sunset Boulevard, Suite 200 Los Angeles, CA 90069, USA	コンサル ティング	200	4,866,600 (24,333)	取引先

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第7回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
株式会社エスネットワークス 代表取締役社長 須原 伸太郎 資本金 567百万円 (受託者)	東京都千代田区丸の内1 丁目8番1号 丸の内ト ラストタワーN館15F	コンサル ティング	42,000	1,021,986,000 (24,333)	(注) 1

(注) 1. 新株予約権信託の受託者として付与しております。

2. 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第8回新株予約権

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
Edward John McLear	Bradford, United Kingdom	会社役員	700	17,033,100 (24,333)	特別利害関係者 等(子会社の取 締役)
Joseph Nicholi Prencipe	Spokane WA, USA	会社役員	700	17,033,100 (24,333)	特別利害関係者 等(子会社の取 締役)
Christopher Paul Leach	West Yorkshire, United Kingdom	会社役員	500	12,166,500 (24,333)	特別利害関係者 等(子会社の取 締役)
木下 健	兵庫県川西市	会社員	500	12,166,500 (24,333)	当社の執行役員
後藤 吉隆	神奈川県川崎市高津区	会社員	400	9,733,200 (24,333)	当社の執行役員
三上 沙智	福岡県福岡市博多区	会社員	230	5,596,590 (24,333)	当社子会社の従 業員
竹内 淳二	愛知県名古屋市中村区	会社員	200	4,866,600 (24,333)	当社の従業員
小林 誠	埼玉県熊谷市	会社員	200	4,866,600 (24,333)	当社子会社の従 業員
上田 英樹	changi rise, Singapore	会社役員	200	4,866,600 (24,333)	特別利害関係者 等(子会社の取 締役)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出 会社との関係
白井 智之	埼玉県入間市	会社員	200	4,866,600 (24,333)	当社の従業員
岡田 美紀子	東京都品川区	会社員	200	4,866,600 (24,333)	当社の従業員
伊藤 宏紀	愛知県名古屋市中川区	会社員	185	4,501,605 (24,333)	当社の従業員
服部 克之	中国上海市静安区	会社役員	150	3,649,950 (24,333)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）
鈴木 剛	神奈川県横須賀市	会社員	150	3,649,950 (24,333)	当社の従業員
富田 誠	福岡県福岡市早良区	会社員	150	3,649,950 (24,333)	当社の従業員
五藤 誠一	愛知県名古屋市名東区	会社員	150	3,649,950 (24,333)	当社の従業員
高田 栄和	京都府木津川市	会社員	150	3,649,950 (24,333)	当社の従業員
佐藤 智洋	岐阜県各務原市	会社員	150	3,649,950 (24,333)	当社の従業員
矢野 孝宏	東京都千代田区	会社役員	140	3,406,620 (24,333)	特別利害関係者 等（子会社の取 締役）
熊崎 嘉月	愛知県名古屋市西区	会社員	130	3,163,290 (24,333)	当社の従業員
山崎 友也	東京都港区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
野口 慈	千葉県千葉市美浜区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
平井 健太	愛知県名古屋市千種区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
中村 満洋	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
藤川 東京雄	愛知県一宮市	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
林田 学	大阪府豊中市	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
高橋 賢	愛知県名古屋市中村区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
折原 史寛	大阪府箕面市	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
吉田 英里	愛知県名古屋市東区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
小島 瞳	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
川口 美幸	愛知県名古屋市天白区	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社の従業員
Shannon Lea Goldberg	Ridgefield CT, USA	会社員	100	2,433,300 (24,333)	当社子会社の従 業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
濱口 正志	東京都江東区	会社員	90	2,189,970 (24,333)	当社の従業員
中川 友佑	愛知県名古屋市瑞穂区	会社員	85	2,068,305 (24,333)	当社の従業員
浜本 達也	愛知県名古屋市緑区	会社役員	50	1,216,650 (24,333)	特別利害関係者等（子会社の取締役）

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載していません。

2. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株（株式分割後）以下である当社グループの従業員（特別利害関係者等を除く）160名、割当株式の総数55,860株（株式分割後）に関する記載は省略しております。

3. 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
ファミリーイナダ株式会社 代表取締役 稲田 二千武 資本金 100百万円	大阪府大阪市淀川区西宮 原2丁目1番3号	マッサージ チェアの製 造販売	600	6,666,000 (11,110)	取引先
株式会社M'sクリスタル 代表取締役 間地 寛 資本金 40百万円	愛知県名古屋市中村区黄 金通1丁目11番地	美容機器等 の販売	500	5,555,000 (11,110)	取引先
株式会社M's-mind 代表取締役 岩崎 哲治 資本金 48百万円	三重県四日市市北浜田町 7番20号	美容機器等 の販売	500	5,555,000 (11,110)	取引先
株式会社M's CREW 代表取締役 鈴木 恵美子 資本金 10百万円	大阪府大阪市西区新町1 丁目33番23号	美容機器等 の販売	500	5,555,000 (11,110)	取引先
株式会社Deto 代表取締役 恩田 多賀雄 資本金 25百万円	岐阜県岐阜市吉野町6丁 目14番地三井生命岐阜駅 前ビル7F	水関連商品 のOEM	400	4,444,000 (11,110)	取引先
有限会社キャスルロック・ コンサルティング 取締役 賣間 正人 資本金 3百万円	東京都港区赤坂9-1- 20-101	コンサル ティング	300	3,333,000 (11,110)	取引先
株式会社ブルースデザイン 代表取締役 中村 友治 資本金 10百万円	愛知県大府市長草町新池 61番地	自動車、電 化製品等の デザイン	300	3,333,000 (11,110)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社新東通信 代表取締役 谷 喜久郎 資本金 90百万円	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16番29号	広告代理店業	300	3,333,000 (11,110)	取引先
株式会社M's MORE 代表取締役 小林 治 資本金 10百万円	福岡県福岡市中央区今泉1丁目12番8号	美容機器等の販売	250	2,777,500 (11,110)	取引先
株式会社ハイフラッグ 代表取締役 齋宮 博之 資本金 10百万円	福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2625番1	美容機器等の販売	200	2,222,000 (11,110)	取引先
株式会社WES 代表取締役 松井 一隆 資本金 30百万円	大阪府大阪市中央区南船場4-11-17 船場MKビル9階	美容機器等の販売	200	2,222,000 (11,110)	取引先
株式会社MSB 代表取締役 遠藤 茂雄 資本金 10百万円	静岡県静岡市葵区東町30番地4	美容機器等の販売	200	2,222,000 (11,110)	取引先
株式会社エスポム 代表取締役 櫻井 勇次 資本金 5百万円	北海道札幌市豊平区平岸五条10丁目7-1	美容機器等の販売	200	2,222,000 (11,110)	取引先
株式会社ドクターズデザインカンパニー 代表取締役 小林 弘幸 資本金 3百万円	東京都港区南麻布4-11-46-302	アドバイザー	150	1,666,500 (11,110)	取引先
株式会社FMK 代表取締役 長田 和之 資本金 3百万円	大阪府大阪市北区天満2丁目15番15号	美容機器等の販売	100	1,111,000 (11,110)	取引先

(注)平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

株式

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
富士フィルム株式会社 代表取締役社長 助野 健児 資本金 40,000百万円	東京都港区西麻布2丁目26番30号	写真フィルム、医療機器、医薬品等の製造販売	20,000	486,660,000 (24,333)	取引先
トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長 奥田 昌孝 資本金 29,065百万円	東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号	アウトソーシングビジネス	16,000	389,328,000 (24,333)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
豊田通商株式会社 代表取締役 加留部 淳 資本金 64,936百万円	愛知県名古屋市中村区名 駅4丁目9番8号	総合商社	8,000	194,664,000 (24,333)	取引先
MTG持株会 理事長 波多野 幸之	愛知県名古屋市中村区本 陣通2丁目32番	当社グルー プの従業員 持株会	7,900	192,230,700 (24,333)	当社グループの従 業員持株会
株式会社見果てぬ夢 代表取締役 下山 二郎 資本金 396百万円	東京都品川区西五反田2 -12-19 五反田NNビル 8階	ITサービス	1,000	24,333,000 (24,333)	取引先
リネットジャパングループ株 式会社 代表取締役 黒田 武志 資本金 580百万円	愛知県大府市柊山町3丁 目33番地	ネットリ ユース及び ネットリサ イクル	1,000	24,333,000 (24,333)	取引先
ファミリーナダ株式会社 代表取締役 稲田 二千武 資本金 100百万円	大阪府大阪市淀川区西宮 原2丁目1番3号	マッサージ チェアの製 造販売	400	9,733,200 (24,333)	取引先
ダイコー化学工業株式会社 代表取締役 後藤 文男 資本金 10百万円	静岡県浜松市東区豊町 3226番地1	プラスチッ ク製品の企 画開発	400	9,733,200 (24,333)	取引先
株式会社グラセル 代表取締役 谷村 敏昭 資本金 99百万円	大阪府茨木市宿久庄2丁 目5番10号	化粧品・ト イレットリ ー容器の開 発	400	9,733,200 (24,333)	取引先
佐川印刷株式会社 代表取締役 木下 寧久 資本金 100百万円	京都府向日市森本町戌亥 5番地3	印刷	300	7,299,900 (24,333)	取引先
株式会社桃谷順天館 代表取締役社長 桃谷 誠一郎 資本金 99百万円	大阪府大阪市中央区上町 1丁目4番1号	化粧品の製 造販売	300	7,299,900 (24,333)	取引先
日本炭酸瓦斯株式会社 代表取締役 高稲 正美 資本金 412百万円	東京都足立区青井3丁目 12番15号	ミニガス カートリッ ジの製造販 売	300	7,299,900 (24,333)	取引先
大日化工株式会社 代表取締役 松尾 敬 資本金 36百万円	兵庫県伊丹市森本3丁目 21番地	合成樹脂製 品の製造加 工	300	7,299,900 (24,333)	取引先
MATSUGA (HK) INDUSTRIAL LTD 董事長 左 中禾 資本金 669万中国元	Office No.7 9/F Wealth Commercial Centre 48 Kwong Wa Street Mongkok Kowloon, Hong Kong	美容健康機 器の製造	300	7,299,900 (24,333)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
株式会社新東通信 代表取締役 谷 喜久郎 資本金 90百万円	愛知県名古屋市中区丸の内3丁目16番29号	広告代理店業	200	4,866,600 (24,333)	取引先
東洋ビューティ株式会社 代表取締役 岩瀬 健治 資本金 45百万円	大阪府大阪市東成区東中本3丁目13番8号	化粧品、医薬部外品の受託製造	200	4,866,600 (24,333)	取引先
上六印刷株式会社 代表取締役 三島 基司 資本金 59百万円	大阪府大阪市天王寺区上汐3丁目2番16号	印刷	200	4,866,600 (24,333)	取引先
株式会社日本理工医学研究所 代表取締役 阿比留 宏 資本金 52百万円	長崎県佐世保市新行江町800番地	医用電子機器の製造販売	200	4,866,600 (24,333)	取引先
古林紙工株式会社 取締役社長 古林 敬碩 資本金 2,151百万円	大阪府大阪市中央区大手通3丁目1番12号	印刷	200	4,866,600 (24,333)	取引先
ダイナパック株式会社 代表取締役 杉山 喜久雄 資本金 4,000百万円	愛知県名古屋市中区錦3丁目14番15号	印刷	200	4,866,600 (24,333)	取引先
ミツワ電機工業株式会社 代表取締役 山田 浩 資本金 98百万円	大阪府羽曳野市誉田7丁目720番地	マグネシウム・プラスチックの射出成形	200	4,866,600 (24,333)	取引先
SMK株式会社 代表取締役 池田 靖光 資本金 7,996百万円	東京都品川区戸越6丁目5番5号	電子機器用部品等の製造販売	200	4,866,600 (24,333)	取引先
株式会社Deto 代表取締役 恩田 多賀雄 資本金 25百万円	岐阜県岐阜市吉野町6丁目14番地三井生命岐阜駅前ビル7F	水関連商品のOEM	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社京都プラテック 代表取締役 井手 敏明 資本金 90百万円	京都府久世郡久御山町森中内61番地2	精密プラスチック部品等の製造販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社セルヴァン 代表取締役 一宮 克朗 資本金 10百万円	京都府宇治市大久保町西ノ端1番32	スポーツ用品等の製造販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
テクノプラスジャパン株式会社 代表取締役 川村 美知江 資本金 95百万円	東京都中央区日本橋小舟町12番7号日本橋MMビル5F	プラスチック成形や金型加工	100	2,433,300 (24,333)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
東洋エアゾール工業株式会社 代表取締役社長 小林 数尚 資本金 315百万円	東京都品川区東五反田 2 丁目18番 1号	各種噴霧媒 質の充填並 びに販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社シーエスラボ 代表取締役 林 雅俊 資本金 30百万円	東京都豊島区高田 3 -32- 3	化粧品OEM	100	2,433,300 (24,333)	取引先
アベイズム株式会社 代表取締役社長 阿部 秀一 資本金 94百万円	東京都目黒区上目黒 4 丁 目30番12号	印刷・マ ニュアル編 集	100	2,433,300 (24,333)	取引先
大商硝子株式会社 代表取締役 徳 洋一 資本金 60百万円	大阪府大阪市城東区鳴野 西 2 丁目 6 番 5 号	容器及び関 連付属品製 造・企画・ 販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社クラウン・パッケー ジ 代表取締役 佐光 恵藏 資本金 638百万円	愛知県小牧市小針 3 丁目 67番地	印刷	100	2,433,300 (24,333)	取引先
竹本容器株式会社 代表取締役社長 竹本 笑子 資本金 831百万円	東京都台東区西浅草 1 - 5 -15	プラスチッ ク製等の包 装容器の製 造販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
朝日印刷株式会社 代表取締役社長 濱 尚 資本金 1,669百万円	富山県富山市一番町 1 番 1号一番町スクエアビル	印刷・包装 資材の製造 販売	100	2,433,300 (24,333)	取引先
エステートケミカル株式会社 代表取締役 鴻池 直弘 資本金 45百万円	三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 6 番地16	化粧品・医 薬品外品 OEM製品	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社中島弘文堂印刷所 代表取締役 中島 敏行 資本金 20百万円	大阪府大阪市東成区深江 南 2 丁目 6 番 8 号	印刷	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社大幸 代表取締役 大森 章弘 資本金 10百万円	愛知県名古屋市北区西味 鏡 2 丁目241番地	シール印 刷・シルク スクリーン 印刷	100	2,433,300 (24,333)	取引先
和多田印刷株式会社 代表取締役 和多田 耕三 資本金 42百万円	京都府京都市南区東九条 南河辺町 5 番地	印刷	100	2,433,300 (24,333)	取引先
TAISEI株式会社 代表取締役 細水 雄一郎 資本金 30百万円	大阪府東大阪市高井田西 1 丁目 3 番22号	印刷	100	2,433,300 (24,333)	取引先

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
SHENZHEN EASTPORT ELECTRONIC CO.,LTD. 代表 FU QIANG 資本金 0.01百万香港ドル	RM.619,CHEVALIER COMM.CTR.8 WANG HOI RD.KOWLOON BAY,KOWLOON,HONG KONG	美容健康機器製造	100	2,433,300 (24,333)	取引先
SISTERS CO.,LTD. 代表 KUO CHING YI 資本金 5百万ニュー台湾 ドル	5 F-1,NO.233.SEC. 2,YUNGHORD.,YUNGH O DIST.,NEW TAIPEI CITY,TAIWAN	美容健康機器製造	100	2,433,300 (24,333)	取引先
株式会社河合清光堂 代表取締役 河合 公正 資本金 10百万円	愛知県北名古屋市九之坪 鴨田72	シール印刷 及び粘着ラ ベル関連機 器の販売	50	1,216,650 (24,333)	取引先

(注) 平成30年2月17日付で普通株式1株につき12株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
松下 剛（注）1、2、4	愛知県大府市	22,576,440	64.16
株式会社Mコーポレーション （注）2、8	愛知県大府市柘山町4丁目83番地	6,360,000	18.07
MTG持株会（注）2	愛知県名古屋市中村区本陣通2丁目 32番	1,052,940	2.99
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合 （注）2	東京都港区虎ノ門1丁目23番1号 （株式会社ジャフコ内）	960,000	2.73
株式会社MTG（注）5	愛知県名古屋市中村区本陣通2丁目 32番地 MTG HIKARIビル	855,000	2.43
株式会社エスネットワークス（受託者） （注）9	東京都千代田区丸の内1-8-1丸 の内トラストタワーN館15F	504,000 (504,000)	1.43 (1.43)
BoyToy, Inc.	c/o NKSFB, LLC 810 Seventh Avenue, Suite 1701, New York, NY 10019, USA	324,000 (324,000)	0.92 (0.92)
CRS HOLDINGS SARL	92, rue de Bonnevoie, L-1260 Luxembourg	324,000 (324,000)	0.92 (0.92)
富士フイルム株式会社（注）2	東京都港区西麻布2丁目26番30号	240,000	0.68
中島 敬三（注）2、3、4	愛知県豊橋市	240,000	0.68
川嶋 光貴（注）2、3、4	愛知県名古屋市中村区	240,000	0.68
長友 孝二（注）2、3、4	愛知県名古屋市中村区	240,000	0.68
清川 卓也（注）2、7	愛知県岡崎市	240,000	0.68
トランス・コスモス株式会社（注）2	東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号	192,000	0.55
豊田通商株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅4丁目9 番8号	96,000	0.27
本島 一（注）3	大阪府池田市	36,000 (12,000)	0.10 (0.03)
井上 祐介（注）3、4	愛知県名古屋市中村区	36,000 (12,000)	0.10 (0.03)
神谷 宜典（注）7	愛知県尾張旭市	32,400 (32,400)	0.09 (0.09)
久世 浩司（注）4、6	Upper Serangoon Road, Singapore	24,000 (20,400)	0.07 (0.06)
Epic Rights, Inc.	8730 Sunset Boulevard, Suite 200 Los Angeles, CA 90069, USA	14,400 (14,400)	0.04 (0.04)
長谷川 徳男（注）3	愛知県知多郡美浜町	13,704 (7,200)	0.04 (0.02)
ファミリーイナダ株式会社	大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目1 番3号	12,000	0.03
SHUN HING LIFE AND BEAUTY CO.,LTD.	15/F New East Ocean Centre, 9 Science Museum Road, Tsimshatsui East, Kowloon, Hong Kong	12,000	0.03
KOREA TECH	韓国ソウル特別市江南区奉恩寺路49 ギル12	12,000	0.03
株式会社エスネットワークス	東京都千代田区丸の内1-8-1丸 の内トラストタワーN館15F	12,000	0.03

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
株式会社見果てぬ夢	東京都品川区西五反田 2 - 12 - 19 五反田NNビル 8階	12,000	0.03
リネットジャパングループ株式会社	愛知県大府市柞山町 3 丁目33番地	12,000	0.03
市川 秀幸（注） 4	愛知県名古屋市中村区	12,000	0.03
渡邊 将人（注） 4、 6	愛知県名古屋市中区	12,000	0.03
溝渕 豊弘（注） 6	愛知県名古屋市中区	12,000	0.03
後藤 吉隆（注） 4、 6	愛知県名古屋市中区	(12,000)	(0.03)
Edward John McLearn（注） 4	神奈川県川崎市中原区	12,000	0.03
Joseph Nicholi Prencipe（注） 4	Spokane WA, USA	(12,000)	(0.03)
渡部 昌毅（注） 4	Bradford, United Kingdom	8,400	0.02
加藤 寿恵（注） 7	Spokane WA, USA	(8,400)	(0.02)
株式会社M'sクリスタル	福岡県福岡市中央区	8,400	0.02
株式会社M's-mind	福岡県福岡市中央区	(8,400)	(0.02)
株式会社M's CREW	愛知県名古屋市中村区黄金通 1 丁目1 1 番地	7,200	0.02
株式会社Deto	三重県四日市市北浜田町 7 番20号	(7,200)	(0.02)
株式会社新東通信	大阪府大阪市西区新町 1 丁目33番23号	7,200	0.02
米澤 和芳	岐阜県岐阜市吉野町 6 丁目14番地三井生命岐阜駅前ビル 7 F	(7,200)	(0.02)
Christopher Paul Leach（注） 4	愛知県名古屋市中村区丸の内 3 丁目16番29号	6,000	0.02
木下 健（注） 6	奈良県奈良市	6,000	0.02
飯田 義之（注） 7	Leeds, United Kingdom	(6,000)	(0.02)
ダイコー化学工業株式会社	愛知県名古屋市中区	6,000	0.02
株式会社グラセル	愛知県名古屋市中村区	(6,000)	(0.02)
矢野 雅史（注） 7	静岡県浜松市東区豊町3226番地 1	6,000	0.02
宍田 光紀（注） 7	大阪府茨木市宿久庄 2 丁目 5 番10号	(6,000)	(0.02)
伊藤 宏紀（注） 7	愛知県名古屋市中東区	4,800	0.01
楠 敏夫	愛知県名古屋市中東区	(4,800)	(0.01)
竹内 淳二（注） 7	兵庫県神戸市須磨区	4,800	0.01
	東京都葛飾区	(4,800)	(0.01)
	滋賀県彦根市	4,620	0.01
	愛知県名古屋市中村区	(4,620)	(0.01)
		4,200	0.01
		(4,200)	(0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する 所有株式数の割合 （％）
その他453名	-	351,876 (248,160)	1.00 (0.71)
計	-	35,190,180 (1,590,180)	100.00 (4.52)

（注）1．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

2．特別利害関係者等（大株主上位10名）

3．特別利害関係者等（当社の取締役）

4．特別利害関係者等（子会社の取締役）

5．当社の自己株式

6．当社の執行役員

7．当社の従業員

8．特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社）

9．新株予約権信託の受託者

10．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

11．（ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社M T G

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今泉 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M T Gの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M T G及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社M T G

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今泉 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M T Gの平成28年10月1日から平成29年9月30日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M T Gの平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社M T G

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今泉 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M T Gの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M T G及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年 5月23日

株式会社M T G

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今泉 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M T Gの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M T Gの平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年5月23日

株式会社M T G

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今泉 誠
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂部 彰彦
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社M T Gの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年1月1日から平成30年3月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成29年10月1日から平成30年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社M T G及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。